

# えひめ震災対策アクションプラン

平成27年3月策定  
令和2年3月修正

愛媛県

# 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 策定の背景 .....        | 1   |
| (1) 東日本大震災の教訓 .....  | 1   |
| (2) 国の動き .....       | 2   |
| (3) 本県の対応 .....      | 8   |
| 2 愛媛県地震被害想定調査 .....  | 12  |
| (1) 想定地震 .....       | 12  |
| (2) 想定地震の特徴 .....    | 13  |
| (3) 地震動の想定結果 .....   | 17  |
| (4) 津波の想定結果 .....    | 21  |
| (5) 想定される被害の概要 ..... | 23  |
| 3 基本方針 .....         | 25  |
| (1) 対象地震 .....       | 25  |
| (2) 策定の目的 .....      | 25  |
| (3) 政策の柱 .....       | 25  |
| (4) 計画期間 .....       | 26  |
| (5) 減災目標 .....       | 26  |
| (6) 施策体系 .....       | 29  |
| 4 目標指標 .....         | 32  |
| 5 具体的な施策 .....       | 39  |
| (参考) 減災効果例 .....     | 111 |

# 1 策定の背景

## (1) 東日本大震災の教訓

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震による強い揺れと巨大な津波により、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

この東日本大震災による死者・行方不明者は、東北地方の沿岸部を中心に 13 都道県に及び、死者 19,689 人、行方不明者 2,563 人（平成 31 年 3 月 1 日現在）と、戦後では阪神・淡路大震災を上回る未曾有の大災害となった。

また、被害を受けた建物は、全壊が約 12 万棟、半壊が約 28 万棟、震災発生直後の避難者は 40 万人以上にのぼり、ライフラインでは、停電が最大約 850 万戸、断水が最大約 230 万戸、ガス供給停止が最大約 200 万戸の被害が発生した。

一方で、先人からの伝承を踏まえた防災教育により子どもたちが率先して避難した事例や、高台に設けられた避難場所や避難路などの避難施設が効果を発揮した事例など、これまでの教訓が生かされ、数多くの命が救われた。

東日本大震災では、ハード対策だけでは被害を防ぎきることができない場合があることが明らかになった。そのため、大規模災害では、まずは命を守ることを最優先に、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等のあらゆる側面において、できる限り被害の最小化を図る「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて一体的に防災・減災対策を推進していく必要がある。

さらに、東日本大震災では、「想定外」という言葉が繰り返し使われた。今後は、二度と「想定外」を繰り返さないよう、あらゆる可能性を考慮して対策を講じていくことが必要である。

本県においても、これらの教訓をしっかりと受け止め、大規模災害による被害を最小限に抑えるための最大限の備えを行っていく必要がある。

## (2) 国の動き

### ①災害対策基本法の改正

東日本大震災における対応を検証し、その教訓を総括するとともに、大規模災害に備え、防災対策の充実・強化を図るため、平成23年10月に中央防災会議の専門調査会として「防災対策推進検討会議」が設置され、平成24年3月に中間報告が取りまとめられた。

この中間報告を受け、平成24年3月の中央防災会議において「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」が決定され、災害対策の法制に関わる課題のうち、大規模災害時における対応の円滑化、迅速化等、緊急性の高いものから法制化の検討を進めることとし、平成24年6月に災害対策基本法の見直し（第1弾改正）が行われた。

また、住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充など、引き続き検討すべきとされた諸課題については、平成24年7月の防災対策推進検討会議の最終報告を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の見直し（第2弾改正）が行われた。

これ以降も、平成26年11月に、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の見直しが行われたのをはじめ、その後に発生した災害から得られた知見等を反映する改正が行われている。

#### 災害対策基本法の改正（平成24年6月27日公布）〔第1弾〕

- 大規模広域な災害に対する即応力の強化
- 大規模広域な災害時における被災者対応の改善
- 教訓伝承、防災教育の強化等による防災意識の向上 等

#### 災害対策基本法の改正（平成25年6月21日公布）〔第2弾〕

- 大規模広域な災害に対する即応力の強化等
- 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- 被災者保護対策の改善
- 平素からの防災への取組の強化 等

#### 災害対策基本法の改正（平成26年11月21日公布）

- 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
- 土地の一時使用等
- 関係機関、道路管理者間の連携・調整

#### 災害対策基本法の改正（平成27年7月17日公布）

- 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定
- 大規模な災害に備えた環境大臣による代行措置の整備

#### 災害対策基本法の改正（平成28年5月20日公布）

- 港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等

#### 災害対策基本法の改正（平成30年6月27日公布）

- 被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化

## ②防災基本計画の修正

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終報告や、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告、災害対策基本法の改正等を踏まえ、防災基本計画が順次修正された。

また、その後に発生した災害から得られた知見等を反映する修正が行われている。

### 防災基本計画の修正（平成 23 年 12 月 27 日）

- 津波災害対策編の新設
- 地震・津波対策の抜本的強化（津波に強いまちづくり、避難体制の確保等）
- 最近の防災対策の見直しの反映（避難所の生活環境改善、女性ニーズの配慮等） 等

### 防災基本計画の修正（平成 24 年 9 月 6 日）

- 大規模広域災害への即応力の強化（自治体間の相互応援の促進等）
- 大規模広域災害における被災者への対応改善（救援物資の確実な供給等）
- 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上 等

### 防災基本計画の修正（平成 26 年 1 月 17 日）

- 防災の基本理念の明確化 ○大規模広域災害に対する即応力強化
- 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ○被災者保護対策の改善
- 平素からの防災への取組の強化 ○大規模災害からの円滑かつ迅速な復興 等

### 防災基本計画の修正（平成 26 年 11 月 28 日）

- 放置車両及び立ち往生車両対策の強化 等

### 防災基本計画の修正（平成 27 年 3 月 31 日）

- 原子力防災体制の充実・強化 等

### 防災基本計画の修正（平成 27 年 7 月 7 日）

- 土砂災害、火山災害、複合災害への対策の強化 等

### 防災基本計画の修正（平成 28 年 2 月 16 日）

- 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（電気・水・食料の確保等）
- 廃棄物処理法等の改正を踏まえた防災対策の強化 等

### 防災基本計画の修正（平成 28 年 5 月 31 日）

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化
  - ・被災市町村の災害対応支援
  - ・被災生活の環境整備
  - ・ボランティアとの連携・協働 等

### 防災基本計画の修正（平成 29 年 4 月 11 日）

- 平成 28 年熊本地震等の教訓を踏まえた修正
  - ・地方公共団体への支援の充実
  - ・被災者の生活環境の改善
  - ・応急的な住まいの確保や生活復興支援
  - ・物資輸送の円滑化

- 平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた修正 等

### 防災基本計画の修正（平成 30 年 6 月 29 日）

- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた修正 等

### 防災基本計画の修正（令和元年 5 月 31 日）

- 平成 30 年 7 月西日本豪雨災害を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
- 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化 等

### ③地震被害想定

東日本大震災を受け、中央防災会議に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の提言（平成 23 年 6 月）では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、これまでの考え方を改め、津波堆積物調査などの科学的知見をベースに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とされた。

この考え方を踏まえ、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討がなされるとともに、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」においては、南海トラフ巨大地震を対象として、具体的な被害想定や今後の取り組むべき対策等について検討がなされた。

#### 南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年 8 月設置）

最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討が進められ、平成 24 年 8 月に、第二次報告として、震度分布並びに津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられた。

それによると、震度 7 が 10 県、10m 以上の津波高が 13 都県と関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定され、本県においても、7 市で震度 7、宇和海沿岸 5 市町では 10m を超す津波高、県内全域で 4,260ha の浸水が想定されている。

#### 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（平成 24 年 4 月設置）

南海トラフの巨大地震モデル検討会での検討を踏まえ、南海トラフ沿いで最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害想定や実施すべき対策等について検討が進められた。

平成 24 年 8 月に、被害想定の第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果が取りまとめられ、平成 25 年 3 月には、被害想定の第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害が取りまとめられた。

それによると、最悪のケースの場合、死者が約 32 万 3 千人、全壊棟数が約 238 万 6 千棟、避難者が約 950 万人、経済被害が 169.5 兆円となり、西日本を中心に東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になる被害が想定されている。また、本県においても、死者が約 1 万 2 千人、全壊棟数が約 19 万 2 千棟、避難者が約 54 万人、経済被害が 10.9 兆円と、甚大な被害が想定されている。

これらの被害想定を踏まえ、平成 25 年 5 月には、最終報告として、南海トラフ巨大地震に対する具体的な対策が取りまとめられた。

#### 【参考】南海トラフ巨大地震の被害想定について（令和元年 6 月再計算）

最悪のケースの場合、死者が約 23 万 1 千人、全壊棟数が約 209 万 4 千棟、避難者が約 880 万人、経済被害が 171.6 兆円となり、本県においても、死者が約 9 千 2 百人、全壊棟数が約 16 万 8 千棟、避難者が約 49 万人と、甚大な被害が想定されている。

### ④南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震については、その地震発生の切迫性等の違い

から、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきたが、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まったことから、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震や津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守り、さらに、社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、同年12月に施行された。

これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策が推進されることとなった。

平成26年3月には、同法に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」が指定されるとともに、想定される死者数を10年間で概ね8割減少させることを減災目標として掲げた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、「南海トラフ地震防災対策推進地域」における地震防災対策が推進されることとなった。また、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された市町村は、津波避難対策緊急事業計画を作成することにより財政上の特例措置が受けられるなど、南海トラフ地震の最大の課題である津波避難対策の充実・強化が図られることとなった。

なお、本県においては、県内全市町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、宇和海沿岸5市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月策定、令和元年5月変更）

### 第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

### 第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本の方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとつて、「各般にわたる甚大な被害への対応」、「津波からの人命の確保」等、9つの基本の方針により計画的かつ速やかに防災対策を推進。

### 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の基本の方針を踏まえ、「地震対策」「津波対策」「災害発生時の対応に係る事前の備え」等の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 減災目標（10年間） | 想定される死者数 概ね8割以上減少      |
|            | 想定される建築物の全壊棟数 概ね5割以上減少 |

### 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本の方針

「初動体制の確立」、「迅速な被害情報の把握」、「津波からの緊急避難への対応」等の13項目に留意して災害応急対策を推進。

### 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項。

### 第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項。

## ⑤南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、総合的な地震・津波対策を進めることとなったが、被害をより低減するという視点から、大規模地震発生についての確度の高い予測は困難であるものの、現在の科学的知見を十分に活用して、地震発生前に起こり得る現象を想定し、あらかじめその対応を検討することが極めて重要であるとの考え方の下、大規模地震の予測可能性について検討を行うとともに、それを踏まえた南海トラフ沿いの地震観測やその評価体制のあり方、観測・評価に基づく地震防災対応のあり方について検討を行うため、平成28年6月に、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置された。

また、このワーキンググループがとりまとめた防災対応の基本的な方向性に基づき、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討するため、平成30年3月に、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」が設置された。

このワーキンググループがとりまとめた報告書を踏まえ、平成31年3月に、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」が作成され、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合における、地方公共団体、企業等の取るべき防災対応が示されたほか、令和元年5月、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、国、地方公共団体等がとるべき防災対応や防災対応を実行するに当たっての仕組み等が反映された。

### 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ（平成28年6月設置）

南海トラフで観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがある典型的なケースの科学的評価を整理し、それら南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性が平成29年9月にとりまとめられた。

### 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ（平成30年3月設置）

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループがとりまとめた基本的な方向性を踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価される典型的なケースについて、どのような現象が典型的なケースに該当するのかの具体的な基準等について検討を行うとともに、地方公共団体・企業等が防災対応を具体的に検討・実施するための配慮事項等をとりまとめた「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」が平成30年12月に報告された。

それによると、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され防災対応を取るべきケースを「半割れケース」、「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の3ケースに整理し、半割れケースでは、被災地域以外でも、後発地震に備え1週間は防災対応を実施すること、一部割れケース・ゆっくりすべりケースでは、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施することが必要とされている。

**南海トラフ地震に関する情報（平成 29 年 11 月提供開始）**

**南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（令和元年 5 月提供開始）**

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループが、「地震予知を前提とした地震防災应急対策は改める一方、現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要」としたことから、気象庁は、平成 29 年 11 月に「南海トラフ地震に関する情報」の提供を開始した。

また、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められたことから、従前の「南海トラフ地震に関する情報」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始した。

これにより、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象の調査を開始した場合、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表され、調査終了後、現象の規模等に応じ、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの臨時情報が発表され、その後の状況の推移等は「南海トラフ地震関連解説情報」で発表されることとなった。

### (3) 本県の対応

#### ①地震被害想定調査

平成 12 年～13 年度に実施した愛媛県地震被害想定調査について、最新かつ詳細なデータや「南海トラフの巨大地震モデル検討会」等の新たな知見を踏まえ、市町ごとに詳細な被害状況を推計し、地域の危険性を総合的、科学的に把握することにより、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るため、平成 24～25 年度の 2 か年かけて見直しを行った。

見直しに当たっては、有識者で構成する「愛媛県地震被害想定調査検討委員会」や「愛媛県津波痕跡物調査アドバイザー」の意見を踏まえ、平成 25 年 6 月には地震動・液状化・土砂災害・津波の想定、平成 25 年 12 月には人的・物的・ライフライン・経済被害等の想定を取りまとめた。

それによると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、13 市町で最大震度が 7、宇和海沿岸 5 市町の最大津波高が 9.1m～21.3m、県全体で浸水面積が 11,995ha となり、最悪のケースでは、死者数は約 1 万 6 千人、倒壊や焼失する家屋は約 24 万 4 千棟、避難者は最大で約 56 万人、経済被害は 16.2 兆円にのぼり、本県に甚大な被害が生じることが見込まれている。

（詳細は後述のとおり）

#### ②愛媛県地域防災計画の修正

本県では、東日本大震災の教訓やこれを踏まえた南海トラフ巨大地震等の大規模災害への即応力の強化を図った災害対策基本法等の法制上の変更点、その後に発生した災害から得られた知見等を反映し、東日本大震災以降、8 度にわたり愛媛県地域防災計画の修正を行った。

主な修正内容は次のとおりである。

##### 平成 24 年度の愛媛県地域防災計画の修正（平成 24 年 10 月修正）

国における平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正（第 1 弹）と平成 23 年 12 月、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正のほか、平成 23 年度に設置した「愛媛県地域防災計画検討会」において取りまとめた「愛媛県地域防災計画の修正の方向性（骨子）」の内容を反映させたものである。

###### 主な修正事項

- 津波災害対策編の新設
- 「減災」の考え方を防災の基本方針とすること
- 災害医療コーディネータ制度の導入
- 被災市町へのプッシュ型の支援の実施 等

### 平成 25 年度の愛媛県地域防災計画の修正（平成 26 年 3 月修正）

国における平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正（第 2 弹）と平成 26 年 1 月の防災基本計画の修正のほか、平成 24～25 年度に本県が実施した地震被害想定調査の結果を反映させたものである。

#### 主な修正事項

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 指定緊急避難場所、指定避難所の指定
- 家庭における 7 日分以上備蓄の推奨
- 広域防災拠点の指定、整備 等

### 平成 26 年度の愛媛県地域防災計画の修正（平成 26 年 11 月修正）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域として、平成 26 年 3 月に県内全域が指定されたことに伴い、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を「南海トラフ地震対策推進計画」として地域防災計画に規定したものである。

#### 主な修正事項

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成期間の設定
- 津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助の実施 等

### 平成 27 年度の愛媛県地域防災計画の修正（平成 27 年 8 月修正）

国における平成 26 年 11 月の災害対策基本法の改正と防災基本計画の修正のほか、土砂災害防止法の改正を反映する等の修正を行ったものである。

#### 主な修正事項

- 緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合における道路管理者による放置車両等の移動等について規定
- 公安委員会による道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請について規定
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、結果の公表により、土砂災害の危険性を住民に周知する旨規定
- 土砂災害警戒情報の市町への通知、一般に周知させるための必要な措置について規定
- 南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、計画期間や減災目標、県として取り組むべき施策等を盛り込んだ「えひめ震災対策アクションプラン」を規定
- 愛媛県広域防災活動要領の策定を受けて、大規模災害時に県内外からの人的・物的支援を受け入れるための基本的な体制や手順等を整理 等

### **平成 28 年度の愛媛県地域防災計画の修正（平成 29 年3月修正）**

国における平成 28 年5月の災害対策基本法の改正と平成 28 年2月及び5月の防災基本計画の修正のほか、水防法の改正や避難勧告等に関するガイドラインの改定を反映する等の修正を行ったものである。

#### **主な修正事項**

- 放置車両等の移動等の実施主体に、港湾管理者及び漁港管理者を追加
- 県による人的被害者数の一元的な集約
- 県・市町における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化
- 国土強靭化法に基づく愛媛県地域強靭化計画を明記
- 大規模災害発生時に災害廃棄物処理を適正かつ迅速に推進するために、県及び市町が実施すべき事項等について整理した愛媛県災害廃棄物処理計画を明記

等

### **平成 29 年度の愛媛県地域防災計画の修正（平成 29 年9月修正）**

熊本地震等を踏まえた国の平成 29 年4月の防災基本計画の修正を反映したほか、本県独自項目として、熊本地震の課題と本県の現状及び課題への対応等を踏まえて修正を行ったものである。

#### **主な修正事項**

- 県及び市町の物資拠点の開設及び避難所までの輸送体制の強化
- 物資供給マニュアルの作成や情報共有方法を検討し、物資供給体制を強化
- 住家被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制の強化
- 過去に災害対応業務に従事した職員を応援職員として防災担当課へ兼務発令を行い災害対応体制を強化
- スマートフォン向け避難支援アプリを構築し、災害時の円滑な避難を支援 等

### **令和元年度の愛媛県地域防災計画の修正（令和元年6月修正）**

国における平成 30 年6月の防災基本計画の修正を反映したほか、本県独自項目として、平成 30 年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告を踏まえた修正を行ったものである。

#### **主な修正事項**

- ボランティア団体及びNPO等との連携体制の確保
- 総務省に対する「被災市区町村応援職員確保システム」に基づいた応援要請
- 防災士の資格取得の促進、地域防災リーダーの養成
- 県内市町間のカウンターパート方式による相互応援
- 罹災証明書の交付体制の整備 等

### **令和元年度の愛媛県地域防災計画の修正（令和2年2月修正）**

国における令和元年5月の防災基本計画の修正を反映したほか、本県独自項目として、台風第 19 号等の被災地支援の知見等を踏まえた修正を行ったものである。

#### **主な修正事項**

- ため池の耐震化や統廃合の推進
- 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による「情報共有会議」の整備・強化
- 市町における受援計画の策定 等

### ③各種防災・減災対策の実施

#### ・東日本大震災の教訓等を踏まえた対策

本県では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、揺れや津波から県民の命を守ることを最優先に、「減災」の考え方を基本として、緊急を要する課題に対して迅速に対応してきた。

具体的には、県立学校や社会インフラ等の耐震対策や、救援・支援に重要な役割を果たす緊急輸送道路などの「命の道」の整備のほか、津波対策として、計画的に海岸保全施設を整備するための耐震調査や、津波から逃げるための緊急避難路の整備などに取り組んできた。

また、こうしたハード面の対策だけでなく、ソフト面では、災害発生時に県民自らが命を守る行動に直ちに移れるよう、津波避難訓練の実施や、新たに作成した南海トラフ地震体験版DVD・リーフレット等を活用した啓発活動など、防災意識の一層の醸成を図るほか、自主防災組織の結成やその活動の核となる防災士の養成にも積極的に取組んできた。

さらに、大規模災害時に県内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、県内の17施設を広域防災拠点として選定するとともに、拠点の開設や運営、救助機関等の受け入れ、支援物資の調達や運搬等に関し、具体的な手順等を示した「愛媛県広域防災活動要領」を策定した。

#### ・その後に発生した災害から得られた知見等を踏まえた対策

本県では、平成28年熊本地震の課題への対応として、大規模災害時に避難所に対して物資供給を円滑に行うための「愛媛県救援物資供給マニュアル」や、応急仮設住宅を迅速に建設するための「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」を策定するなど、東日本大震災の後に発生した災害を踏まえた取組みを実施している。

平成30年には、西日本豪雨災害により本県でも甚大な被害が発生したことから、この災害での県、市町及び防災関係機関の初動・応急対応を検証のうえ課題を抽出し、県の災害対策本部体制の見直しやリエゾン（災害時情報収集職員）派遣体制の強化等、災害対応に係るこれまでの体制や計画について見直しや改善を行うとともに、災害時の県内市町間の迅速な相互支援を実現するために、平時からの「市町間カウンターパート関係」を構築したほか、国・他県等からの人的・物的支援へ市町が円滑に対応するための「市町受援計画」の策定支援、行政・社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等の連携強化、災害時応援協定による民間企業との連携強化、情報共有機能の強化としての「テレビ会議システム」の拡充、罹災証明書を早期に発行するための電子システムの導入など、様々な施策に取り組んでおり、これらの取組みは、地震災害への対策としても有効であると考えている。

また、引き続き、災害時の避難・救援のための道路や津波対策となる海岸保全施設の整備、各種公共土木施設の耐震対策等を着実に進めるなど、ハード・ソフトの両面から、更なる防災・減災対策の推進に努めることとしている。

## 2 愛媛県地震被害想定調査

### (1) 想定地震

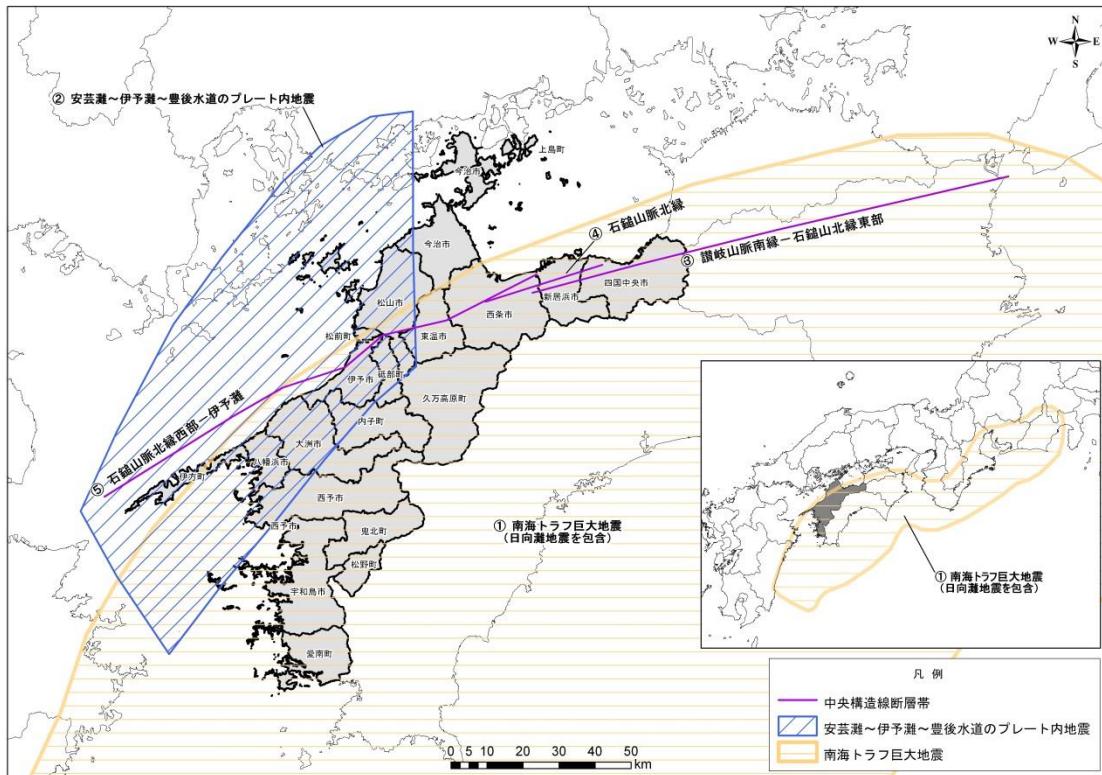
最新の国の評価や知見を踏まえ、本県に大きな影響を及ぼす地震を次のとおり想定した。

#### ■海溝型地震

- ①南海トラフ巨大地震（基本、陸側、西側、東側の4ケース）
- ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）  
(北側、南側それぞれ各2ケース)

#### ■内陸型地震

- ③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）
- ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）
- ⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）  
(中央構造線断層帯の活動区間については後述。)



## (2) 想定地震の特徴

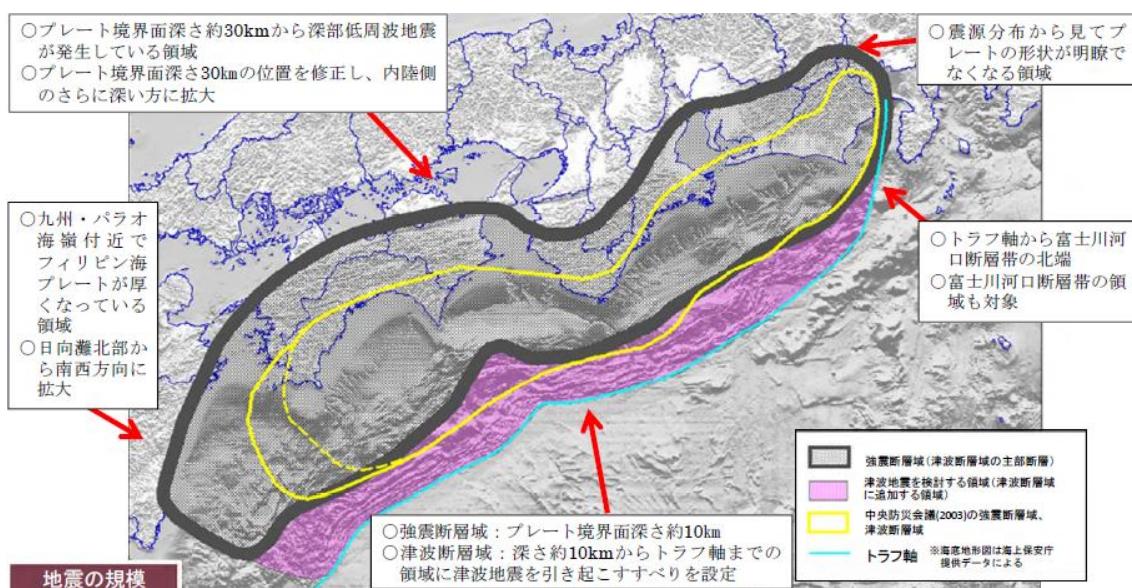
### ①南海トラフ巨大地震

南海トラフは、日向灘から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面がすべることにより発生しており、これまで繰り返し大地震が発生している。

このうち、震源域全体がすべることで発生する最大クラスの地震が南海トラフ巨大地震である。この南海トラフ巨大地震の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて想定されているものであり、震源域の広がりから想定される地震の規模はM9クラスとなる。

なお、この南海トラフ巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が高い地震と言われている。



(出典:「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」内閣府)

### 【参考】南海トラフで発生する地震

南海トラフ沿いの地域については、これまで100年から150年の周期で大規模な地震が繰り返し発生している。

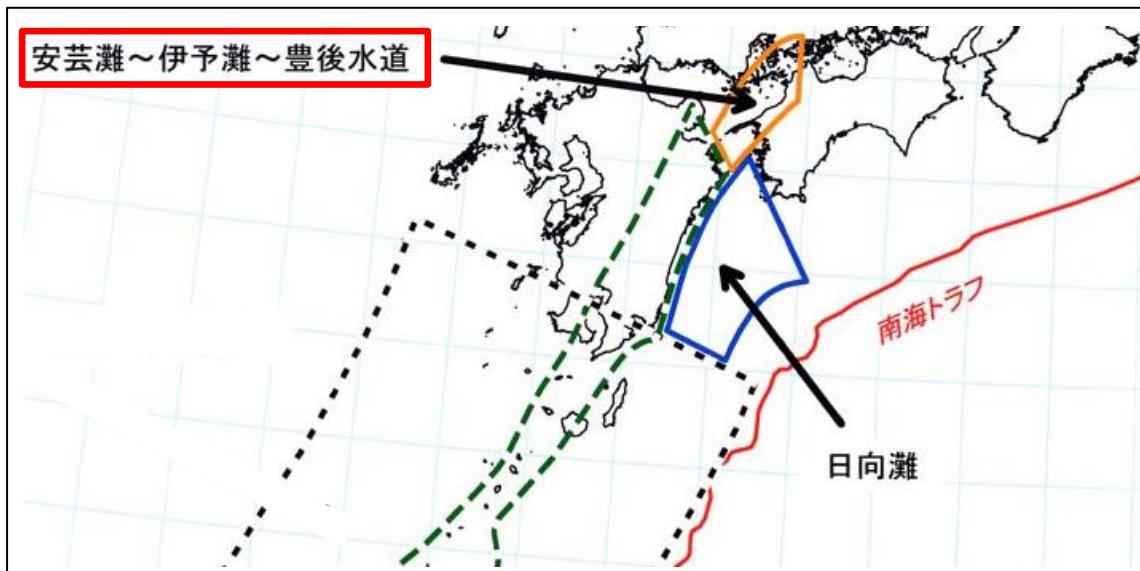
昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年以上が経過しており、国の地震調査研究推進本部における長期評価によると、今後、南海トラフ沿いでM8~9クラスの地震が発生する確率は、30年以内に70%~80%（令和2年1月1日現在）とされている。

## ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）

安芸灘～伊予灘～豊後水道の領域は、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内（深さ 40～60km）が破裂する（ずれる）ことによって地震が発生する。

1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が領域内で 6 回発生しており、代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）である。

国の地震調査研究推進本部における長期評価によると、今後、この領域内で M6.7～M7.4 の地震が発生する確率は、30 年以内に 40% 程度（令和 2 年 1 月 1 日現在）とされている。



（出典：「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価」 地震調査研究推進本部）

### ③中央構造線断層帯の地震

従来、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯として、長さは全体で約 360km、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯とされていた。

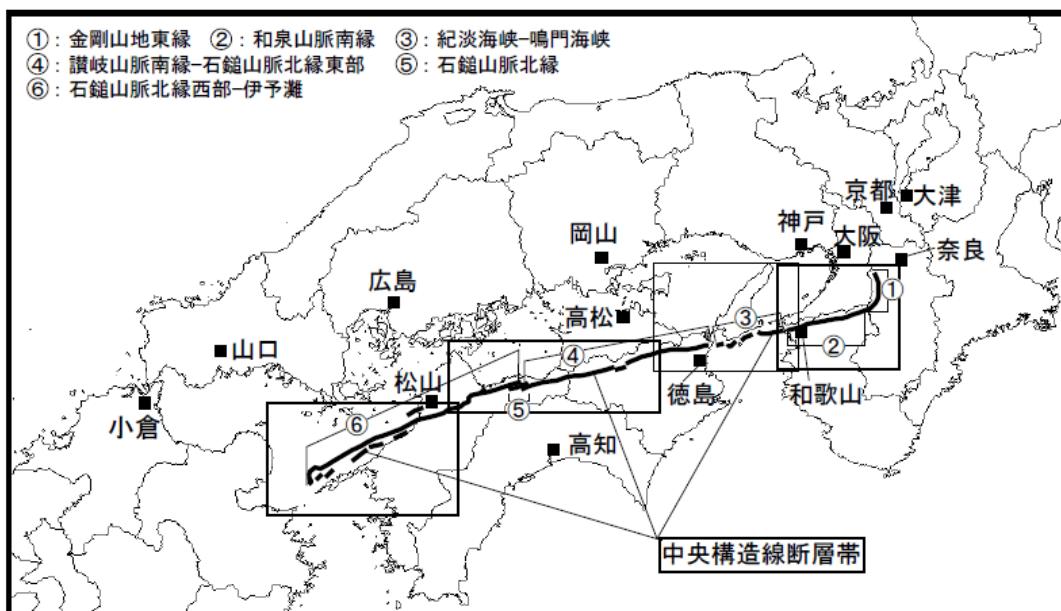
また、活動履歴に基づき活動区間を6つに区分しており、このうち本県に影響が大きい区間は次のとおりであった。

○讃岐山脈南縁一石鎧山脈北縁東部

○石鎧山脈北縁

○石鎧山脈北縁西部一伊予灘

それぞれの区間が個別に活動する場合、讃岐山脈南縁一石鎧山脈北縁東部の区間では M8.0 程度もしくはそれ以上、石鎧山脈北縁の区間では M7.3-8.0 程度、石鎧山脈北縁西部一伊予灘の区間では M8.0 程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定され、国の地震調査研究推進本部の長期評価によると、同規模の地震が発生する確率は、30 年以内にほぼ 0%~0.4%（平成 27 年 1 月 1 日現在）とされていた。

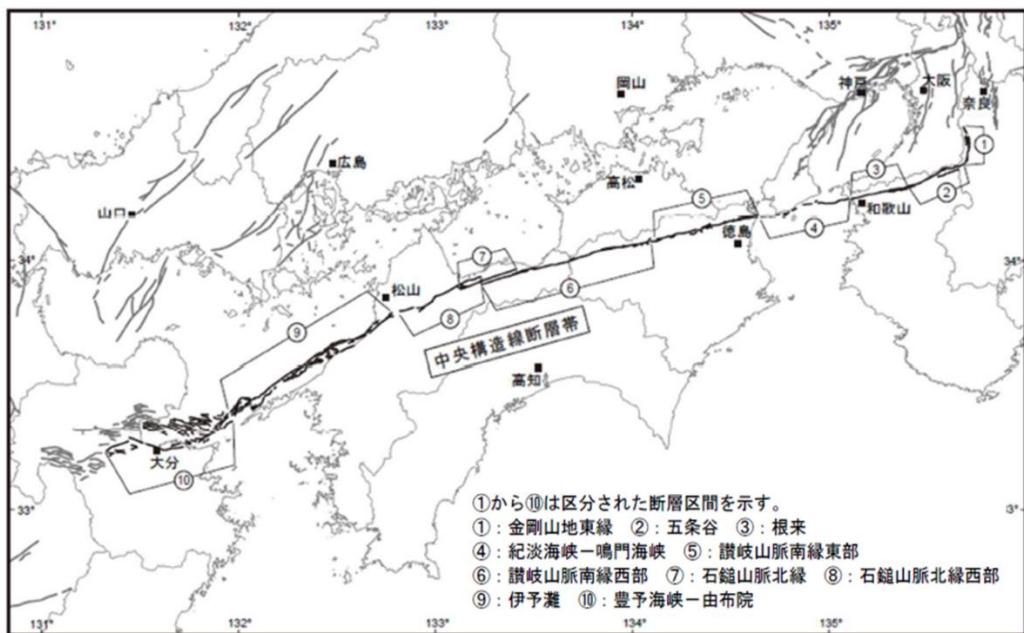


（出典：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁一伊予灘）の評価」 地震調査研究推進本部）

その後、平成 29 年には、中央構造線断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、活動区間を9つに再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡一由布院区間を追加して、計 10 区間の断層帯として評価が行われた。

（金剛山地東縁、五条谷、根来、紀淡海峡一鳴門海峡、讃岐山脈南縁東部、讃岐山脈南縁西部、石鎧山脈北縁、石鎧山脈北縁西部、伊予灘、豊予海峡一由布院）

なお、令和2年1月1日現在の地震発生確率については、石鎚山脈北縁西部区間が最も高く、M7.5程度の地震が発生する確率が、30年以内にほぼ0%～12%とされている。



(出典：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁一由布院）の長期評価（第二版）」地震調査研究推進本部)

### (3) 地震動の想定結果

想定地震毎に、推計した様々なケースの地震動を重ね合わせ、最大クラスの推計を行った。

南海トラフ巨大地震については、県内ほぼ全域（全面積の96%）で震度6弱以上となり、最大震度7の市町は13市町となっている。

芸予地震及び中央構造線断層帯の地震については、震源に近い地域において強い震度が算出されている。（中央構造線断層帯については、愛媛県地震被害想定調査の実施時点では、6つの区間に分かれて活動すると評価されており、このうち本県に影響が大きい3区間を想定地震としている。）

想定地震における最大震度及び震度面積割合

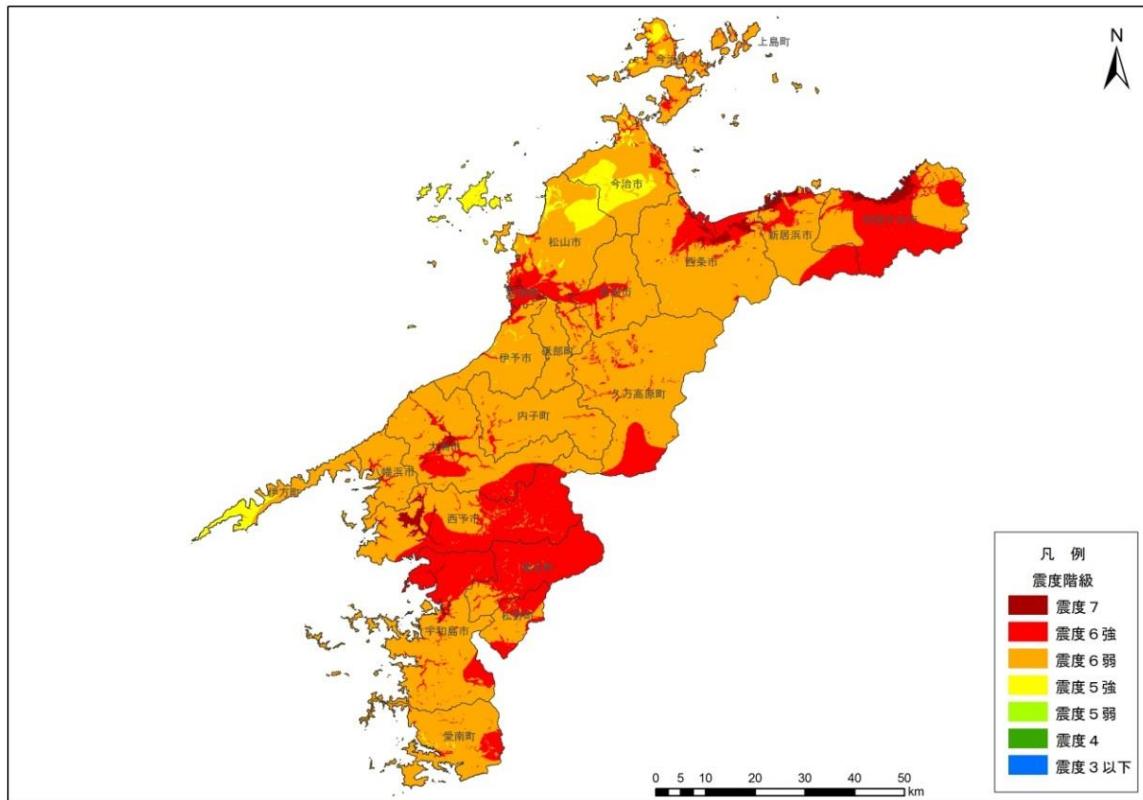
| 想定地震                  | 最大震度 | 震度 面積割合 (%) |       |       |       |       |       |       |
|-----------------------|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                       |      | 7           | 6強    | 6弱    | 5強    | 5弱    | 4     | 3以下   |
| ①南海トラフ巨大地震            | 7    | 1.7%        | 25.5% | 68.8% | 4.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
| ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 | ②北側  | 6強          | 0.0%  | 0.0%  | 1.3%  | 9.3%  | 50.7% | 38.0% |
|                       | ②南側  | 6強          | 0.0%  | 0.0%  | 0.6%  | 3.2%  | 49.4% | 40.5% |
| ③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震   | 7    | 0.5%        | 1.8%  | 4.4%  | 11.0% | 11.4% | 28.6% | 42.4% |
| ④石鎚山脈北縁の地震            | 7    | 0.1%        | 0.8%  | 3.9%  | 8.2%  | 11.7% | 31.7% | 43.6% |
| ⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震      | 7    | 0.1%        | 2.7%  | 10.2% | 32.0% | 20.3% | 33.9% | 0.8%  |

※四捨五入の関係で値が表示されない(0.0%)、合計が100%にならない場合がある。

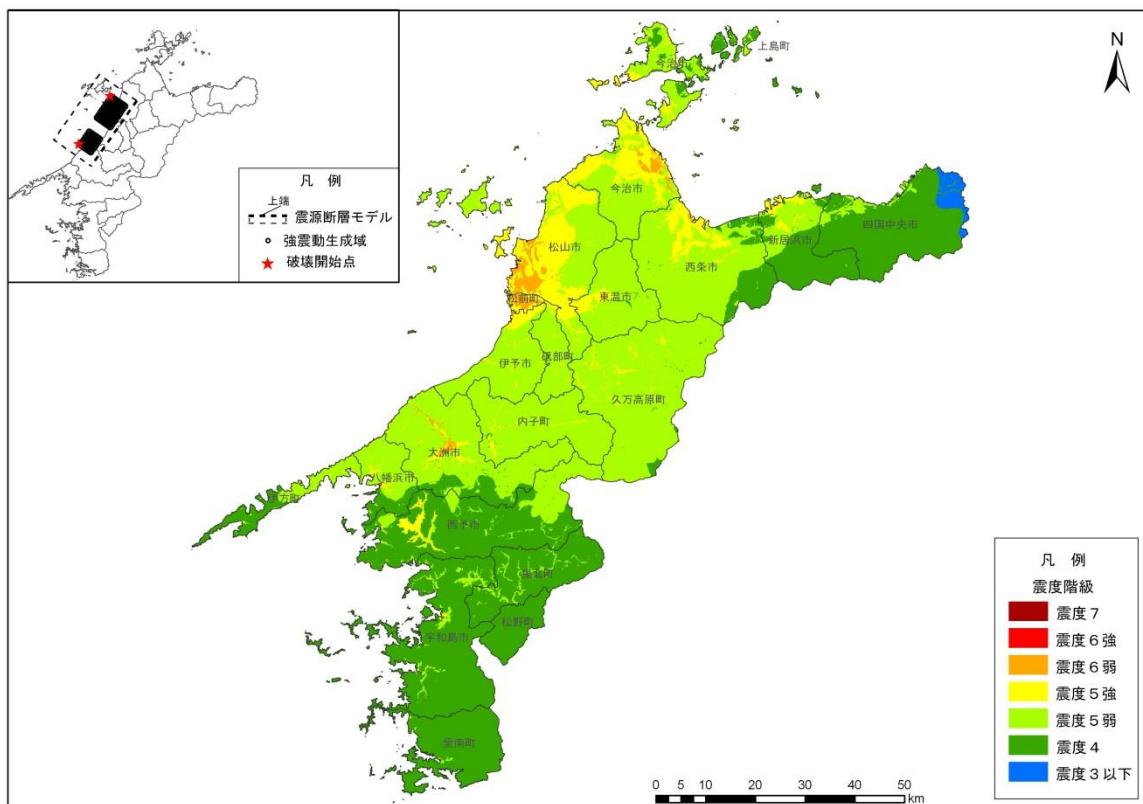
想定地震における市町別最大震度

| 市町名   | 南海トラフ巨大地震 | 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 |           | 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 | 石鎚山脈北縁の地震 | 石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 |
|-------|-----------|----------------------|-----------|--------------------|-----------|-----------------|
|       |           | 想定地震<br>①            | 想定地震<br>② |                    |           |                 |
| 松山市   | 7         | 6強                   | 6弱        | 6弱                 | 5強        | 6強              |
| 今治市   | 6強        | 6弱                   | 5強        | 6弱                 | 6弱        | 6強              |
| 宇和島市  | 7         | 5強                   | 6弱        | 4                  | 3         | 5強              |
| 八幡浜市  | 7         | 6弱                   | 6強        | 4                  | 4         | 6弱              |
| 新居浜市  | 7         | 5強                   | 5弱        | 7                  | 7         | 6強              |
| 西条市   | 7         | 6弱                   | 5強        | 6強                 | 6強        | 7               |
| 大洲市   | 7         | 6弱                   | 6弱        | 4                  | 4         | 6強              |
| 伊予市   | 7         | 6弱                   | 5強        | 5弱                 | 5弱        | 6強              |
| 四国中央市 | 7         | 5弱                   | 4         | 7                  | 6強        | 6弱              |
| 西予市   | 7         | 6弱                   | 6強        | 4                  | 4         | 6弱              |
| 東温市   | 6強        | 5強                   | 5強        | 5強                 | 5弱        | 6強              |
| 上島町   | 6強        | 5強                   | 4         | 6強                 | 5強        | 5強              |
| 久万高原町 | 6強        | 5強                   | 5弱        | 5強                 | 5強        | 6弱              |
| 松前町   | 7         | 6弱                   | 6弱        | 5強                 | 5弱        | 6強              |
| 砥部町   | 6強        | 5強                   | 5強        | 5弱                 | 5弱        | 6弱              |
| 内子町   | 6強        | 5強                   | 5強        | 4                  | 4         | 6弱              |
| 伊方町   | 7         | 6弱                   | 6強        | 4                  | 4         | 7               |
| 松野町   | 6強        | 5弱                   | 5弱        | 3                  | 3         | 5弱              |
| 鬼北町   | 7         | 5弱                   | 5強        | 4                  | 4         | 5弱              |
| 愛南町   | 7         | 5弱                   | 6弱        | 3                  | 3         | 5弱              |

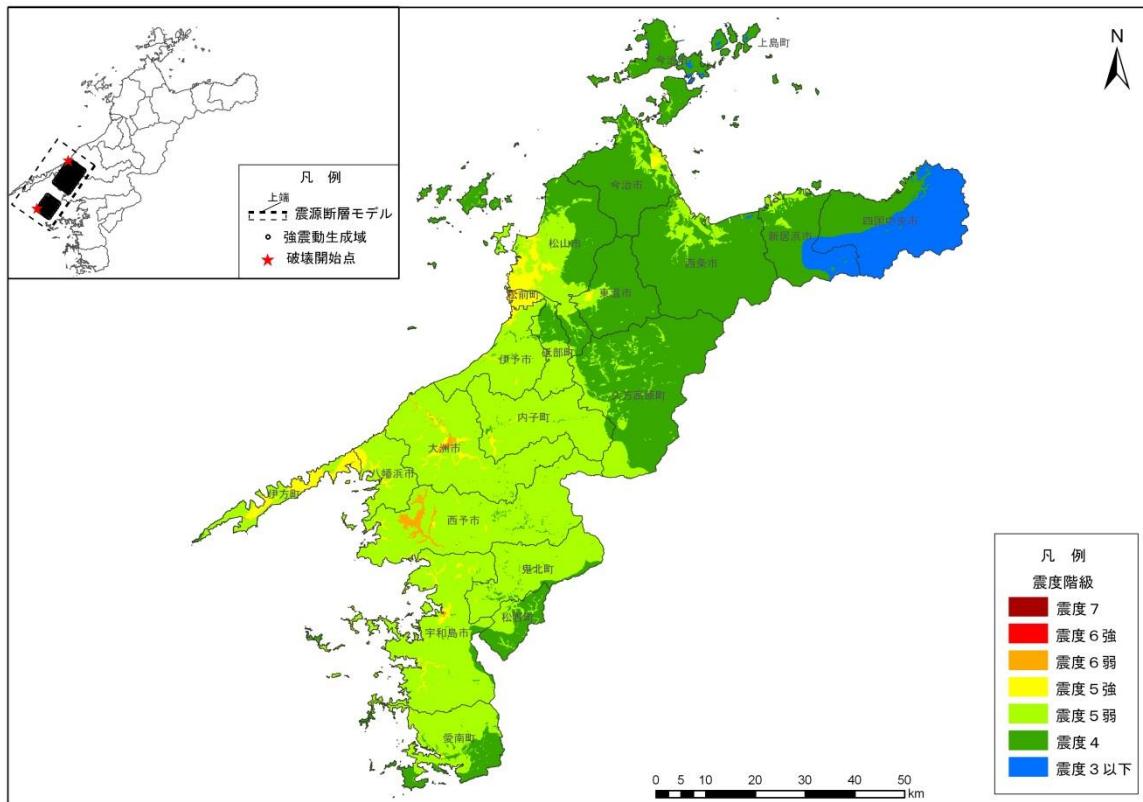
①南海トラフ巨大地震の震度分布（各ケース重ね合わせ）



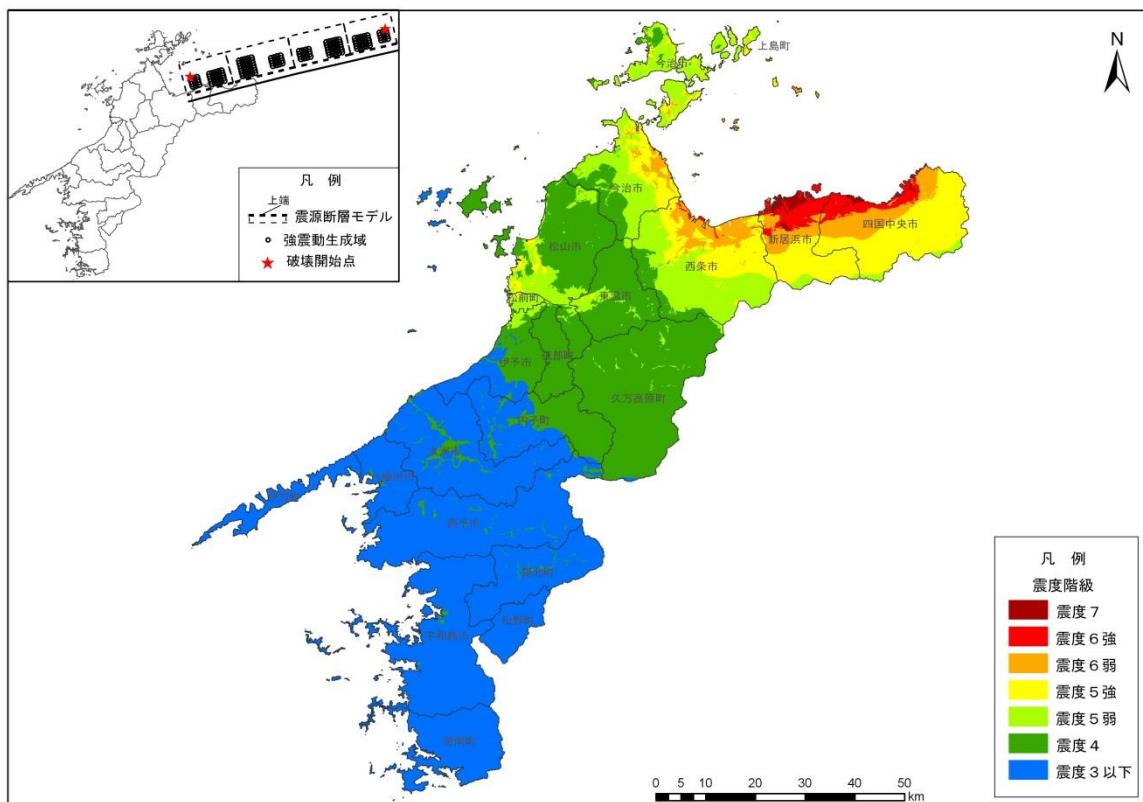
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（北側）の震度分布（各ケース重ね合わせ）



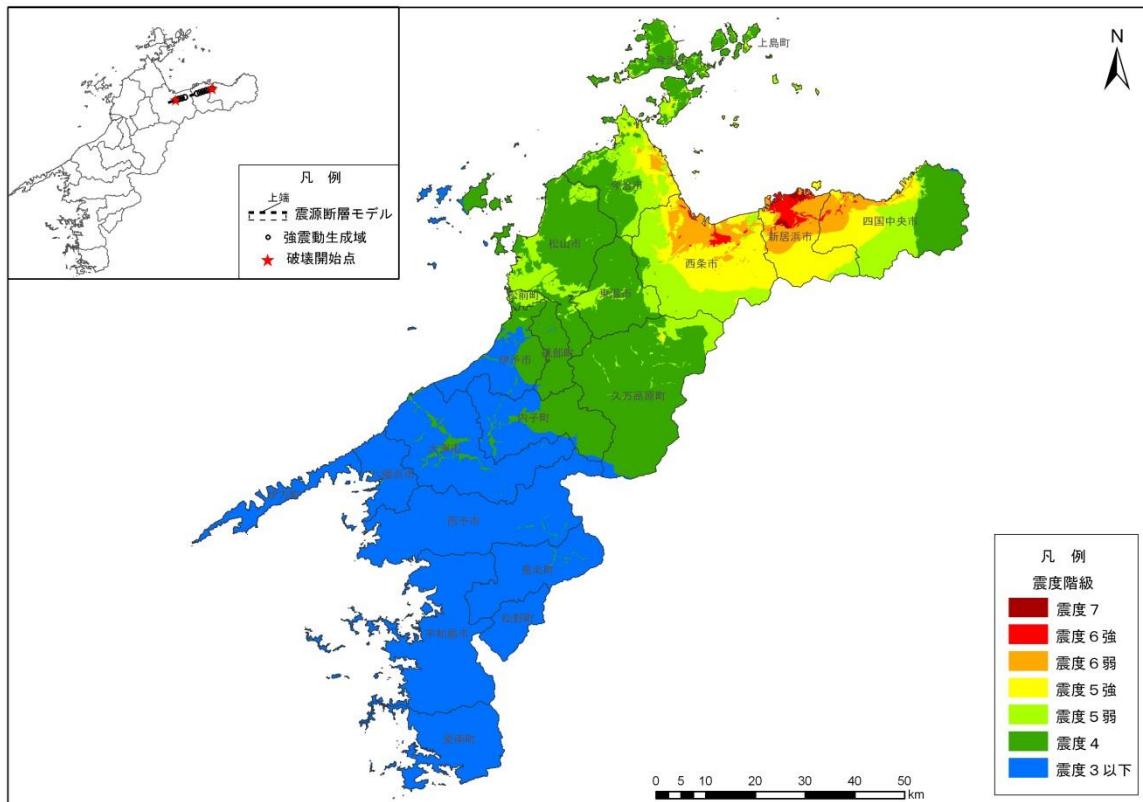
②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（南側）の震度分布（各ケース重ね合わせ）



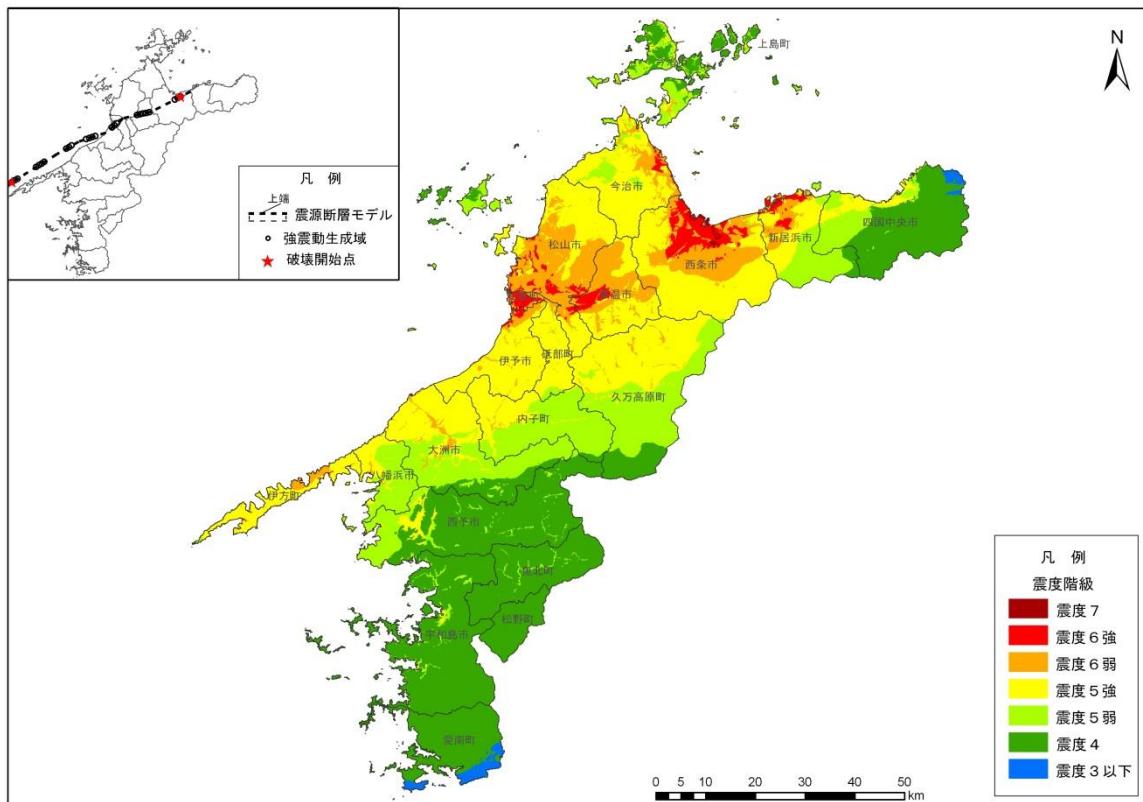
③讃岐山脈南縁一石鎚山脈北縁東部の地震の震度分布（各ケース重ね合わせ）



④石鎚山脈北縁の地震の震度分布（各ケース重ね合わせ）



⑤石鎚山脈北縁西部ー伊予灘の地震の震度分布（各ケース重ね合わせ）



## (4) 津波の想定結果

### ①推計結果

南海トラフ巨大地震における最大クラスの津波について推計した。

各市町を代表する港の最高津波水位については、宇和海沿岸で7~9m程度、瀬戸内海沿岸は3~4m程度となっている。なお、県内の最高津波水位は伊方町(名取西海岸)で21.3mとなっているが、この地点は、佐田岬半島先端付近の宇和海側の人家のない崖地であり、地形等の影響を受け局所的に高くなっている。

また、堤防は地震により倒壊する想定としたため、県全体の浸水面積(1cm以上)は11,995haとなっており、特に瀬戸内海沿岸の標高の低い地域において、浸水面積が広がっている。

沿岸市町における最高津波水位、浸水面積

| 市町名   | 最高津波水位(m) |         |           |        | 浸水面積(ha) |
|-------|-----------|---------|-----------|--------|----------|
|       | 地点名       | (T.P.m) | うち朔望平均満潮位 | うち津波波高 |          |
| 四国中央市 | 寒川海岸      | 3.6     | 1.8       | 1.8    | 631      |
| 新居浜市  | 東予港       | 3.4     | 1.9       | 1.5    | 955      |
| 西条市   | 東予港       | 3.4     | 1.9       | 1.5    | 3,360    |
| 上島町   | 魚島        | 3.1     | 1.9       | 1.2    | 136      |
| 今治市   | 沖浦海岸      | 3.3     | 1.9       | 1.5    | 1,407    |
| 松山市   | 由良町       | 3.9     | 1.8       | 2.1    | 1,041    |
| 松前町   | 新川海岸      | 4.2     | 1.8       | 2.4    | 488      |
| 伊予市   | 森         | 4.3     | 1.8       | 2.5    | 277      |
| 大洲市   | 出海海岸      | 3.9     | 1.6       | 2.3    | 93       |
| 八幡浜市  | 川之石海岸     | 9.1     | 1.0       | 8.1    | 477      |
| 伊方町   | 名取西海岸     | 21.3    | 1.0       | 20.3   | 321      |
| 西予市   | 三瓶港       | 9.3     | 1.0       | 8.3    | 358      |
| 宇和島市  | 日振島       | 10.1    | 1.1       | 9.0    | 1,662    |
| 愛南町   | 脇本        | 16.7    | 1.1       | 15.6   | 788      |
| 合計    | —         | —       | —         | —      | 11,995   |

※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

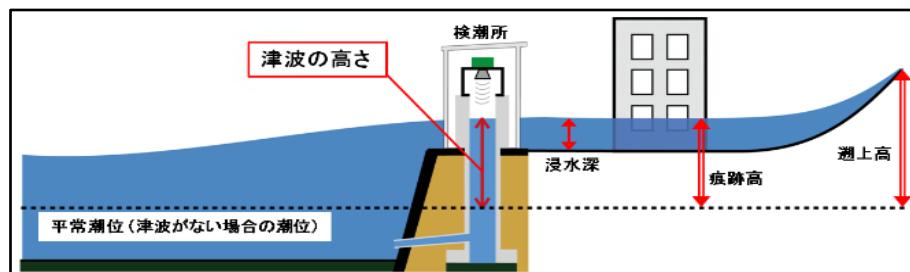
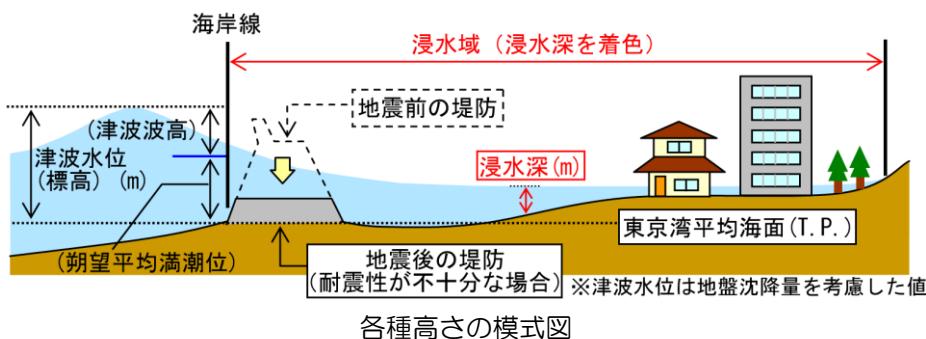
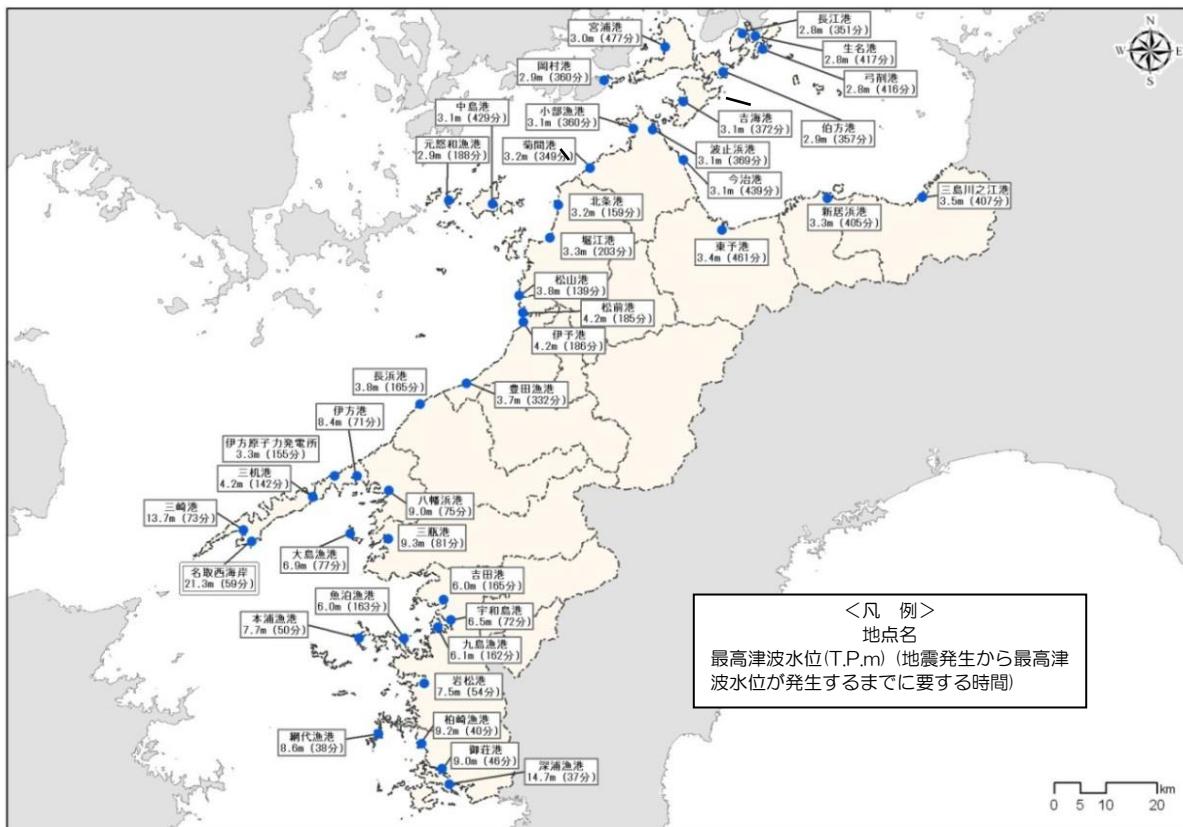
※津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示している。

※気象庁が発表する津波の高さは平常潮位(津波がなかった場合の同じ時間の潮位)からの高さのため、津波水位、津波波高とは異なる。

※標高は東京湾平均海面からの高さ(単位:T.P+m)として表示している。

※浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深が1cm以上の面積である。

## 最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）



津波の高さの定義【気象庁】

## (5) 想定される被害の概要

### 南海トラフ巨大地震の被害推計

本県に最大の被害をもたらす地震は「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」であり、主な被害推計の最大値は次のとおりである。なお、季節・時間帯については、人々の行動や火気器具の使用状況が特徴的な3種類（夏12時、冬18時、冬深夜）を設定した。

#### ○人的被害（冬深夜、強風）

死者数

| 建物倒壊による死者数 | 土砂災害による死者数 | 津波による死者数 | 火災による死者数 | 合 計     |
|------------|------------|----------|----------|---------|
| 6,210人     | 53人        | 8,184人   | 1,585人   | 16,032人 |

#### ○建物被害（冬18時、強風）

全壊・焼失棟数

| 揺れによる全壊棟数 | 液状化による全壊棟数 | 土砂災害による全壊棟数 | 津波による全壊棟数 | 地震火災による焼失棟数 | 合 計      |
|-----------|------------|-------------|-----------|-------------|----------|
| 107,554棟  | 10,642棟    | 662棟        | 27,413棟   | 97,357棟     | 243,628棟 |

#### ○避難者数（冬18時、強風）

避難者数

|         | 1日後      | 1週間後     | 1ヶ月後     |
|---------|----------|----------|----------|
| 全避難者数   | 436,750人 | 466,888人 | 558,902人 |
| 避難所避難者数 | 277,786人 | 275,215人 | 167,670人 |

#### ○ライフライン被害（冬18時、強風）

ライフライン被害（発災直後）

| 上水道（断水人口）  | 下水道（支障人口） | 電力（停電軒数） |
|------------|-----------|----------|
| 1,081,300人 | 558,695人  | 684,396軒 |

※ 瀬戸内海沿岸の標高の低い地域においては、地震発生直後の堤防の倒壊による浸水や、その後到達する津波により、深刻な被害が想定されている。

#### 〔留意事項〕

南海トラフ巨大地震はひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことを常に視野に入れておく必要があるが、その発生頻度は極めて低いことから、今回の想定結果を冷静に受け止める必要がある。

今回の想定は、現時点の科学的知見に基づく想定であり、決してこれ以上の規模の地震や津波が発生しないわけではないことも忘れず、正しく恐れることが重要である。

## 【参考】想定地震毎の被害推計

5つの想定地震による最大の被害の推計結果は次のとおりである。

| 地震名         | 南海トラフ巨大地震  | 安芸灘～伊予灘～豊後水道のブリート内地震（北側ケース）  | 安芸灘～伊予灘～豊後水道のブリート内地震（南側ケース）  | 諸岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震   | 石鎚山脈北縁の地震  | 石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震  |  |
|-------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 想定シーン       | 人的被害：冬深夜<br>人的被害以外：冬18時  | 人的被害：冬深夜<br>人的被害以外：冬18時  | 人的被害：冬深夜<br>人的被害以外：冬18時  | 人的被害：冬深夜<br>人的被害以外：冬18時  | 人的被害：冬深夜<br>人的被害以外：冬18時  | 人的被害：冬深夜<br>人的被害以外：冬18時  |  |
| 風速          | 強風   | 強風   | 強風   | 強風   | 強風   | 強風   |  |
| 建物全壊棟数      | 揺れ<br>液状化<br>土砂災害<br>津波<br>火災<br>合計                            | 107,554棟<br>10,642棟<br>662棟<br>27,413棟<br>97,357棟<br>243,628棟          | 466棟<br>5,339棟<br>170棟<br>0棟<br>53棟<br>6,029棟                      | 88棟<br>2,785棟<br>197棟<br>0棟<br>27棟<br>3,096棟                       | 28,851棟<br>4,627棟<br>50棟<br>0棟<br>23,682棟<br>57,210棟               | 15,926棟<br>3,295棟<br>30棟<br>0棟<br>19,228棟<br>38,478棟               | 19,571棟<br>6,573棟<br>296棟<br>0棟<br>35,326棟<br>61,766棟              |
| 屋外転倒・落下物    | ブロック塀等<br>自動販売機<br>屋外落下物                                       | 33,868箇所<br>389箇所<br>141,651件  | 4,831箇所<br>54箇所<br>235件  | 1,715箇所<br>5箇所<br>39件  | 8,818箇所<br>96箇所<br>44,635件   | 6,189箇所<br>59箇所<br>22,749件   | 15,923箇所<br>252箇所<br>18,413件                                       |
| 死者数         | 建物倒壊<br>屋内収容物移動等<br>土砂災害<br>津波<br>火災<br>ブロック塀の倒壊等<br>合計        | 6,210人<br>うち364人<br>53人<br>8,184人<br>1,585人<br>0人(冬18時 3人)<br>16,032人  | 27人<br>うち11人<br>14人<br>0人<br>0人<br>0人(冬18時 1人)<br>41人              | 5人<br>うち2人<br>16人<br>0人<br>0人<br>0人(冬18時 0人)<br>21人                | 1,618人<br>うち113人<br>4人<br>0人<br>751人<br>0人(冬18時 1人)<br>2,374人      | 930人<br>うち63人<br>2人<br>0人<br>558人<br>0人(冬18時 1人)<br>1,491人         | 1,139人<br>うち84人<br>24人<br>0人<br>39人<br>0人(冬18時 2人)<br>1,202人       |
| 負傷者数        | 建物倒壊<br>屋内収容物移動等<br>土砂災害<br>津波<br>火災<br>ブロック塀の倒壊等<br>合計        | 46,048人<br>うち5,584人<br>66人<br>412人<br>944人<br>0人(冬18時 111人)<br>47,470人 | 1,513人<br>うち306人<br>17人<br>0人<br>0人<br>0人(冬18時 23人)<br>1,531人      | 524人<br>うち111人<br>20人<br>0人<br>0人<br>0人(冬18時 6人)<br>544人           | 10,939人<br>うち1,765人<br>5人<br>0人<br>279人<br>0人(冬18時 34人)<br>11,223人 | 6,429人<br>うち975人<br>3人<br>0人<br>273人<br>0人(冬18時 26人)<br>6,705人     | 15,686人<br>うち452人<br>30人<br>0人<br>41人<br>0人(冬18時 65人)<br>15,757人   |
| 上水道断水人口     | 給水人口<br>直後<br>1日後<br>1週間後<br>1ヶ月後                              | 1,320,513人<br>1,081,300人<br>1,055,933人<br>907,477人<br>392,624人         | 1,320,513人<br>60,244人<br>55,417人<br>30,657人<br>3,858人              | 1,320,513人<br>27,764人<br>25,360人<br>13,281人<br>920人                | 1,320,513人<br>275,668人<br>269,256人<br>233,603人<br>104,929人         | 1,320,513人<br>160,680人<br>156,630人<br>135,493人<br>64,789人          | 1,320,513人<br>485,120人<br>462,835人<br>338,539人<br>82,885人          |
| 下水道支障人口     | 処理人口<br>直後<br>1日後<br>1週間後<br>1ヶ月後                              | 770,090人<br>558,695人<br>465,160人<br>176,300人<br>16,781人                | 770,090人<br>146,252人<br>123,439人<br>44,605人<br>1,317人              | 770,090人<br>90,035人<br>75,882人<br>27,723人<br>739人                  | 770,090人<br>149,041人<br>125,817人<br>45,350人<br>1,257人              | 770,090人<br>106,646人<br>90,149人<br>32,781人<br>985人                 | 770,090人<br>232,531人<br>196,006人<br>70,981人<br>1,587人              |
| 停電軒数        | 電灯軒数<br>直後<br>1日後<br>2日後<br>1週間後                               | 806,261戸<br>684,396戸<br>383,730戸<br>274,321戸<br>40,516戸                | 806,261戸<br>56,941戸<br>4,574戸<br>222戸<br>0戸                        | 806,261戸<br>7,933戸<br>455戸<br>0戸<br>0戸                             | 806,261戸<br>119,501戸<br>28,745戸<br>12,701戸<br>188戸                 | 806,261戸<br>80,398戸<br>21,174戸<br>9,735戸<br>126戸                   | 806,261戸<br>319,275戸<br>56,590戸<br>22,972戸<br>982戸                 |
| 避難者数（避難所内外） | 1日後<br>1週間後<br>1ヶ月後  | 436,750人<br>466,888人<br>558,902人                                       | 10,493人<br>18,150人<br>13,894人                                      | 4,740人<br>8,238人<br>5,616人   | 63,502人<br>112,606人<br>134,457人                                    | 42,642人<br>69,538人<br>85,093人                                      | 77,155人<br>165,917人<br>157,962人                                    |
| 経済被害額       | 直接被害額<br>建物<br>家庭用品等<br>ライフライン<br>交通施設<br>その他公共土木施設<br>災害廃棄物処理 | 16.15兆円<br>11.13兆円<br>2.83兆円<br>0.91兆円<br>0.58兆円<br>0.33兆円<br>0.38兆円   | 1,14兆円<br>0.54兆円<br>0.15兆円<br>0.30兆円<br>0.02兆円<br>0.12兆円<br>0.01兆円 | 0.59兆円<br>0.26兆円<br>0.07兆円<br>0.17兆円<br>0.01兆円<br>0.07兆円<br>0.01兆円 | 3.94兆円<br>2.64兆円<br>0.63兆円<br>0.32兆円<br>0.12兆円<br>0.14兆円<br>0.09兆円 | 2.52兆円<br>1.69兆円<br>0.41兆円<br>0.23兆円<br>0.05兆円<br>0.09兆円<br>0.06兆円 | 5.02兆円<br>3.18兆円<br>0.87兆円<br>0.65兆円<br>0.13兆円<br>0.19兆円<br>0.09兆円 |

### 3 基本方針

#### (1) 対象地震

本計画の対象とする地震は、本県に最大の被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」とする。

#### (2) 策定の目的

東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、「えひめ震災対策アクションプラン」を策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えることを目的とする。

策定に当たっては、計画期間と減災目標を明示し、ハード対策・ソフト対策を効果的に組み合わせて、県民の生命を守ることを最優先に総合的に施策を展開していくこととする。

#### (3) 施策の柱

地震・津波から県民の生命を守るためにどのような予防対策が必要か、また、被災したとしても被害拡大の防止や生活の再建のためにどのような体制を整えておくことが必要かという観点から、次のとおり3つの施策の柱を設定し、効果的に防災・減災対策を進めていく。

##### I 被害軽減対策の推進

～ 地震・津波から県民の生命を守るために～

##### II 災害応急体制の確立

～ 発災後の被害拡大を防ぐために～

##### III 復旧・復興体制の確立

～ 県民の生活を速やかに再建するために～

## I 被害軽減対策の推進～地震・津波から県民の生命を守るために～

地震の強い揺れや巨大な津波に対して、まずは県民の生命を守ることを最優先に、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方を基本として、建築物や重要インフラ等の耐震化、土砂災害対策、海岸堤防等の整備などのハード対策とともに、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、ソフト対策も有効に組み合わせて被害軽減のための予防対策を進めていく。

## II 災害応急体制の確立～発災後の被害拡大を防ぐために～

被災したとしても、助かった命を守り、被害の拡大を防ぐため、救助活動や情報提供、被災者支援など、災害時における迅速かつ適切な対応能力が発揮できるよう応急体制を強化していく。

## III 復旧・復興体制の確立～県民の生活を速やかに再建するために～

被災後の生活を1日でも早く再建するため、速やかに復旧・復興対策に着手できるよう事前の準備を進めていく。

### (4) 計画期間

計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間とする。

（中間見直しとして令和元年度に修正）

### (5) 減災目標

県地震被害想定調査における減災効果の試算、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえ、減災目標を次のとおりとする。

想定される死者数を10年間で概ね8割減少させる。

## ○県地震被害想定調査における減災効果試算

県地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震について、今後の取組み（建物の耐震化率 100%、家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%、津波からの早期避難率 100%）等の対策を講じた場合、死者数が 16,032 人から 2,439 人まで（約 85%）軽減できると推計している。

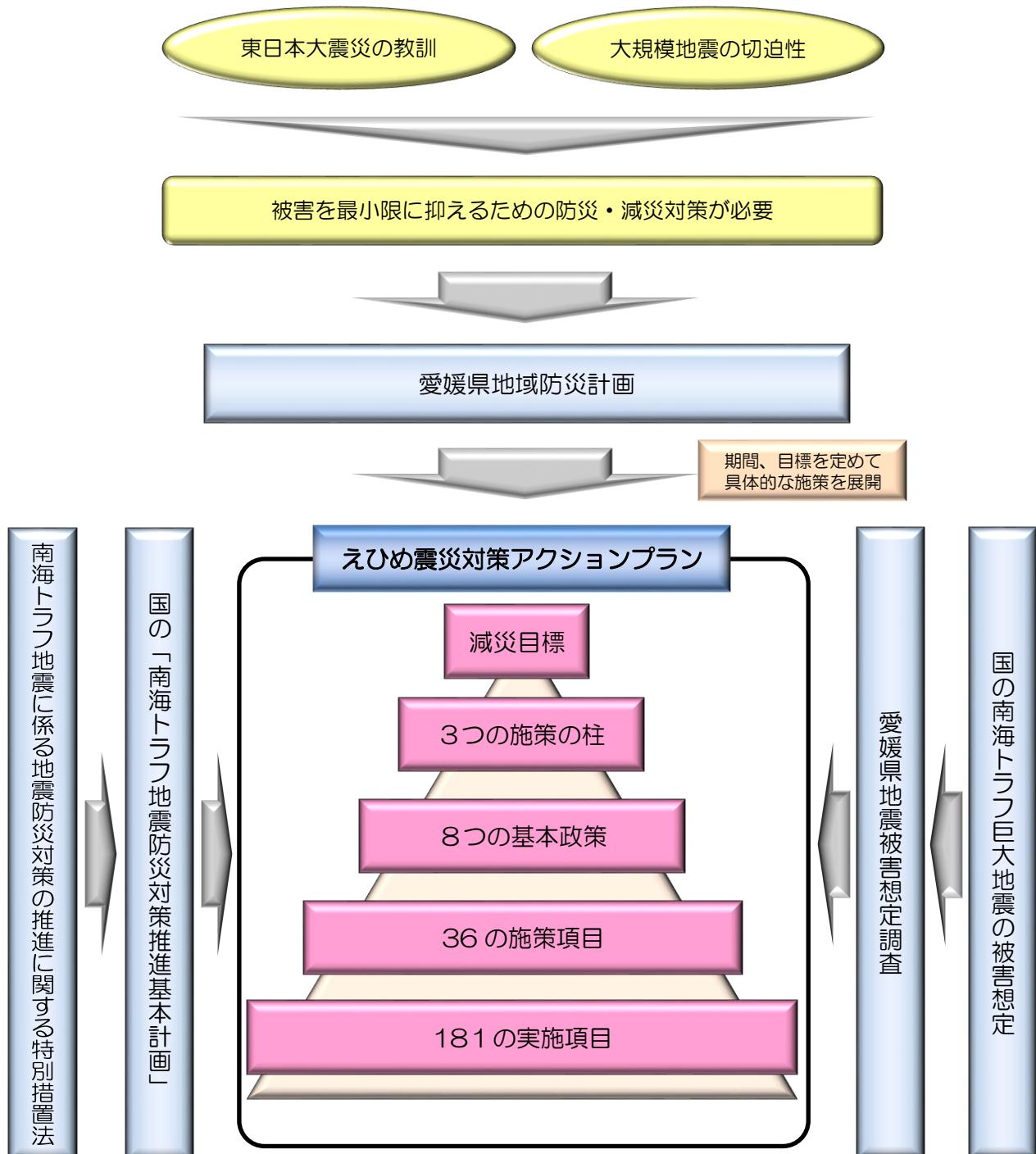
（詳細は後述のとおり）

## ○南海トラフ地震防災対策推進基本計画における減災目標

平成 26 年 3 月 28 日に中央防災会議が策定した南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年 5 月 31 日変更）では、想定される死者数を約 33 万 2 千人から 10 年間で概ね 8 割減少させることを減災目標としている。

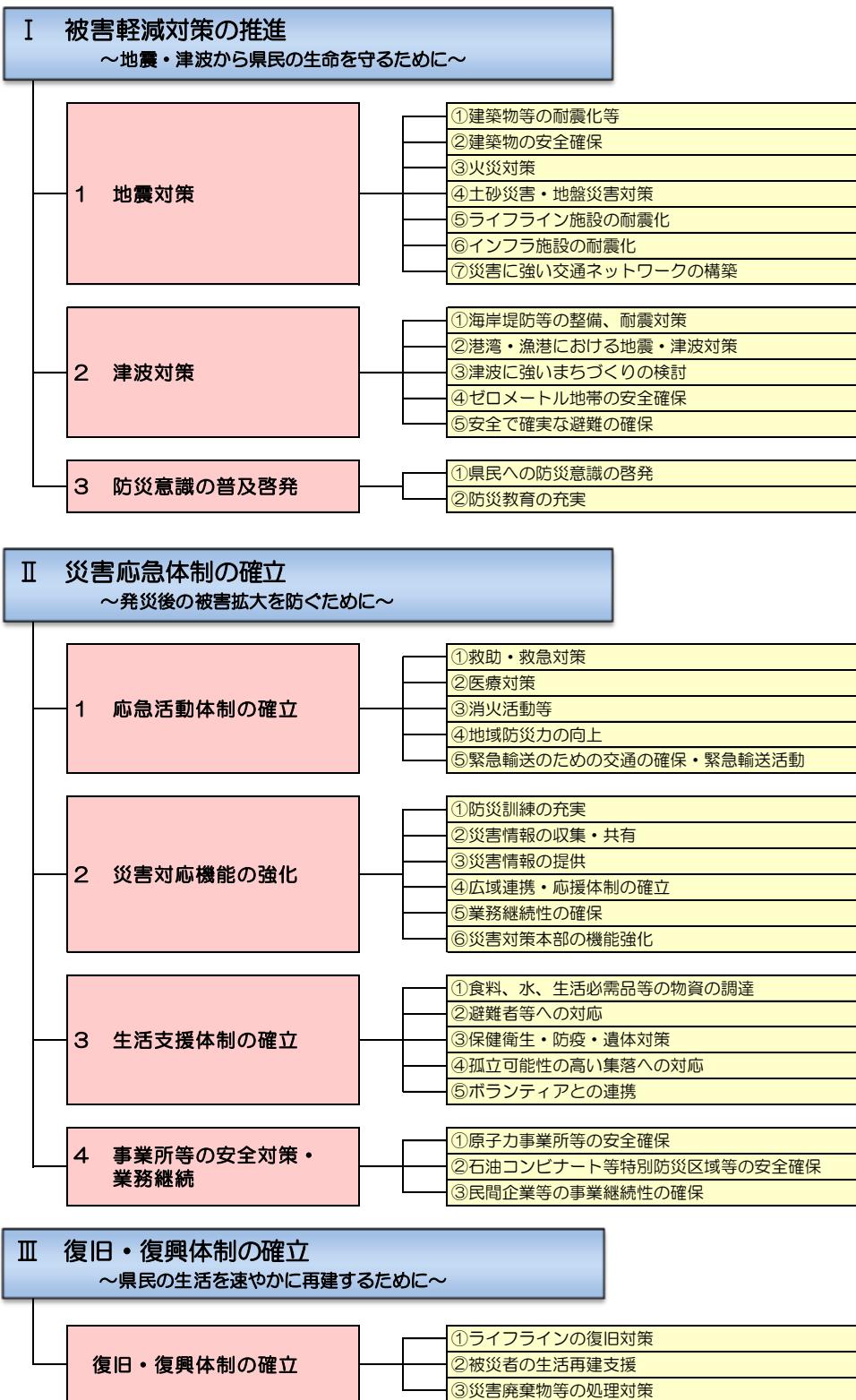
上記減災目標を達成するため、「公助」の取組みの強化はもとより、「自助」「共助」の取組みの促進を図り、県民、企業・団体、地域、市町、防災関係機関等が一体となって、「チーム愛媛」で災害に強い愛媛の実現を目指していく。

## 〈参考〉えひめ震災対策アクションプラン概要図



## (6) 施策体系

減災目標の達成に向けて、3つの施策の柱のもと、8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化し、各実施項目については、具体的な施策内容と年度計画を明示するとともに、可能な限り数値目標を設定して、計画的かつ着実に取り組んでいく。



# I 被害軽減対策の推進

～地震・津波から県民の生命を守るために～

## 1 地震対策

### ① 建築物等の耐震化等

- ・木造住宅の耐震化の促進
- ・多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進
- ・防災拠点施設の耐震化の促進
- ・県営住宅の建替
- ・県立学校の耐震化
- ・公立小中学校の耐震化の促進
- ・私立学校の耐震化の促進
- ・災害拠点病院の耐震化の促進
- ・二次救急医療機関の耐震化の促進
- ・社会福祉施設の耐震化の促進
- ・警察施設の耐震化
- ・県庁舎の耐震化
- ・県総合運動公園陸上競技場等の耐震化
- ・特定老朽危険空家等の除却
- ・文化財の防災対策の推進

### ② 建築物の安全確保

- ・天井脱落対策の促進
- ・窓ガラス・外壁等落下危険物の飛散・落下防止対策の促進
- ・ブロック塀の倒壊防止対策の促進
- ・家具の固定金具等の設置の促進
- ・既設エレベーターの防災対策の促進
- ・県営住宅の既存不適格エレベーター防災対策改修

### ③ 火災対策

- ・住宅用火災警報器等の普及促進
- ・防火地域・準防火地域の指定の推進
- ・市街地整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の推進
- ・木造住宅密集市街地における住民意識の普及啓発

### ④ 土砂災害・地盤災害対策

- ・地すべり危険箇所の対策
- ・急傾斜地崩壊危険箇所の対策
- ・土砂災害防止のソフト対策
- ・山地災害危険地区の整備促進
- ・農地地すべり対策
- ・大規模盛土造成地の位置等の公表

### ⑤ ライフライン施設の耐震化

- ・水道の基幹管路の耐震化
- ・下水道施設の耐震化
- ・工業用水道施設の耐震化

### ⑥ インフラ施設の耐震化

- ・鉄道施設の耐震・安全対策の促進
- ・県管理道路の防災対策の促進
- ・臨港道路の耐震対策の促進
- ・農業用ダム・ため池等土地改良施設の耐震整備の促進
- ・防災重点ため池ハザードマップの整備促進

### ⑦ 災害に強い交通ネットワークの構築

- ・緊急輸送道路の整備
- ・高規格幹線道路等の整備促進（3つのミッシングリンクの解消等）
- ・地震防災関連道路の整備
- ・原発避難・救援道路の整備
- ・大洲・八幡浜自動車道の整備
- ・松山外環状道路の整備
- ・JR松山駅周辺連続立体交差の整備

## 2 津波対策

### ① 海岸堤防等の整備、耐震対策

- ・河川堤防・水門・樋門の耐震化
- ・河川堤防のかさ上げ・津波水門の整備
- ・海岸堤防・護岸等の整備
- ・海岸堤防・護岸・水門等の耐震化及び液状化対策
- ・水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策

### ② 港湾・漁港における地震・津波対策

- ・港湾における耐震強化岸壁等の整備促進
- ・拠点漁港等における耐震化・耐津波対策の整備促進
- ・耐震強化岸壁が計画されていない港湾における緊急物資受入の代替施設等の検討
- ・防波堤の嵩上げや粘り強い構造化の推進

### ③ 津波に強いまちづくりの検討

- ・津波災害警戒区域の指定に係る沿岸市町との協議
- ・防災集団移転促進事業の検討
- ・都市計画区域マスターplanの充実

### ④ ゼロメートル地帯の安全確保

- ・河川管理施設（堤防・水門・樋門）の点検及び河川パトロール
- ・海岸保全施設（堤防・護岸・水門・陸閘等）の点検及び海岸パトロール
- ・地域と企業との連携による災害に強いまちづくり活動の推進

### ⑤ 安全で確実な避難の確保

- ・津波浸水想定の周知
- ・都市計画街路の整備
- ・市町津波避難計画等策定の促進
- ・県防災メール、レアラート（災害情報共有システム）等による津波・避難情報の提供
- ・津波避難ビルの指定促進
- ・南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

## 3 防災意識の普及啓発

### ① 県民への防災意識の啓発

- ・「南海トラフ巨大地震体験版DVD」等を活用した周知啓発
- ・県政出前講座等による防災・減災に係る講演等の実施
- ・減災キャンペーンの実施
- ・社会福祉施設における防災意識の啓発

### ② 防災教育の充実

- ・学校の総合的な防災力の強化

## II 災害応急体制の確立

～発災後の被害拡大を防ぐために～

## 1 応急活動体制の確立

### ① 救助・救急対策

- ・消防防災ヘリコプターによる救急・救助活動の実施
- ・消防学校等における教育訓練の充実強化
- ・メディカルコントロール体制の運用強化
- ・緊急消防援助隊の運用体制の強化
- ・中国・四国プロック緊急消防援助隊合同訓練等の実施

### ② 医療対策

- ・災害拠点病院の施設整備の促進
- ・災害派遣医療チーム（DMA-T）の活動支援
- ・医薬品・医療資機材の供給体制の充実
- ・災害医療コーディネータを軸とした医療救護活動体制の強化
- ・ドクターヘリ導入の検討
- ・災害時におけるドクターヘリの活用
- ・慢性疾患者対策（難病患者対策）

### ③ 消火活動等

- ・市町消防の広域化の推進
- ・消火資機材の保有の促進
- ・耐震性貯水槽の整備促進
- ・消防団員確保対策の推進
- ・消防団広域協力体制構築の推進

### ④ 地域防災力の向上

- ・自主防災組織の結成・活動支援
- ・地域防災リーダーの育成
- ・女性防火クラブ・少年消防クラブ等の活動支援
- ・コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）の推進

## ⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- ・実践的な愛媛県道路啓開計画への取り組み
- ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・重要港湾における港湾BCPの策定
- ・信号機の減灯対策
- ・災害時の緊急輸送体制の整備

## 2 災害対応機能の強化

### ① 防災訓練の充実

- ・総合防災訓練の実施
- ・県・市町合同図上訓練等の実施
- ・防災訓練等における継続的な情報共有・伝達訓練の実施
- ・土木部防災訓練の実施

### ② 災害情報の収集・共有

- ・県職員派遣用衛星携帯電話等の整備
- ・防災通信システムの映像機能、現地情報収集機能の強化
- ・防災通信システムの長期停電対策
- ・災害情報システムの導入
- ・災害情報システムの強化
- ・県防災メールによる県職員の安否確認
- ・EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用促進
- ・DMHIS（災害時精神保健医療情報支援システム）の活用

### ③ 災害情報の提供

- ・J-ALERTの円滑な運営管理の実施
- ・災害情報の住民への確実な伝達体制の確立
- ・Jアラート（災害情報共有システム）の利用
- ・ポータルサイト・サーバー運営者との連携による情報発信力の強化
- ・SNSの活用も含めた多様な情報伝達手段の確保
- ・各種情報提供手段の適切な運用体制

### ④ 広域連携・応援体制の確立

- ・他都道府県との広域応援体制の構築
- ・広域防災拠点の整備
- ・広域防災拠点（物資拠点）の拡充
- ・広域防災拠点の防災機能向上
- ・広域防災・減災対策検討協議会による関係機関との連携
- ・企業・団体との災害時応援協定の締結の促進
- ・県内市町間の人的支援に係るカウンターパート方式の推進
- ・市町受援計画の策定支援

### ⑤ 業務継続性の確保

- ・業務継続計画の見直し
- ・愛媛県ICT分野の業務継続計画の策定
- ・非常用発電装置等の整備
- ・市町の業務継続計画の策定支援

### ⑥ 災害対策本部の機能強化

- ・災害対策本部の充実・強化
- ・災害時行動計画検証訓練の実施
- ・防災從事職員の育成及び資質の向上
- ・災害対策本部職員等の食料、トイレ等の確保

## 3 生活支援体制の確立

### ① 食料、水、生活必需品等の物資の調達

- ・家庭備蓄の重要性に係る啓発
- ・備蓄物資の整備
- ・流通物資の調達に関する協定締結の促進
- ・災害時における自動車等の燃料供給体制の整備
- ・災害時に必要な石油製品の備蓄管理
- ・重要施設の設備等の情報共有の検討

### ② 避難者等への対応

- ・避難所の環境整備
- ・様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応
- ・避難行動要支援者の避難支援対策
- ・福祉避難所の指定促進、運営体制の支援
- ・保健衛生活動に係る人的広域応援体制の構築

### ・災害時要配慮者支援チーム等の体制整備

- ・愛媛県DPATの体制整備
- ・避難所等における公衆無線LAN環境の整備
- ・応急仮設住宅の整備
- ・県営住宅の被災者への提供
- ・ペット対策
- ・観光客の帰宅困難者対策

### ③ 保健衛生・防疫・遺体対策

- ・感染症のまん延防止等の体制整備
- ・広域火葬計画の策定及び四国各県の支援体制の強化
- ・し尿処理対策

### ④ 孤立可能性の高い集落への対応

- ・多様な通信手段の確保
- ・ヘリコプターの離着陸場所の確保
- ・孤立地区対策訓練の実施

### ⑤ ボランティアとの連携

- ・災害ボランティアに関する3者（行政・社協・NPO）連携体制の整備
- ・災害ボランティアセンターの設置や運営に係る支援
- ・災害ボランティアコーディネーター等の育成支援

## 4 事業所等の安全対策・業務継続

### ① 原子力事業所等の安全確保

- ・伊方発電所の安全対策の強化
- ・環境放射線の監視及び発電所への立入調査等による安全確認
- ・異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供
- ・愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）及び愛媛県広域避難計画の改定
- ・原子力防災施設及び資機材等の整備
- ・実践的な防災訓練の実施による防災対策の充実強化

### ② 石油コンビナート等特別防災区域等の安全確保

- ・防災訓練の実施
- ・各事業所における防災対策の強化促進
- ・県石油コンビナート等防災アセスメントの活用

### ③ 民間企業等の事業継続性の確保

- ・建設業BCPの普及促進
- ・企業等における業務継続計画（BCP）策定の促進
- ・農業協同組合、漁業協同組合の防災対策の促進

## III 復旧・復興体制の確立

～県民の生活を速やかに再建するために～

### 1 復旧・復興体制の確立

#### ① ライフラインの復旧対策

- ・水道の復旧体制の充実
- ・下水道施設の復旧体制の充実
- ・工業用水道管路の応急復旧用資材備蓄
- ・工業用水道被災時の相互応援の推進

#### ② 被災者の生活再建支援

- ・住宅復興に向けた協力に係る協定
- ・被災宅地危険度判定士の養成
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成
- ・復興に向けた事前の取組み
- ・被災者支援連携システムの県・市町共同導入・運用

#### ③ 災害廃棄物等の処理対策

- ・県災害廃棄物処理計画の策定、市町計画策定に係る助言

## 4 目標指標

減災目標を達成するための具体的な数値目標は次のとおりである。

### ◆地震対策

| 施策項目      | 指 標   | 策 定 時             | 中間見直し時             | 目 標               |
|-----------|---|-------------------|--------------------|-------------------|
| 建築物等の耐震化等 | 住宅の耐震化率                                       | 71.4%<br>(H20 年度) | 75%<br>(H25 年度)    | 90%<br>(R2 年度)    |
|           | 多数の者が利用する建築物の耐震化率                             | 66.9%<br>(H21 年度) | 78.9%<br>(H28 年度)  | 90%<br>(R6 年度)    |
|           | 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率                            | 49.7%<br>(H26 年度) | 83.9%<br>(H30 年度)  | 100%<br>(—)       |
|           | 特に重要である防災拠点施設（旧耐震基準のもの）の耐震診断実施率【平成 29 年度目標達成】 | 73.4%<br>(H26 年度) | 100%<br>(H29 年度)   | 100%<br>(H29 年度)  |
|           | 特に重要である防災拠点施設（新耐震基準のものを含む）の耐震化率               | 63.5%<br>(H26 年度) | 80%<br>(H30 年度)    | 100%<br>(—)       |
|           | 県営住宅の建替戸数（砥部団地建替事業の戸数）【平成 28 年度県事業完了】         | 140 戸<br>(H25 年度) | 268 戸<br>(H28 年度)  | 268 戸<br>(H28 年度) |
|           | 県立学校の耐震化率<br>【平成 29 年度目標達成】                   | 68.6%<br>(H25 年度) | 100%<br>(H29 年度)   | 100%<br>(H29 年度)  |
|           | 公立小中学校の耐震化率                                   | 80.3%<br>(H26 年度) | 96.4%<br>(H31.4.1) | 100%<br>(市町による)   |
|           | 私立学校（非木造）の耐震化率                                | 69.9%<br>(H25 年度) | 84.8%<br>(H31.4.1) | 100%<br>(学校法人による) |
|           | 災害拠点病院の耐震化率                                   | 75%<br>(H25 年度)   | 87.5%<br>(H30 年度)  | 100%<br>(R3 年度)   |
|           | 二次医療機関の耐震化率                                   | 63.3%<br>(H25 年度) | 75%<br>(H30 年度)    | 86.9%<br>(R5 年度)  |
|           | 保護施設の耐震化率                                     | 75%<br>(H25 年度)   | 80%<br>(H30 年度)    | 100%<br>(R6 年度)   |
|           | 乳児院、児童養護施設の耐震化率                               | 66.6%<br>(H26 年度) | 91.7%<br>(H30 年度)  | 100%<br>(R2 年度)   |
|           | 保育所の耐震化率                                      | 61.8%<br>(H25 年度) | 74.9%<br>(H30 年度)  | 100%<br>(—)       |
|           | 障害者支援施設及び障害児入所施設の耐震化率                         | 97.7%<br>(H25 年度) | 97.7%<br>(H30 年度)  | 100%<br>(—)       |
|           | 高齢者福祉・介護保険施設の耐震化率                             | 95.5%<br>(H25 年度) | 97.1%<br>(H28 年度)  | 100%<br>(—)       |
|           | 警察署庁舎の耐震化率                                    | 50%<br>(H26 年度)   | 81.3%<br>(R元年度)    | 100%<br>(—)       |
|           | 県庁舎の耐震化率                                      | 46.7%<br>(H26 年度) | 56.3%<br>(H30 年度)  | 100%<br>(—)       |
|           | 県総合運動公園における建物耐震化率<br>【平成 30 年度目標達成】           | 71%<br>(H26 年度)   | 100%<br>(H30 年度)   | 100%<br>(R3 年度)   |

| 施策項目         | 指標  | 策定時                   | 中間見直し時                | 目標                      |
|--------------|---|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 建築物等の耐震化等    | 重要文化財建造物の耐震化の件数   | 5件<br>(H26年度)         | 8件<br>(H30年度)         | 9件<br>(R6年度)            |
| 建築物の安全確保     | 家具の固定率  | —                     | 42.2%<br>(H27年度)      | 100%<br>(—)             |
|              | 初期微動(P波)感知型地震時管制運転装置設置(民間建築物)                                 | 14%<br>(H26年度)        | 25%<br>(H30年度)        | 30%<br>(R6年度)           |
|              | 県営住宅の建築基準法上の既存不適格である既設エレベーター(全体21基)のうち、防災対策改修工事を実施したエレベーターの割合 | 0%<br>(H25年度)         | 71.4%<br>(H30年度)      | 76%<br>(R6年度)           |
| 火災対策         | 住宅用火災警報器の設置率  | 82.9%<br>(H26年度)      | 80%<br>(H30年度)        | 100%<br>(—)             |
| 土砂災害・地盤災害対策  | 地すべり災害から保全される人家戸数   | 4,632戸<br>(H25年度)     | 5,513戸<br>(H30年度)     | 6,800戸<br>(R6年度)        |
|              | 急傾斜地の崩壊による災害から保全される人家戸数                                       | 17,678戸<br>(H25年度)    | 18,545戸<br>(H30年度)    | 19,950戸<br>(R6年度)       |
|              | 土砂災害警戒区域の調査箇所数  | 3,360箇所<br>(H25年度)    | 8,003箇所<br>(H30年度)    | 16,303箇所<br>(R元年度)      |
|              | 土砂災害警戒区域の指定箇所数  |                       | 6,238箇所<br>(H30年度)    | 16,303箇所<br>(R3年度)      |
|              | 山地災害危険地区的着手率  | 30%<br>(H25年度)        | 38.5%<br>(H30年度)      | 40%<br>(R10年度)          |
|              | 農地地すべり防止区域の整備着手数  | 41箇所<br>(H26年度)       | 46箇所<br>(H30年度)       | 101箇所<br>(R6年度)         |
|              | 大規模盛土造成地マップの公表率(中核市、権限移譲市を除く2市9町の区域)【平成28年度事業完了】              | 0%<br>(H26年度)         | 100%<br>(H28年度)       | 100%<br>(H28年度)         |
| ライフライン施設の耐震化 | 水道の基幹管路の耐震適合率   | 23%<br>(H25年度)        | 29.2%<br>(H29年度)      | 40%<br>(R6年度)           |
|              | 重要給水施設への管路の耐震適合率  | 21%<br>(H25年度)        | 31.9%<br>(H29年度)      | 45%<br>(R6年度)           |
|              | 下水処理場及びポンプ場の耐震化率(着手含む)  | 28%<br>(H25年度)        | 32%<br>(H30年度)        | 40%<br>(R6年度)           |
|              | 下水道管における重要な幹線等の耐震化率(着手含む)                                     | 59%<br>(H25年度)        | 61%<br>(H30年度)        | 67%<br>(R6年度)           |
|              | 工業用水道施設の耐震化率  | 16%<br>(H25年度)        | 74%<br>(H30年度)        | 100%<br>(R4年度)          |
| インフラ施設の耐震化   | 緊急輸送道路の防災対策の整備率   | 83%<br>(H25年度)        | 95%<br>(H30年度)        | 100%<br>(R4年度)          |
|              | 臨港道路の耐震化実施率(橋梁23箇所+道路7路線)                                     | 6.9%<br>(H25年度)       | 27%<br>(H30年度)        | 100%<br>(R6年度)          |
|              | 土地改良施設耐震整備率   | 16%<br>(H25年度)        | 64%<br>(H30年度)        | 70%<br>(R6年度)           |
|              | 防災重点ため池のハザードマップ整備数  | 201箇所(11%)<br>(H25年度) | 538箇所(31%)<br>(H30年度) | 1,755箇所(100%)<br>(R6年度) |

| 施策項目             | 指 標                               | 策 定 時                                   | 中間見直し時                                    | 目 標                                    |
|------------------|-----------------------------------|---|---|--|
| 災害に強い交通ネットワークの構築 | 1 次緊急輸送道路（県管理道路）の改良率              | 97.1%<br>(H25 年度)                       | 97.7%<br>(H30.4.1)                        | 100%<br>(R6 年度)                        |
|                  | 2 次緊急輸送道路（県管理道路）の改良率              | 83.9%<br>(H25 年度)                       | 85.1%<br>(H30.4.1)                        | 90%<br>(R6 年度)                         |
|                  | 高規格幹線道路等の整備率                      | 76.8%<br>(H26 年度)                       | 77.3%<br>(H30 年度)                         | 78.4%<br>(R4 年度)                       |
|                  | 緊急に対策を要する地震防災関連道路の整備率             | 20.8%<br>(H26 年度)                       | 82.4%<br>(H30 年度)                         | 100%<br>(—)                            |
|                  | 伊方発電所へのアクセスルート数<br>【平成 29 年度目標達成】 | 1 ルート<br>(H26 年度)                       | 3 ルート<br>(H29 年度)                         | 3 ルート<br>(H29 年度)                      |
|                  | 大洲・八幡浜自動車道供用延長                    | 2.3km<br>(H26 年度)                       | 2.3 km<br>(H30 年度)                        | 6.1km<br>(R4 年度)                       |
|                  | 松山 IC～松山空港 アクセス時間                 | 約 37 分<br>(H26 年度)                      | 約 17 分<br>(H30 年度)                        | 約 16 分<br>(R1 術後半)                     |
|                  | JR 松山駅高架区間 用地取得                   | 3,946 m <sup>2</sup> (24.1%)<br>(H27.1) | 16,238 m <sup>2</sup> (98.3%)<br>(H30 年度) | 16,513 m <sup>2</sup> (100%)<br>(R元年度) |
|                  | JR 松山駅高架橋延長                       | 0km (0%)<br>(H27.1)                     | 0km (0%)<br>(H30 年度)                      | 2.4km (100%)<br>(R6 年度)                |

## ◆津波対策

| 施策項目             | 指 標                                      | 策 定 時                               | 中間見直し時                              | 目 標                               |
|------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 海岸堤防等の整備、耐震対策    | 主要な水門・樋門・排水機場 52 施設の耐震化率（河川管理施設）         | 88%<br>(H25 年度)                     | 92.1%<br>(H30 年度)                   | 100%<br>(R6 年度)                   |
|                  | 設計津波水位（レベル1津波）に対する堤防・護岸等の整備率（海岸保全施設）     | 70%<br>(H25 年度)                     | 70%<br>(H30 年度)                     | 73%<br>(R6 年度)                    |
|                  | 堤防・護岸等の耐震化率（海岸保全施設）                      | 10%<br>(H25 年度)                     | 16%<br>(H30 年度)                     | 28%<br>(R6 年度)                    |
| 港湾・漁港における地震・津波対策 | 耐震強化岸壁整備率                                | 66.7%<br>(H25 年度)                   | 83.3%<br>(H30 年度)                   | 100%<br>(R6 年度)                   |
|                  | 拠点漁港等のうち耐震化・耐津波対策が完了した漁港                 | 0 漁港<br>(H26 年度)                    | 4 漁港<br>(H30 年度)                    | 8 漁港<br>(R6 年度)                   |
| 津波に強いまちづくりの検討    | 津波災害警戒区域の指定済み市町                          | 0 市町 (0%)<br>(H26 年度)               | 0 市町 (0%)<br>(H30 年度)               | 14 市町 (100%)<br>(—)               |
|                  | 都市計画区域マスタープランの部分見直し<br>【平成 30 年度目標達成】    | 0 区域 (0%)<br>(H25 年度)               | 14 区域 (100%)<br>(H30 年度)            | 14 区域 (100%)<br>(H30 年度)          |
| ゼロメートル地帯の安全確保    | 地域と企業との連携による実効性のある訓練等の実施地域【平成 28 年度事業完了】 | 0 地域<br>(H26 年度)                    | 4 地域<br>(H28 年度)                    | 4 地域<br>(H28 年度)                  |
| 安全で確実な避難の確保      | 津波からの早期避難率                               | —                                   | 49.6%<br>(H27 年度)                   | 100%<br>(—)                       |
|                  | 都市計画街路整備密度                               | 1.43 km/km <sup>2</sup><br>(H23 年度) | 1.46 km/km <sup>2</sup><br>(H28 年度) | 1.5 km/km <sup>2</sup><br>(R3 年度) |
|                  | 津波避難計画策定市町数<br>【平成 28 年度目標達成】            | 0 市町 (0%)<br>(H26 年度)               | 14 市町 (100%)<br>(H28 年度)            | 14 市町 (100%)<br>(H29 年度)          |
|                  | 南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数                     |                                     | ○回／年<br>(R元年度)                      | 1 回／年<br>(R2 年度～)                 |

## ◆防災意識の普及啓発

| 施策項目        | 指標                           | 策定時              | 中間見直し時          | 目標                |
|-------------|------------------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 県民への防災意識の啓発 | 民間企業等が主催する防災啓発番組への出演回数       | 2回／年<br>(H26年度)  | 0回／年<br>(H30年度) | 2回／年<br>(H27年度～)  |
|             | DVD等を活用した小学生を対象とする防災意識啓発講演回数 | 0校／年<br>(H26年度)  | 2校／年<br>(H30年度) | 10校／年<br>(H28年度～) |
|             | 防災意識啓発講演の実施回数（上記を除く）         | 19回／年<br>(H25年度) | 8回／年<br>(H30年度) | 20回／年<br>(H27年度～) |
|             | 減災キャンペーン実施市町の率               | 55%<br>(H26年度)   | 65%<br>(H30年度)  | 100%<br>(R元年度～)   |
|             | 保育所における防災訓練実施率               | 95%<br>(H25年度)   | 100%<br>(H30年度) | 100%<br>(R元年度～)   |
| 防災教育の充実     | 予告なし避難訓練実施率                  | 45%<br>(H25年度)   | 59%<br>(H30年度)  | 100%<br>(R元年度～)   |
|             | 県立学校教職員の防災士資格取得者             | 11人<br>(H26年度)   | 526人<br>(H30年度) | 1,056人<br>(R3年度)  |

## ◆応急活動体制の確立

| 施策項目                 | 指標  | 策定時                   | 中間見直し時                 | 目標                   |
|----------------------|---|-----------------------|------------------------|----------------------|
| 救助・救急対策              | 緊急消防援助隊愛媛県隊の登録隊数                                | 69隊<br>(H26年度)        | 92隊<br>(H31.4.1)       | 100隊<br>(R5年度)       |
| 医療対策                 | 災害派遣医療チーム(DMAT)の数                               | 22チーム<br>(H26年度)      | 25チーム<br>(H30年度)       | 28チーム<br>(R2年度以降)    |
|                      | 難病患者の防災カード(緊急度1)作成率                             | 72.1%<br>(H25年度)      | 77.6%<br>(R元年度)        | 100%<br>(R4年度)       |
| 消火活動等                | 消防広域化重点地域の指定を受けた消防本部の数                          | 0本部<br>(H26.4.1)      | 0本部<br>(H31.4.1)       | 3本部<br>(R6.4.1)      |
|                      | 消防力の整備指針に基づく消火資機材(消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車等)の平均充足率 | 84.5%<br>(H27.4.1)    | 国調査の結果<br>が未公表         | 100%<br>(—)          |
|                      | 地震防災緊急事業五箇年計画における耐震性貯水槽整備箇所数                    | 19箇所<br>(H25年度)       | 46箇所<br>(H30年度)        | 70箇所<br>(H28～R2年度)   |
|                      | 市町が条例で定める消防団員の定数に対する実人員の割合                      | 94%<br>(H26年度)        | 93.3%<br>(H30.4.1)     | 100%<br>(R6年度)       |
|                      | 消防団員に占める女性の割合                                   | 2.9%<br>(H26年度)       | 3.1%<br>(H30.4.1)      | 5%<br>(R2年度)         |
|                      | 消防団合同訓練の実施回数                                    | —                     | 3回／年<br>(R元年度)         | 3回／年<br>(R2年度～)      |
| 地域防災力の向上             | 自主防災組織の組織率(消防庁調査)                               | 90.6%<br>(H26年度)      | 94%<br>(H31.4.1)       | 100%<br>(R6年度)       |
|                      | 自主防災組織の訓練実施率                                    | 41%<br>(H25年度)        | 59.5%<br>(H30年度)       | 100%<br>(R6年度)       |
|                      | 県講座による防災士資格取得者(自主防災組織推薦分)                       | 1,552人<br>(H25年度)     | 5,053人<br>(H30年度)      | 8,185人<br>(R4年度)     |
|                      | 県講座による防災士資格取得者(自主防災組織推薦分)のうち女性の割合               | 11.7%<br>(H23～H25年度)  | 28.8%<br>(H30年度)       | 30%<br>(R元～R4年度)     |
| 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 | 重要港湾における港湾BCP策定率<br>【平成28年度目標達成】                | 0%<br>(H25年度)         | 100%<br>(H28年度)        | 100%<br>(H28年度)      |
|                      | 信号機電源付加装置等の整備                                   | 60基(53.1%)<br>(H26年度) | 100基(88.5%)<br>(H30年度) | 113基(100%)<br>(R6年度) |

## ◆災害対応機能の強化

| 施策項目         | 指標   | 策定時                             | 中間見直し時                          | 目標                             |
|--------------|--|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 防災訓練の充実      | 総合防災訓練実施回数   | 1回／年<br>(H26年度)                 | 豪雨災害により未実施(H30年度)               | 1回／年<br>(H27年度～)               |
|              | 県・市町合同図上訓練実施回数                                     | 1回／年<br>(H26年度)                 | 1回／年<br>(H30年度)                 | 1回／年<br>(H27年度～)               |
|              | 国・県合同訓練実施回数  | 1回／年<br>(H26年度)                 | 1回／年<br>(H30年度)                 | 1回／年<br>(H27年度～)               |
|              | 防災通信システム等による情報伝達訓練実施回数                             | 6回／年<br>(H26年度)                 | 6回／年<br>(H30年度)                 | 6回／年<br>(H27年度～)               |
|              | 土木部防災訓練の実施回数                                       | 1回／年<br>(H26年度)                 | 1回／年<br>(H30年度)                 | 1回／年<br>(H27年度～)               |
| 災害情報の提供      | 住民への情報伝達訓練実施回数                                     | 0回／年<br>(H26年度)                 | 2回／年<br>(H30年度)                 | 2回／年<br>(H28年度～)               |
|              | 県防災メール等の登録者数                                       | 16,424人<br>(H26年度)              | 29,942人<br>(H30年)               | 55,442人<br>(R4年度)              |
| 広域連携・応援体制の確立 | 広域防災拠点における資機材整備箇所<br>【平成29年度事業完了】                  | 0箇所(0%)<br>(H26年度)              | 17箇所(100%)<br>(H29年度)           | 17箇所(100%)<br>(H29年度)          |
|              | 県営総合運動公園及び第3号南予レクリエーション都市公園の広域防災拠点活動の可能なオープンスペース面積 | 80,000m <sup>2</sup><br>(H26年度) | 93,000m <sup>2</sup><br>(H30年度) | 95,000m <sup>2</sup><br>(R元年度) |
|              | 広域防災・減災対策検討協議会開催回数                                 | 1回／年<br>(H26年度)                 | 1回／年<br>(H30年度)                 | 2回／年<br>(H27年度～)               |
|              | 受援計画策定市町数  |                                 | 0市町(0%)<br>(H30年度)              | 20市町(100%)<br>(R2年度)           |
| 業務継続性の確保     | 市町業務継続計画の策定率                                       | 30%<br>(H26.6)                  | 95%<br>(H30.3)                  | 100%<br>(R元年度)                 |
| 災害対策本部の機能強化  | 災害対策本部活動訓練の実施回数                                    | 1回／年<br>(H25年度)                 | 1回／年<br>(H30年度)                 | 1回／年<br>(H27年度～)               |
|              | 防災対策等研修の参加者数                                       | 77人／年<br>(H26年度)                | 87人／年<br>(R元年度)                 | 240人／年<br>(R2年度～)              |
|              | 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況(3日分)                         | 40%<br>(H26年度)                  | 100%<br>(H30年度)                 | 100%<br>(H30～R6年度)             |

## ◆生活支援体制の確立

| 施策項目              | 指標             | 策定時              | 中間見直し時           | 目標             |
|-------------------|----------------|------------------|------------------|----------------|
| 食料、水、生活必需品等の物資の調達 | 家庭で備蓄している県民の割合 | 30.5%<br>(H25年度) | 30.5%<br>(H25年度) | 100%<br>(R6年度) |

| 施策項目           | 指 標  | 策 定 時                 | 中間見直し時               | 目 標                   |
|----------------|--|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 避難者等への対応       | 指定避難所への資機材の整備率<br>【平成 28 年度事業完了】             | 0%<br>(H25 年度)        | 49%<br>(H28 年度)      | 44%<br>(H28 年度)       |
|                | 避難所運営リーダー育成研修の受講者数<br>【平成 29 年度事業完了】         | 0 人<br>(H26 年度)       | 1,251 人<br>(H29 年度)  | 1,000 人<br>(H29 年度)   |
|                | 避難行動要支援者の個別計画策定市町                            | -                     | 3町(15%)<br>(H30 年度)  | 20市町(100%)<br>(R6 年度) |
|                | 福祉避難所の指定状況の把握、情報提供等                          | 1 回／年<br>(H25 年度)     | 1 回／年<br>(H30 年度)    | 1 回／年<br>(H27 年度～)    |
|                | 愛媛県災害時福祉支援連携協議会の開催回数                         | -                     | 2回／年<br>(R元年度)       | 2回／年<br>(R2 年度～)      |
|                | 災害時要配慮者支援チーム登録者数                             | -                     | 104 人<br>(R元年度)      | 224 人<br>(R5 年度)      |
|                | 愛媛県D P A T 運営委員会開催数                          | 3 回／年<br>(H25 年度)     | 1 回／年<br>(H30 年度)    | 2回／年<br>(H29 年度～)     |
|                | 愛媛県D P A T の登録者数                             | 0 人<br>(H25 年度)       | 258 人<br>(H30 年度)    | 300 人<br>(R5 年度)      |
|                | 市町が希望する避難所及び県・市町庁舎における環境整備率                  | 57.1%<br>(H26 年度)     | 51.1%<br>(H30 年度)    | 100%<br>(R3 年度)       |
| 保健衛生・防疫・遺体対策   | 国の指針(H26.3)に基づく災害廃棄物処理計画策定市町数<br>【令和元年度目標達成】 | 0 市町(0%)<br>(H26 年度)  | 20市町(100%)<br>(R元年度) | 20市町(100%)<br>(R元年度)  |
| 孤立可能性の高い集落への対応 | 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合              | 59%<br>(H25 年度)       | 59%<br>(H25 年度)      | 70%<br>(R6 年度)        |
|                | 孤立する可能性がある集落のうちヘリコプターでのホイスト等が可能な場所を確保している割合  | 73.3%<br>(H25 年度)     | 73.3%<br>(H25 年度)    | 100%<br>(R6 年度)       |
|                | 孤立地区対策訓練実施回数                                 | 1 回／年<br>(H26 年度)     | 豪雨災害により未実施(H30 年度)   | 1 回／年<br>(H27 年度～)    |
| ボランティアとの連携     | 災害時対応訓練の実施                                   | 1 回／年<br>(H25 年度)     | 1 回／年<br>(H30 年度)    | 1 回／年<br>(H27 年度～)    |
|                | 災害ボランティアコーディネーター研修会参加者数                      | 275 人<br>(H22～H25 年度) | 0 人／年<br>(H30 年度)    | 100 人／年<br>(H27 年度～)  |

#### ◆事業所等の安全対策・業務継続

| 施策項目                  | 指 標                      | 策 定 時               | 中間見直し時             | 目 標                  |
|-----------------------|--------------------------|---------------------|--------------------|----------------------|
| 原子力事業所等の安全確保          | 原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合 | 92.5%<br>(H26 年度)   | 97%<br>(H30 年度)    | 100%<br>(R6 年度)      |
| 石油コンビナート等特別防災区域等の安全確保 | 県石油コンビナート等防災訓練参加者数       | 200 人／年<br>(H25 年度) | 豪雨災害により未実施(H30 年度) | 400 人／年<br>(H27 年度～) |
|                       | 事故件数                     | 1 件／年<br>(H25 年度)   | 4 件／年<br>(H30 年度)  | 0 件／年<br>(H27 年度～)   |
| 民間企業等の事業継続性の確保        | 建設業 BCP の認定率             | 50.8%<br>(H25 年度)   | 67.6%<br>(H30 年度)  | 80%<br>(R6 年度)       |

## ◆復旧・復興体制の確立

| 施策項目                | 指 標  | 策 定 時                | 中間見直し時               | 目 標                   |
|---------------------|--|----------------------|----------------------|-----------------------|
| ライフライ<br>ンの復旧対<br>策 | 災害における応急対策等に関する協定の締結市町数（水道施設）<br>【令和元年度目標達成】     | 12市町（60%）<br>(H26年度) | 20市町（100%）<br>(R元年度) | 20市町（100%）<br>(R元年度)  |
|                     | 下水道BCPの策定期率<br>【平成28年度目標達成】                      | 6%<br>(H25年度)        | 100%<br>(H28年度)      | 100%<br>(H28年度)       |
|                     | 工業用水道管路の応急復旧用資材備蓄率<br>【平成28年度目標達成】               | 0%<br>(H25年度)        | 100%<br>(H28年度)      | 100%<br>(H28年度)       |
|                     | 四国4県合同訓練（工業用水道）の参加者                              | 4名<br>(H25年度)        | 2名<br>(R元年度)         | 毎年度2名以上<br>(H25年度～)   |
| 被災者の生<br>活再建支援      | 被災宅地危険度判定士の人数                                    | 1,074人<br>(H26.4.1)  | 1,461人<br>(H30年度)    | 1,500人以上維持<br>(R2年度～) |
|                     | 被災建築物応急危険度判定士県内養成総数                              | 700人<br>(H25年度)      | 846人<br>(H30年度)      | 1,000人<br>(—)         |
| 災害廃棄物<br>等の処理対<br>策 | 国の指針（H26.3）に基づく災害廃棄物処理計画策定期町数〔再掲〕<br>【令和元年度目標達成】 | 0市町（0%）<br>(H26年度)   | 20市町（100%）<br>(R元年度) | 20市町（100%）<br>(R元年度)  |

※目標欄の（—）については、目標数値の達成に向け取り組むものの、現時点で達成時期の設定が困難なものである。

## 5 具体的な施策

---

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| I－1－① 建築物等の耐震化等              | 41  |
| I－1－② 建築物の安全確保               | 46  |
| I－1－③ 火災対策                   | 48  |
| I－1－④ 土砂災害・地盤災害対策            | 50  |
| I－1－⑤ ライフライン施設の耐震化           | 52  |
| I－1－⑥ インフラ施設の耐震化             | 54  |
| I－1－⑦ 災害に強い交通ネットワークの構築       | 56  |
| I－2－① 海岸堤防等の整備、耐震対策          | 59  |
| I－2－② 港湾・漁港における地震・津波対策       | 61  |
| I－2－③ 津波に強いまちづくりの検討          | 63  |
| I－2－④ ゼロメートル地帯の安全確保          | 64  |
| I－2－⑤ 安全で確実な避難の確保            | 65  |
| I－3－① 県民への防災意識の啓発            | 67  |
| I－3－② 防災教育の充実                | 69  |
| II－1－① 救助・救急対策               | 70  |
| II－1－② 医療対策                  | 72  |
| II－1－③ 消火活動等                 | 74  |
| II－1－④ 地域防災力の向上              | 76  |
| II－1－⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動  | 78  |
| II－2－① 防災訓練の充実               | 80  |
| II－2－② 災害情報の収集・共有            | 82  |
| II－2－③ 災害情報の提供               | 84  |
| II－2－④ 広域連携・応援体制の確立          | 86  |
| II－2－⑤ 業務継続性の確保              | 89  |
| II－2－⑥ 災害対策本部の機能強化           | 90  |
| II－3－① 食料、水、生活必需品等の物資の調達     | 92  |
| II－3－② 避難者等への対応              | 94  |
| II－3－③ 保健衛生・防疫・遺体対策          | 98  |
| II－3－④ 孤立可能性の高い集落への対応        | 99  |
| II－3－⑤ ボランティアとの連携            | 100 |
| II－4－① 原子力事業所等の安全確保          | 101 |
| II－4－② 石油コンビナート等特別防災区域等の安全確保 | 103 |
| II－4－③ 民間企業等の事業継続性の確保        | 104 |
| III－1－① ライフラインの復旧対策          | 105 |
| III－1－② 被災者の生活再建支援           | 107 |
| III－1－③ 災害廃棄物等の処理対策          | 109 |



## 施策 I－1－① 建築物等の耐震化等

様式2

平成25年度に県が公表した地震被害想定調査の結果によると、最悪の場合、地震の揺れによる全壊棟数が107,554棟、建物倒壊による死者が6,210人に上り、本県に甚大な被害が生じることが見込まれている。このため、旧耐震基準で建築された住宅のほか、多数の者が利用する建築物、防災拠点施設、学校施設、災害拠点病院、社会福祉施設、警察施設等の重要な施設の耐震化等を計画的に進め、建物倒壊等から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容  | 年次計画             |                |               |    |    |    |
|---|------------------|----------------|---------------|----|----|----|
|   | H27～             | R2             | R3            | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 木造住宅の耐震化の促進</b><br>耐震性のない木造住宅の耐震改修費用を補助する市町事業に対し、市町負担額の1/2を県が負担する耐震改修補助を中心施策とし、耐震診断技術者を養成する耐震診断講習会等の開催や耐震診断事務所の登録、並びに広報誌やホームページ等による一般的な広報活動のほか、県民向け地震対策講座の開催、戸別訪問等様々な耐震化の普及啓発活動を市町と連携して実施する。 |                  |                |               |    |    |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時              | 中間見直し時         | 目 標           |    |    |    |
| 住宅の耐震化率   | 71.4%<br>(H20年度) | 75%<br>(H25年度) | 90%<br>(R2年度) |    |    |    |

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画             |                  |               |    |    |    |
|--|------------------|------------------|---------------|----|----|----|
|  | H27～             | R2               | R3            | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進</b><br>多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、ダイレクトメール等により耐震化の必要性について周知し、必要に応じて指導、助言及び指示をするとともに、民間の要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する建築物及び要配慮者が利用する建築物等のうち大規模なもの）については、耐震診断及び耐震改修の補助を実施することにより、優先して耐震化の促進を図る。 |                  |                  |               |    |    |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時              | 中間見直し時           | 目 標           |    |    |    |
| 多数の者が利用する建築物の耐震化率  | 66.9%<br>(H21年度) | 78.9%<br>(H28年度) | 90%<br>(R6年度) |    |    |    |
| 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率   | 49.7%<br>(H26年度) | 83.9%<br>(H30年度) | 100%<br>(一)   |    |    |    |

## 〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                 |                 |            |    |  |  |
|--|------------------|----|-----------------|-----------------|------------|----|--|--|
|  | H27~             | R2 | R3              | R4              | R5         | R6 |  |  |
| <b>(3) 防災拠点施設の耐震化の促進</b><br>緊急輸送道路で結ばれる防災拠点施設のうち、特に重要なものについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として耐震診断の実施及び結果の報告を義務付け、併せてその結果をHPにて公表することにより、対象建築物所有者の耐震化の意識向上を図り、耐震化を促進する。 |                  |    |                 |                 |            |    |  |  |
| <b>指 標</b>   |                  |    | <b>策定時</b>      | <b>中間見直し時</b>   | <b>目 標</b> |    |  |  |
| 特に重要である防災拠点施設（旧耐震基準のもの）の耐震診断実施率<br>【平成29年度目標達成】  | 73.4%<br>(H26年度) |    | 100%<br>(H29年度) | 100%<br>(H29年度) |            |    |  |  |
| 特に重要である防災拠点施設（新耐震基準のものを含む）の耐震化率  | 63.5%<br>(H26年度) |    | 80%<br>(H30年度)  | 100%<br>(一)     |            |    |  |  |

## 〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容  | 年次計画            |    |                 |                 |            |    |
|---|-----------------|----|-----------------|-----------------|------------|----|
|   | H27~            | R2 | R3              | R4              | R5         | R6 |
| <b>(4) 県営住宅の建替</b><br>耐用年数の到来が間近に迫っている補強コンクリートブロック造の県営住宅については、耐震診断方法が確立されていないこと等から、建替えにより耐震性の改善を図る。 |                 |    |                 |                 |            |    |
| <b>指 標</b>  |                 |    | <b>策定時</b>      | <b>中間見直し時</b>   | <b>目 標</b> |    |
| 県営住宅の建替戸数（砥部団地建替事業の戸数）<br>【平成28年度県事業完了】   | 140戸<br>(H25年度) |    | 268戸<br>(H28年度) | 268戸<br>(H28年度) |            |    |

## 〔教育委員会事務局指導部高校教育課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                 |                 |            |    |
|--|------------------|----|-----------------|-----------------|------------|----|
|  | H27~             | R2 | R3              | R4              | R5         | R6 |
| <b>(5) 県立学校の耐震化</b><br>旧耐震基準（S56.6.1以前）により建築された県立学校の校舎等の耐震性能を高めるとともに、多様化した教育内容に適応した施設環境を整え、児童生徒の安全・安心を確保するため、平成29年度末に県立学校の耐震化100%達成を目指とし、耐震診断等の結果に基づき、早急に改築又は耐震補強工事等を行う。 |                  |    |                 |                 |            |    |
| <b>指 標</b>   |                  |    | <b>策定時</b>      | <b>中間見直し時</b>   | <b>目 標</b> |    |
| 県立学校の耐震化率<br>【平成29年度目標達成】  | 68.6%<br>(H25年度) |    | 100%<br>(H29年度) | 100%<br>(H29年度) |            |    |

〔教育委員會事務局指導部義務教育課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(6) 公立小中学校の耐震化の促進</b><br>設置者である市町に対して、公立小中学校の校舎や体育館等の耐震化の積極的な前倒しについて、通知・会議・訪問等で働きかけをする。 |      |    |    |    |    |    |
|  |      |    |    |    |    |    |

## 〔総務部総務管理局私学文書課、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課〕

| 施策内容  | 年次計画             |                    |                   |    |    |    |
|---|------------------|--------------------|-------------------|----|----|----|
|   | H27~             | R2                 | R3                | R4 | R5 | R6 |
| <b>(7) 私立学校の耐震化の促進</b><br>学校法人が県内に設置する私立の幼稚園、中学校、高等学校及び中等教育学校の校舎、屋内運動場等に対して実施する耐震診断に係る補助を実施するとともに、設置者である学校法人に対して耐震化の積極的な前倒しについて働きかけをすることにより、私立学校の耐震化の促進を図る。 |                  |                    |                   |    |    | →  |
| 指 標   | 策定時              | 中間見直し時             | 目 標               |    |    |    |
| 私立学校（非木造）の耐震化率  | 69.9%<br>(H25年度) | 84.8%<br>(H31.4.1) | 100%<br>(学校法人による) |    |    |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容  | 年次計画           |                  |                |    |    |    |
|---|----------------|------------------|----------------|----|----|----|
|   | H27~           | R2               | R3             | R4 | R5 | R6 |
| <b>(8) 災害拠点病院の耐震化の促進</b><br>大規模地震等災害発生時における適切な医療提供体制の確保を図るため、愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金や国庫補助事業を活用して、災害発生時に医療の活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化を促進する。 |                |                  |                | →  |    |    |
| 指標  | 策定時            | 中間見直し時           | 目標             |    |    |    |
| 災害拠点病院の耐震化率   | 75%<br>(H25年度) | 87.5%<br>(H30年度) | 100%<br>(R3年度) |    |    |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容   | 年次計画             |                |                 |    |    |    |
|--|------------------|----------------|-----------------|----|----|----|
|  | H27~             | R2             | R3              | R4 | R5 | R6 |
| <b>(9) 二次救急医療機関の耐震化の促進</b><br>愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金や国庫補助事業を活用して、災害発生時に重要な役割を果たす二次救急医療機関の耐震化を促進する。 |                  |                |                 |    |    | →  |
| 指 標  | 策定時              | 中間見直し時         | 目 標             |    |    |    |
| 二次医療機関の耐震化率  | 63.3%<br>(H25年度) | 75%<br>(H30年度) | 86.9%<br>(R5年度) |    |    |    |

〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課、生きがい推進局子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課〕

| 施策内容   | 年次計画             |                  |                |    |    |    |
|--|------------------|------------------|----------------|----|----|----|
|  | H27~             | R2               | R3             | R4 | R5 | R6 |
| <b>(10) 社会福祉施設の耐震化の促進</b>  |                  |                  |                |    |    |    |
| 災害発生時に自ら避難することが困難な者が多く入所する社会福祉施設の耐震化を行い、入所者の生命身体の安全を図る。              | →                |                  |                |    |    |    |
| ・耐震化整備が未実施となっている保護施設の移転に対し、必要な助言指導を行う。                               | →                |                  |                |    |    |    |
| ・入所型の児童福祉施設である乳児院及び児童養護施設のうち未耐震施設について次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、改築整備を支援する。 | →                |                  |                |    |    |    |
| ・耐震化が必要な保育所に対し、必要な支援を行う。   | →                |                  |                |    |    |    |
| ・障害者福祉施設、高齢者福祉・介護保険施設等の耐震化に必要な支援を行う。                                 | →                |                  |                |    |    |    |
| 指 標  | 策定時              | 中間見直し時           | 目 標            |    |    |    |
| 保護施設の耐震化率  | 75%<br>(H25年度)   | 80%<br>(H30年度)   | 100%<br>(R6年度) |    |    |    |
| 乳児院、児童養護施設の耐震化率  | 66.6%<br>(H26年度) | 91.7%<br>(H30年度) | 100%<br>(R2年度) |    |    |    |
| 保育所の耐震化率   | 61.8%<br>(H25年度) | 74.9%<br>(H30年度) | 100%<br>(一)    |    |    |    |
| 障害者支援施設及び障害児入所施設の耐震化率  | 97.7%<br>(H25年度) | 97.7%<br>(H30年度) | 100%<br>(一)    |    |    |    |
| 高齢者福祉・介護保険施設の耐震化率  | 95.5%<br>(H25年度) | 97.1%<br>(H28年度) | 100%<br>(一)    |    |    |    |

〔警察本部〕

| 施策内容  | 年次計画           |                 |             |    |    |    |
|---|----------------|-----------------|-------------|----|----|----|
|   | H27~           | R2              | R3          | R4 | R5 | R6 |
| <b>(11) 警察施設の耐震化</b>  |                |                 |             |    |    |    |
| 大規模地震発生時に情報収集活動や人命救助作業等の災害対策の拠点となる警察本部・警察署庁舎の耐震化を図るために、耐震基準を満たしていない施設等の建替及び耐震改修を実施する。 | →              |                 |             |    |    |    |
| 指 標   | 策定時            | 中間見直し時          | 目 標         |    |    |    |
| 警察署庁舎の耐震化率  | 50%<br>(H26年度) | 81.3%<br>(R元年度) | 100%<br>(一) |    |    |    |

## 〔庁舎所管課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                  |    |             |    |
|--|------------------|----|------------------|----|-------------|----|
|  | H27~             | R2 | R3               | R4 | R5          | R6 |
| (12) 県庁舎の耐震化<br>防災拠点として重要な施設である県庁舎（本庁、地方局、支局、土木事務所）について、順次、耐震化（建替えを含む。）を進める。 |                  |    |                  |    |             |    |
| 指 標  | 策定時              |    | 中間見直し時           |    | 目 標         |    |
| 県庁舎の耐震化率   | 46.7%<br>(H26年度) |    | 56.3%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(一) |    |

## 〔土木部道路都市局都市整備課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                 |    |                |    |
|---|----------------|----|-----------------|----|----------------|----|
|   | H27~           | R2 | R3              | R4 | R5             | R6 |
| (13) 県総合運動公園陸上競技場等の耐震化<br>平成29年度開催のえひめ国体における拠点施設として、施設の老朽化対策、バリアフリー化に併せて施設の耐震化を図り、公園利用者の安全・安心を確保する。 |                |    |                 |    |                |    |
| 指 標   | 策定時            |    | 中間見直し時          |    | 目 標            |    |
| 県総合運動公園における建物耐震化率<br>【平成30年度目標達成】   | 71%<br>(H26年度) |    | 100%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R3年度) |    |

## 〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (14) 特定老朽危険空家等の除却<br>老朽化が進行し危険な状態の空家は、倒壊して避難路等を閉塞する恐れがあるため、市町と連携し特定老朽危険空家等の除却を促進する。 |      |    |    |    |    |    |

## 〔教育委員会事務局管理部文化財保護課〕

| 施策内容   | 年次計画          |    |               |    |              |    |
|--|---------------|----|---------------|----|--------------|----|
|  | H27~          | R2 | R3            | R4 | R5           | R6 |
| (15) 文化財の防災対策の推進<br>文化財建造物の耐震化や延焼防止対策等を建造物の解体修理等にあわせ実施し、防災力の向上を図る。 |               |    |               |    |              |    |
| 指 標  | 策定時           |    | 中間見直し時        |    | 目 標          |    |
| 重要文化財建造物の耐震化の件数  | 5件<br>(H26年度) |    | 8件<br>(H30年度) |    | 9件<br>(R6年度) |    |

## 施策 I－1－② 建築物の安全確保

屋内収容物の移動・転倒や屋内落下物による人的被害については、県の地震被害想定調査によると、最悪の場合、死者が364人、負傷者が5,584人に上ることが見込まれている。また、屋外では、ブロック塀等の転倒や落下物等により人的被害が見込まれるとともに、道路等がふさがれ、避難や救助活動を妨げることとなる。このため、屋内及び屋外における危険物の転倒・落下防止対策等を促進することにより、県民の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 天井脱落対策の促進</b><br>脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井について、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、施設管理者等に対し、利用者の安全確保等に関し文書やHP等で指導・周知する。また、建築物防災週間等を活用し広く周知を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 窓ガラス・外壁等落下危険物の飛散・落下防止対策の促進</b><br>多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、文書やHP等により事故の防止及び安全対策等を周知・指導する。また、建築物防災週間等を活用し広く周知を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) ブロック塀の倒壊防止対策の促進</b><br>ブロック塀の設置者等に対し、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について、文書やHP等で指導・周知する。また、住宅フェア等のイベントを活用し広く周知を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課、土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |                  |    |             |    |
|--|------|----|------------------|----|-------------|----|
|  | H27~ | R2 | R3               | R4 | R5          | R6 |
| <b>(4) 家具の固定金具等の設置の促進</b><br>住宅の地震対策、県民の防災意識向上のため、住まいの地震対策に関する講座や住宅フェアで実施する耐震セミナーのほか、防災意識啓発講演や減災キャンペーン等において、家具の転倒防止対策の必要性、対策例について紹介し、室内の安全確保に対する啓発や家具の固定金具等の設置を促進する。 |      |    |                  |    |             |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時  |    | 中間見直し時           |    | 目 標         |    |
| 家具の固定率   | —    |    | 42.2%<br>(H27年度) |    | 100%<br>(—) |    |

## 〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                |    |               |    |
|--|----------------|----|----------------|----|---------------|----|
|  | H27~           | R2 | R3             | R4 | R5            | R6 |
| <b>(5) 既設エレベーターの防災対策の促進</b><br>建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターの所有者等に対して、文書やHP等により事故等のリスクと初期微動（P波）感知型地震時管制運転装置等の必要性について周知し、指導する。また、住宅フェア等のイベントを活用し広く周知を行う。 |                |    |                |    |               |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目 標           |    |
| 初期微動（P波）感知型地震時管制運転装置設置（民間建築物）  | 14%<br>(H26年度) |    | 25%<br>(H30年度) |    | 30%<br>(R6年度) |    |

## 〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容  | 年次計画          |    |                  |      |               |      |
|---|---------------|----|------------------|------|---------------|------|
|   | H27~          | R2 | R3               | R4   | R5            | R6   |
| <b>(6) 県営住宅の既存不適格エレベーター防災対策改修</b><br>建築基準法令改正前に設置された県営住宅のエレベーター（既存不適格）について、防災対策改修工事（初期微動（P波）感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置）を計画的に進めていく。 |               |    |                  |      |               |      |
|   | 3基            | 1基 | 1基               | 隨時実施 | 隨時実施          | 隨時実施 |
| <b>指 標</b>  | 策定時           |    | 中間見直し時           |      | 目 標           |      |
| 県営住宅の建築基準法上の既存不適格である既設エレベーター（全体21基）のうち、防災対策改修工事を実施したエレベーターの割合   | 0%<br>(H25年度) |    | 71.4%<br>(H30年度) |      | 76%<br>(R6年度) |      |

## 施策 I－1－③ 火災対策

地震火災による被害については、県の地震被害想定調査によると、最悪の場合、焼失棟数が97,357棟、死者が1,585人、負傷者は944人に上ることが見込まれている。このため、住宅用火災警報器等の設置や、密集市街地における火災の延焼防止、避難の安全性の確保等を推進することにより、地震火災から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                |    |             |    |
|---|------------------|----|----------------|----|-------------|----|
|   | H27~             | R2 | R3             | R4 | R5          | R6 |
| <b>(1) 住宅用火災警報器等の普及促進</b><br>平成16年の消防法改正に基づき、各市町の条例により、平成23年6月までに、既存住宅を含めた全ての住宅を対象として、住宅用火災警報器の設置が義務付けられている。各市町消防では、全戸設置を目指して普及指導を図っているところであり、県も、広報活動等により普及を支援する。 |                  |    |                |    |             |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時              |    | 中間見直し時         |    | 目 標         |    |
| 住宅用火災警報器の設置率  | 82.9%<br>(H26年度) |    | 80%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(—) |    |

〔土木部道路都市局都市計画課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 防火地域・準防火地域の指定の推進</b><br>地震時等における市街地の火災延焼の防止を図るため、都市防災の観点から必要な箇所については、関係市町と連携協働し、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定を検討する。 |      |    |    |    |    |    |

H27：1市で準防火地域を追加指定

〔土木部道路都市局都市計画課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 市街地整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の推進</b><br>道路、公園等の都市基盤が未整備で老朽化した木造建築物が密集している防災上危険な市街地等において、①道路、公園等の公共施設を整備し、避難・延焼遮断空間を確保、②倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新を促進し、建築物の安全性を向上、③細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の整備を促進することが可能な土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、都市の防災性の向上や安全な市街地形成を図る。 |      |    |    |    |    |    |

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (4) 木造住宅密集市街地における住民意識の普及啓発<br>密集市街地の改善を促進し、火災時の延焼防止や避難の安全の確保を図るため、市町に対してハザードマップ等による住民の防災意識の啓発を促す。 |      |    |    |    |    | →  |

## 施策 I－1－④ 土砂災害・地盤災害対策

土砂災害による被害については、県の地震被害想定調査によると、最悪の場合、全壊棟数が662棟、半壊棟数が1,544棟、死者が53人、負傷者が66人と見込まれている。また、本県は急峻な地形に加え、県下全域が「マサ土」などの特殊土壤で覆われるなど、災害を受けやすい地質であるため、これまでにも土砂災害が頻発している。このため、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害対策・地盤災害対策に取り組み、県民の生命・財産を守る。

〔土木部河川港湾局砂防課〕

| 施策内容   | 年次計画              |                   |                  |    |    |    |
|--|-------------------|-------------------|------------------|----|----|----|
|  | H27～              | R2                | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 地すべり危険箇所の対策</b><br>地すべり防止区域において、地すべり活動が活発となり、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れのある地区及び治水上影響が大きい地区において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設の整備を行い、国土保全を図る。 |                   |                   |                  |    |    | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時               | 中間見直し時            | 目 標              |    |    |    |
| 地すべり災害から保全される人家戸数  | 4,632戸<br>(H25年度) | 5,513戸<br>(H30年度) | 6,800戸<br>(R6年度) |    |    |    |

〔土木部河川港湾局砂防課〕

| 施策内容   | 年次計画               |                    |                   |    |    |    |
|--|--------------------|--------------------|-------------------|----|----|----|
|  | H27～               | R2                 | R3                | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の対策</b><br>重点整備箇所（人家30戸以上）、要配慮者利用施設、重要交通網保全箇所の存する箇所及び今後の災害により被害が発生する恐れの高い箇所について擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、民生の安定と国土の保全を図る。 |                    |                    |                   |    |    | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時                | 中間見直し時             | 目 標               |    |    |    |
| 急傾斜地の崩壊による災害から保全される人家戸数  | 17,678戸<br>(H25年度) | 18,545戸<br>(H30年度) | 19,950戸<br>(R6年度) |    |    |    |

〔土木部河川港湾局砂防課〕

| 施策内容  | 年次計画               |                    |                    |    |    |    |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|----|
|   | H27～               | R2                 | R3                 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 土砂災害防止のソフト対策</b><br>土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生のおそれがある箇所について、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、危険性の周知を図り、県民の早期避難につなげる。 |                    |                    |                    |    |    | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時                | 中間見直し時             | 目 標                |    |    |    |
| 土砂災害警戒区域の調査箇所数  | 3,360箇所<br>(H25年度) | 8,003箇所<br>(H30年度) | 16,303箇所<br>(R元年度) |    |    |    |
| 土砂災害警戒区域の指定箇所数  |                    | 6,238箇所<br>(H30年度) | 16,303箇所<br>(R3年度) |    |    |    |

## 〔農林水産部森林局森林整備課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                  |    |                |    |
|---|----------------|----|------------------|----|----------------|----|
|   | H27~           | R2 | R3               | R4 | R5             | R6 |
| <b>(4) 山地災害危険地区の整備促進</b><br>過去の災害発生状況や地形・植生状況を評価し崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる山地災害危険地区は、平成30年度末現在、5,203箇所にのぼっており、治山事業の計画的な実施により山地災害危険地区の解消を図る。 |                |    |                  |    |                |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時            |    | 中間見直し時           |    | 目 標            |    |
| 山地災害危険地区の着手率  | 30%<br>(H25年度) |    | 38.5%<br>(H30年度) |    | 40%<br>(R10年度) |    |

## 〔農林水産部農業振興局農地整備課〕

| 施策内容   | 年次計画            |    |                 |    |                 |    |
|--|-----------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|  | H27~            | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| <b>(5) 農地地すべり対策</b><br>農地整備課所管の地すべり防止区域内において、地すべり活動を防止またはその原因を除去するための工事である地表水排除工や地下水排除工、抑止工等を実施し、農地・農業用施設や公共施設等の土砂災害を防止する。 |                 |    |                 |    |                 |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標             |    |
| 農地地すべり防止区域の整備着手数   | 41箇所<br>(H26年度) |    | 46箇所<br>(H30年度) |    | 101箇所<br>(R6年度) |    |

## 〔土木部道路都市局都市計画課〕

| 施策内容  | 年次計画          |    |                 |    |                 |    |
|---|---------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|   | H27~          | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| <b>(6) 大規模盛土造成地の位置等の公表</b><br>大規模地震により甚大な被害が発生する恐れのある大規模盛土造成地について、宅地造成前後の地形図等盛土造成地に関する資料により、位置及び規模を把握、抽出を行い、その結果に基づき、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップを作成し公表する。<br>これにより、県民の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減を図る。 |               |    |                 |    |                 |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時           |    | 中間見直し時          |    | 目 標             |    |
| 大規模盛土造成地マップの公表率（中核市、権限移譲市を除く2市9町の区域）【平成28年度県事業完了】   | 0%<br>(H26年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    |

## 施策 I－1－⑤ ライフライン施設の耐震化

ライフライン被害については、県の地震被害想定調査によると、最悪の場合、発災直後の上水道の断水人口が1,081,300人（断水率81.9%）、下水道の支障人口が558,695人（支障率72.5%）などと見込まれている。ライフライン施設がその役割を果たすことができなくなった場合は、県民の生命・生活の維持に支障をきたすほか、社会経済活動の停滞、公衆衛生被害の発生、雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、重大な事態が生じる恐れがある。このため、ライフライン施設の被害を最小限に抑えるため計画的に耐震化を進める。

〔県民環境部環境局環境政策課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                  |    |               |    |
|---|----------------|----|------------------|----|---------------|----|
|   | H27～           | R2 | R3               | R4 | R5            | R6 |
| <b>(1) 水道の基幹管路の耐震化</b><br>水道事業者である各市町において、施設の状況や財政状況など各地域の事情を踏まえて、個々に計画を策定し、基幹管路の耐震化を図る。特に、災害拠点病院や指定避難所など、災害時に重要な給水拠点となる施設への管路については、優先的に耐震化を図る。 |                |    |                  |    |               | →  |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>     |    | <b>中間見直し時</b>    |    | <b>目 標</b>    |    |
| 水道の基幹管路の耐震適合率   | 23%<br>(H25年度) |    | 29.2%<br>(H29年度) |    | 40%<br>(R6年度) |    |
| 重要給水施設への管路の耐震適合率  | 21%<br>(H25年度) |    | 31.9%<br>(H29年度) |    | 45%<br>(R6年度) |    |

〔土木部道路都市局都市整備課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                |    |               |    |
|--|----------------|----|----------------|----|---------------|----|
|  | H27～           | R2 | R3             | R4 | R5            | R6 |
| <b>(2) 下水道施設の耐震化</b><br>下水道施設の耐震診断等を早期に行い、耐震化が必要な下水道施設を把握し、下水道機能の確保を目的とした耐震化事業について計画的・段階的に進めていく。 |                |    |                |    |               | →  |
| <b>指 標</b>   | <b>策定時</b>     |    | <b>中間見直し時</b>  |    | <b>目 標</b>    |    |
| 下水処理場及びポンプ場の耐震化率（着手含む）   | 28%<br>(H25年度) |    | 32%<br>(H30年度) |    | 40%<br>(R6年度) |    |
| 下水道管における重要な幹線等の耐震化率（着手含む）  | 59%<br>(H25年度) |    | 61%<br>(H30年度) |    | 67%<br>(R6年度) |    |

| 施策内容   | 年次計画 |                |    |                |    |                |
|--|------|----------------|----|----------------|----|----------------|
|  | H27~ | R2             | R3 | R4             | R5 | R6             |
| <b>(3) 工業用水道施設の耐震化</b><br>平成22年度に策定した耐震化基本計画に基づき、松山・松前地区、今治地区及び西条地区の県営3工業用水道事業の施設の耐震化を進める。耐震診断により耐震性が不足すると判定された施設については、実施設計を行い、補強工事を行う。なお、導・配水管については、更新時に耐震化を図る。 |      |                |    |                |    |                |
| <b>指 標</b>   |      | <b>策定時</b>     |    | <b>中間見直し時</b>  |    | <b>目 標</b>     |
| 施設の耐震化率  |      | 16%<br>(H25年度) |    | 74%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R4年度) |

## 施策 I－1－⑥ インフラ施設の耐震化

鉄道、道路等の交通施設については、県の地震被害想定調査でも多大な被害が生じると見込まれているため、地震時に安全性を維持し、救援物資等の輸送や救助活動・復旧活動等が円滑に行われるよう鉄道施設の安全性向上のための設備整備を促進するとともに、県管理道路・橋梁等について耐震改修や液状化対策等を計画的に進める。また、ため池等の土地改良施設についても、被災した場合の人命・財産への影響が大きいため、計画的に耐震化を進めるとともに、市町による防災重点ため池ハザードマップ作成の支援を行う。

[企画振興部地域振興局交通対策課]

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 鉄道施設の耐震・安全対策の促進</b><br>災害発生時、避難活動、救護活動、緊急支援物資の輸送及び復旧活動等を支える交通網として鉄道施設に期待される役割は大きいため、鉄道軌道事業者が実施する鉄道施設等の安全性向上に資する事業（設備の機能向上及び長寿命化）に対して補助を行うことにより、鉄道利用者の安全確保並びに鉄道及びそれと交差する交通網の機能確保を図る。 |      |    |    |    |    | →  |

[土木部道路都市局道路維持課]

| 施策内容  | 年次計画           |    |                |    |                |    |
|---|----------------|----|----------------|----|----------------|----|
|   | H27~           | R2 | R3             | R4 | R5             | R6 |
| <b>(2) 県管理道路の防災対策の促進</b><br>道路防災点検やトンネル点検による法面・トンネル危険箇所や耐震補強対策が必要な橋梁に対し、道路法面の防災対策、橋りょうの耐震対策、トンネルの保全対策を実施する。 |                |    |                | →  |                |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目 標            |    |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備率   | 83%<br>(H25年度) |    | 95%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R4年度) |    |

[土木部河川港湾局港湾海岸課]

| 施策内容   | 年次計画            |    |                |    |                |    |
|--|-----------------|----|----------------|----|----------------|----|
|  | H27~            | R2 | R3             | R4 | R5             | R6 |
| <b>(3) 臨港道路の耐震対策の促進</b><br>大規模地震発生時の海上からの輸送機能や臨海部からの避難路を確保するため、県管理港湾23港（公告水域を含む）の臨港道路の橋梁（23橋）、一次緊急輸送路に位置付けのある臨港道路（2路線）、耐震強化岸壁と緊急輸送路を結ぶ臨港道路（4路線）及び緊急避難場所に繋がる臨港道路（1路線）の耐震化を推進する。 |                 |    |                |    |                | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時             |    | 中間見直し時         |    | 目 標            |    |
| 耐震化実施率（橋梁23箇所+道路7路線）   | 6.9%<br>(H25年度) |    | 27%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R6年度) |    |

## 〔農林水産部農業振興局農地整備課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                |    |               |                      |
|--|----------------|----|----------------|----|---------------|----------------------|
|  | H27~           | R2 | R3             | R4 | R5            | R6                   |
| (4) 農業用ダム・ため池等土地改良施設の耐震整備の促進<br>農業用ダムやため池では、規模が大きいものや決壊した場合人命・財産等への影響が大きいもののうち、耐震性が確保されていないものについて耐震対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等でも、耐震性が確保されていない施設について耐震対策を図る。 |                |    |                |    |               | →<br>市町と連携しながら計画的に実施 |
| 指 標  | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目 標           |                      |
| 土地改良施設耐震整備率  | 16%<br>(H25年度) |    | 64%<br>(H30年度) |    | 70%<br>(R6年度) |                      |

## 〔農林水産部農業振興局農地整備課〕

| 施策内容  | 年次計画                      |    |                           |    |                             |                    |
|---|---------------------------|----|---------------------------|----|-----------------------------|--------------------|
|   | H27~                      | R2 | R3                        | R4 | R5                          | R6                 |
| (5) 防災重点ため池ハザードマップの整備促進<br>万が一ため池が決壊した場合、下流の住民自らが安全を確保するための避難等の行動計画を策定するため、浸水被害想定区域図に避難場所等を付加した、防災重点ため池のハザードマップ作成について市町を支援する。 |                           |    |                           |    |                             | →<br>各市町の年次計画により支援 |
| 指 標   | 策定時                       |    | 中間見直し時                    |    | 目 標                         |                    |
| 防災重点ため池のハザードマップ整備数  | 201箇所<br>(11%)<br>(H25年度) |    | 538箇所<br>(31%)<br>(H30年度) |    | 1,755箇所<br>(100%)<br>(R6年度) |                    |

※策定時201か所は、H26年度末で再選定された防災重点ため池のハザードマップ作成数

## 施策 I－1－⑦ 災害に強い交通ネットワークの構築

地震・津波・原発事故の複合・同時災害となった東日本大震災において、道路は、地域住民の避難や緊急支援物資の輸送、応急対策活動に大きな役割を果たし、寸断された幹線道路に対しては迂回路が活用されるなど、道路の重要性が改めて認識された。本県においても、大規模地震に備え、県民の安全・安心を確保するために、避難や救援などに利用される道路の整備を計画的に進め、災害に強い交通ネットワークを構築する。

〔土木部道路都市局道路建設課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                    |    |                |    |
|---|------------------|----|--------------------|----|----------------|----|
|   | H27~             | R2 | R3                 | R4 | R5             | R6 |
| <b>(1) 緊急輸送道路の整備</b><br>災害発生時特に重要となる緊急輸送道路の改良整備、災害防除等を推進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送路ネットワークを形成する。特に、すべての防災拠点を連絡している1次緊急輸送道路のネットワークの充実を図るため、整備を積極的に推進するとともに、1次緊急輸送道路のネットワークを補完する路線である2次緊急輸送道路についても併せて改良率の向上を図る。 |                  |    |                    |    |                | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時              |    | 中間見直し時             |    | 目 標            |    |
| 1次緊急輸送道路（県管理道路）の改良率   | 97.1%<br>(H25年度) |    | 97.7%<br>(H30.4.1) |    | 100%<br>(R6年度) |    |
| 2次緊急輸送道路（県管理道路）の改良率   | 83.9%<br>(H25年度) |    | 85.1%<br>(H30.4.1) |    | 90%<br>(R6年度)  |    |

〔土木部道路都市局道路建設課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                  |    |                 |    |
|--|------------------|----|------------------|----|-----------------|----|
|  | H27~             | R2 | R3               | R4 | R5              | R6 |
| <b>(2) 高規格幹線道路等の整備促進（3つのミッシングリンクの解消等）</b><br>高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図るため、四国8の字ネットワークの「津島道路」、「今治小松自動車道（今治道路）」、「八幡浜道路」、及び「夜扈道路」の整備を促進する。また、四国8の字ネットワークの「内海IC(仮称)～高知県境」、及び「大洲西道路」の早期事業化を図る。さらに、それらを補完する道路の改築等を実施する。 |                  |    |                  |    |                 | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時              |    | 中間見直し時           |    | 目 標             |    |
| 高規格幹線道路等の整備率   | 76.8%<br>(H26年度) |    | 77.3%<br>(H30年度) |    | 78.4%<br>(R4年度) |    |

## 〔土木部道路都市局道路建設課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                  |    |             |    |
|---|------------------|----|------------------|----|-------------|----|
|   | H27~             | R2 | R3               | R4 | R5          | R6 |
| <b>(3) 地震防災関連道路の整備</b><br>緊急輸送道路や津波浸水想定区域からの避難・救援道路、また、集落の孤立の恐れのある迂回路がない路線や集落から避難所への避難道路等の整備を促進するとともに、四国で唯一の伊方原子力発電所の不測の事故に備えて「原発避難道路」の整備を促進する。 |                  |    |                  |    |             | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時              |    | 中間見直し時           |    | 目 標         |    |
| 緊急に対策を要する地震防災関連道路の整備率   | 20.8%<br>(H26年度) |    | 82.4%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(一) |    |

## 〔土木部道路都市局道路建設課〕

| 施策内容   | 年次計画            |    |                 |    |                 |    |
|--|-----------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|  | H27~            | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| <b>(4) 原発避難・救援道路の整備</b><br>現在の伊方発電所への整備済みのアクセスルートは、国道197号から町道九町九町越線及び県道鳥井喜木津線を利用して発電所へ至るルートのみで、大規模災害や不測の事故等を考慮した場合、リスクが大きく、代替ルートを整備し、複数ルートを確保する必要がある。このため、県道鳥井喜木津線で唯一大型車が通行できない亀浦集落を迂回するバイパスを整備する。 | →               |    |                 |    |                 |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標             |    |
| 伊方発電所へのアクセスルート数<br>【平成29年度目標達成】  | 1ルート<br>(H26年度) |    | 3ルート<br>(H29年度) |    | 3ルート<br>(H29年度) |    |

## 〔土木部道路都市局道路建設課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                  |                   |                 |    |
|--|------------------|----|------------------|-------------------|-----------------|----|
|  | H27~             | R2 | R3               | R4                | R5              | R6 |
| <b>(5) 大洲・八幡浜自動車道の整備</b><br>大洲・八幡浜自動車道は、九州・四国・京阪神を結ぶ広域高速ネットワークの形成や、大規模災害時における救助・救援活動や物資輸送のための緊急輸送道路、伊方原発で緊急事態が発生した場合の広域避難路としての機能を担う非常に重要な道路である。このため、大洲市北只から八幡浜市保内町まで（約14km）を地域高規格道路（自動車専用道路）として整備し、高速道路に直結させる。 |                  |    |                  | 八幡浜<br>道路開<br>通予定 |                 | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時              |    | 中間見直し時           |                   | 目 標             |    |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長   | 2.3km<br>(H26年度) |    | 2.3km<br>(H30年度) |                   | 6.1km<br>(R4年度) |    |

## 〔土木部道路都市局道路建設課〕

| 施策内容   | 年次計画  |                 |                  |    |    |    |
|--|---|-----------------|------------------|----|----|----|
|  | H27~  | R2              | R3               | R4 | R5 | R6 |
| (6) 松山外環状道路の整備<br><p>空港や港湾は物流の要であり、大規模災害時には、輸送拠点となることから、広域的な緊急輸送や救援等を円滑に行えるよう、物流の大動脈である高速道路ネットワークと空港・港湾等の物流拠点を高規格の道路で連絡する必要がある。このため、四国8の字ネットワーク(松山自動車道)の松山ICと空港・港湾、幹線道路等を結ぶ、「松山外環状道路」の整備を促進するとともに、未事業化区間の早期事業化を図る。</p> |   |                 |                  |    |    |    |
|  | H28 : インター線自動車専用道路部(国道33号～国道56号)全線開通<br>H29 : 空港線側道部(国道56号～東垣生IC(仮称))開通 |                 |                  |    |    |    |
| 指標   | 策定時   | 中間見直し時          | 目標               |    |    |    |
| 松山IC～松山空港 アクセス時間   | 約37分<br>(H26年度)   | 約17分<br>(H30年度) | 約16分<br>(R一桁代後半) |    |    |    |

## 〔土木部道路都市局都市整備課〕

| 施策内容   | 年次計画                                      |  |  |    |    |    |
|--|---|--|--|----|----|----|
|  | H27~                                      | R2   | R3                                       | R4 | R5 | R6 |
| (7) JR松山駅周辺連続立体交差の整備<br><p>松山市の実施する土地区画整理事業と協働で、JR松山駅の高架化に取組み、都市防災機能の向上を重視した災害に強いまちづくりを行う。高架区間は約2.4kmで、現踏切8ヶ所を除去し、現在の東側のみの駅利用から、西側からの利用も可能とし、本来の道路としてのネットワーク機能アップに加え、電気、水道などのライフラインの確保や火災の延焼遮断等の機能充実を図る。</p> |   |  |  |    |    |    |
|  | H29 : 高架橋工事着手<br>R6 : 事業完了予定              |  |  |    |    |    |
| 指標   | 策定時                                       | 中間見直し時                                     | 目標                                       |    |    |    |
| 高架区間 用地取得  | 3,946m <sup>2</sup><br>(24.1%)<br>(H27.1) | 16,238m <sup>2</sup><br>(98.3%)<br>(H30年度) | 16,513m <sup>2</sup><br>(100%)<br>(R元年度) |    |    |    |
| 高架橋延長  | 0km<br>(0%)<br>(H27.1)                    | 0km<br>(0%)<br>(H30年度)                     | 2.4km<br>(100%)<br>(R6年度)                |    |    |    |

## 施策 I－2－① 海岸堤防等の整備、耐震対策

南海トラフ地震等の発生に備え、海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象に設計津波水位を設定し、堤防・護岸等の整備を推進する。さらに、津波に対し現況堤防高が確保されている場合でも、地盤の液状化等に伴う堤防・護岸、水門等の沈下や倒壊により、背後地への津波の浸水被害が懸念されているため、堤防・護岸、水門等の耐震化及び液状化対策を実施することにより、沿岸域の安全確保を図る。また、水門・陸閘等については、津波到達前の確実な閉鎖と操作員の安全確保を図る必要があるため、護岸開口部の統廃合・陸閘改修・常時閉鎖や水門操作の自動化等を実施する。

〔土木部河川港湾局河川課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                  |    |                |    |
|--|----------------|----|------------------|----|----------------|----|
|  | H27～           | R2 | R3               | R4 | R5             | R6 |
| (1) 河川堤防・水門・樋門の耐震化<br>地震発生時に河川管理施設が損傷することなく確実に機能するよう、耐震性を有しない河川堤防や水門・樋門等の耐震対策工事を行う。<br>(樋門：堤防を横断する埋設された水路) |                |    |                  |    |                | →  |
| 指 標  | 策定時            |    | 中間見直し時           |    | 目 標            |    |
| 主要な水門・樋門・排水機場52施設の耐震化率   | 88%<br>(H25年度) |    | 92.1%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R6年度) |    |

〔土木部河川港湾局河川課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 河川堤防のかさ上げ・津波水門の整備<br>宇和海沿岸ではレベル1津波が河川を遡上することにより現況の堤防から越水し、浸水被害が発生する可能性が高いため、レベル1津波に対して堤防高が不足している箇所について嵩上げ工事を行うとともに、河口部に津波水門を整備する。 |      |    |    |    |    | →  |

〔土木部河川港湾局港湾海岸課、農林水産部農業振興局農地整備課、水産局漁港課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                |    |               |    |
|---|----------------|----|----------------|----|---------------|----|
|   | H27～           | R2 | R3             | R4 | R5            | R6 |
| (3) 海岸堤防・護岸等の整備<br>海岸保全基本計画に基づき、隣接する海岸施設や河川施設等と連携を図りながら、海岸保全施設の整備水準である設計津波水位（レベル1津波）を基本に、緊急性の高い箇所から、順次、堤防・護岸の改良（嵩上げ）等を実施する。 |                |    |                |    |               | →  |
| 指 標   | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目 標           |    |
| 設計津波水位（レベル1津波）に対する堤防・護岸等の整備率（海岸保全施設）  | 70%<br>(H25年度) |    | 70%<br>(H30年度) |    | 73%<br>(R6年度) |    |

[土木部河川港湾局港湾海岸課、農林水産部農業振興局農地整備課、水産局漁港課]

| 施策内容   | 年次計画           |    |                |    |               |    |
|--|----------------|----|----------------|----|---------------|----|
|  | H27~           | R2 | R3             | R4 | R5            | R6 |
| <b>(4) 海岸堤防・護岸、水門等の耐震化及び液状化対策</b><br>堤防・護岸、水門等の耐震調査を実施し、大規模地震に対する施設の耐震性を確認する。また、耐震調査の結果を踏まえ、緊急性の高い箇所から、順次、堤防・護岸、水門等の耐震化及び液状化対策を実施する。 |                |    |                |    |               | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目 標           |    |
| 堤防・護岸等の耐震化率（海岸保全施設）  | 10%<br>(H25年度) |    | 16%<br>(H30年度) |    | 28%<br>(R6年度) |    |

[土木部河川港湾局港湾海岸課、農林水産部農業振興局農地整備課、水産局漁港課]

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策</b><br>損傷等により操作に支障をきたしている箇所等について、順次、陸閘改修、開口部閉塞等を行い閉鎖施設の機能を維持するとともに、操作時間の短縮を図るために水門・樋門の自動化・電動化等に取り組む。<br>(陸閘：通常時は生活のため通行できるよう途切れさせておき、津波・高潮等の際にはゲート等により塞ぎ堤防の役割を果たす施設) |      |    |    |    |    | →  |

## 施策 I－2－② 港湾・漁港における地震・津波対策

大規模地震や津波に備え、防災拠点となる港湾の耐震強化岸壁等の整備を推進するとともに、重要度の高い岸壁やそれを防護する防波堤を強化することにより、港湾・漁港施設の被害を最小限に抑え、発災直後から避難や緊急物資等の海上輸送、経済活動の確保、生産・流通機能の維持・継続を図る。また、耐震強化岸壁が計画されていない港湾における緊急物資受入の代替施設等の検討を行うとともに、防波堤の嵩上げや粘り強い構造化を推進する。

〔土木部河川港湾局港湾海岸課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                  |    |                |    |
|---|------------------|----|------------------|----|----------------|----|
|   | H27～             | R2 | R3               | R4 | R5             | R6 |
| <b>(1) 港湾における耐震強化岸壁等の整備促進</b><br>愛媛県地域防災計画において、県管理港湾では5港を防災拠点となる港湾として位置付けており、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁など必要な施設の整備を着実かつ迅速に進める。 |                  |    |                  |    |                | →  |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>       |    | <b>中間見直し時</b>    |    | <b>目 標</b>     |    |
| 耐震強化岸壁整備率   | 66.7%<br>(H25年度) |    | 83.3%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R6年度) |    |

〔農林水産部水産局漁港課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                |    |               |    |
|---|----------------|----|----------------|----|---------------|----|
|   | H27～           | R2 | R3             | R4 | R5            | R6 |
| <b>(2) 拠点漁港等における耐震化・耐津波対策の整備促進</b><br>防災拠点漁港・流通拠点漁港・生産拠点漁港等の地域の拠点となる漁港において、主要な岸壁及びその前面の泊地や航路を守るために防波堤が地震や津波に対して被災しないよう、岸壁の液状化対策・洗掘防止対策や防波堤の拡幅等による補強を推進する。 |                |    |                |    |               | →  |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>     |    | <b>中間見直し時</b>  |    | <b>目 標</b>    |    |
| 拠点漁港等のうち耐震化・耐津波対策が完了した漁港  | 0漁港<br>(H26年度) |    | 4漁港<br>(H30年度) |    | 8漁港<br>(R6年度) |    |

〔土木部河川港湾局港湾海岸課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 耐震強化岸壁が計画されていない港湾における緊急物資受入の代替施設等の検討</b><br>耐震強化岸壁が計画されていない港湾（県管理港湾18港）について、大規模地震により港湾に被害が生じた場合、港湾背後地域への緊急物資の輸送が寸断され、県民の生命と財産が損なわれる可能性がある。このため、あらかじめ岸壁の耐震診断や大規模地震に対する耐震性を有する岸壁等の代替施設、代替施設が存在しない場合の物資輸送方法について検討を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) 防波堤の嵩上げや粘り強い構造化の推進</b><br>港湾荷役等を円滑に行うためには、防波堤は大規模地震による津波来襲後にもその機能（港内静穏度の確保）を維持する必要がある。このため、県管理港湾23港（公告水域を含む）の防波堤のうち、沈下等により所要高さが確保されていない防波堤の嵩上げや津波来襲時に倒壊の危険性のある防波堤の粘り強い構造化を図る。 |      |    |    |    |    | →  |

## 施策 I－2－③ 津波に強いまちづくりの検討

津波災害から県民の生命、財産を守り、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定に向け、沿岸市町との協議を着実に進めるとともに、災害に強いまちづくりへの取組みとあわせ、「津波防災地域づくりを総合的に推進する計画(推進計画)」の作成を支援すほか、防災集団移転促進事業の円滑な推進について検討を行うなど、津波に強い地域づくりを実現する。

[土木部土木管理局土木管理課技術企画室]

| 施策内容   | 年次計画                   |                        |                       |    |    |    |
|--|------------------------|------------------------|-----------------------|----|----|----|
|  | H27～                   | R2                     | R3                    | R4 | R5 | R6 |
| (1) 津波災害警戒区域の指定に係る沿岸市町との協議<br>津波災害警戒区域の指定については、沿岸市町のまちづくりと密接に連携していることから、「災害に強いまちづくり計画」や「津波防災地域づくりを総合的に推進する計画(推進計画)」と一体となり検討する。 |                        |                        |                       |    |    |    |
| 指標   | 策定時                    |                        | 中間見直し時                |    | 目標 |    |
| 津波災害警戒区域の指定済み市町  | O市町<br>(0%)<br>(H26年度) | O市町<br>(0%)<br>(H30年度) | 14市町<br>(100%)<br>(—) |    |    |    |

[土木部道路都市局都市計画課]

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 防災集団移転促進事業の検討<br>豪雨、洪水、高潮、地震・津波その他の異常な自然現象による災害が発生した地域、または住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、防災集団移転促進事業の円滑な推進を図る。 |      |    |    |    |    |    |

[土木部道路都市局都市計画課]

| 施策内容  | 年次計画                   |                           |                           |    |    |    |
|---|------------------------|---------------------------|---------------------------|----|----|----|
|   | H27～                   | R2                        | R3                        | R4 | R5 | R6 |
| (3) 都市計画区域マスターplanの充実<br>地域防災計画との連携を図りながら、防災・減災の観点から公的施設などの高台移転、避難施設となる街路、避難広場、避難タワー等を都市計画区域マスターplanに位置づけ、市町と協働して地域防災と一体となったまちづくりを推進する。 |                        |                           |                           |    |    |    |
| 指標  | 策定時                    |                           | 中間見直し時                    |    | 目標 |    |
| 都市計画区域マスターplanの部分見直し<br>【平成30年度目標達成】  | O区域<br>(0%)<br>(H25年度) | 14区域<br>(100%)<br>(H30年度) | 14区域<br>(100%)<br>(H30年度) |    |    |    |

## 施策 I－2－④ ゼロメートル地帯の安全確保

南海トラフ特別措置法に基づく、地震津波避難対策特別強化地域に指定されていない西条市等のゼロメートル地帯では、県の被害想定調査の結果では、地震発生直後の堤防の倒壊による浸水や、その後到達する津波により、深刻な被害が想定されているため、河川管理施設・海岸保全施設の整備や耐震化及び液状化対策とあわせ、確実に機能を発揮できるよう日常的な点検及びパトロールを行う。

〔土木部河川港湾局河川課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 河川管理施設（堤防、水門・樋門）の点検及び河川パトロール<br>地震・津波発生時に河川管理施設が確実に機能を発揮できるようにするため、年1回以上のパトロールと年1回以上の目視点検を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔土木部河川港湾局港湾海岸課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 海岸保全施設（堤防・護岸、水門・陸閘等）の点検及び海岸パトロール<br>地震・津波発生時に海岸保全施設が確実に機能を発揮できるようにするため、年1回以上のパトロールと5年に1回以上の定期点検を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                |    |                |    |
|---|----------------|----|----------------|----|----------------|----|
|   | H27~           | R2 | R3             | R4 | R5             | R6 |
| (3) 地域と企業との連携による災害に強いまちづくり活動の推進<br>特に臨海部で広範囲に津波浸水被害が想定されている東予地域において、地域と企業との災害時応援協定の締結を推進するとともに、想定される被害の特性にあった実効性のある訓練等を実施し、地域と企業との連携による災害に強いまちづくり活動を推進する。 |                |    |                |    |                | →  |
| 指標  | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目標             |    |
| 地域と企業との連携による実効性のある訓練等の実施地域<br>【平成28年度事業完了】  | 〇地域<br>(H26年度) |    | 4地域<br>(H28年度) |    | 4地域<br>(H28年度) |    |

## 施策 I－2－⑤ 安全で確実な避難の確保

県が公表した地震被害想定調査の結果によると、最悪の場合、津波による浸水面積は11,995ha、津波による死者は8,184人に上り、本県に甚大な被害が生じることが見込まれている。一方、県民の防災意識が向上し、早期避難者の割合が100%になった場合の減災効果は、死者数が1,886人と、約9分の2に大きく軽減すると試算されている。このため、早期避難率100%を目指し、引き続き、様々な機会を捉えて県民の防災意識を高めるとともに、避難路の整備、津波避難計画の策定、津波避難ビルの指定等を促進することにより、津波から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。また、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を十分に活用し、住民の被害軽減につなげるため、平時より、県、市町及び防災関係機関等が連携した防災体制を確立する。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |                  |    |             |    |
|--|------|----|------------------|----|-------------|----|
|  | H27～ | R2 | R3               | R4 | R5          | R6 |
| (1) 津波浸水想定の周知<br>県の地震被害想定調査における津波浸水想定について、引き続き、ホームページ、広報紙、防災意識啓発講演等を通じて県民への周知に努める。また、新たな地震被害想定を踏まえて作成した南海トラフ巨大地震体験版DVDを活用し、様々な機会を捉えて県民への防災意識の向上に努める。 |      |    |                  |    |             |    |
| 指標   | 策定時  |    | 中間見直し時           |    | 目標          |    |
| 津波からの早期避難率   | —    |    | 49.6%<br>(H27年度) |    | 100%<br>(—) |    |

〔土木部道路都市局都市整備課〕

| 施策内容   | 年次計画                               |    |                                    |    |                                  |    |
|--|------------------------------------|----|------------------------------------|----|----------------------------------|----|
|  | H27～                               | R2 | R3                                 | R4 | R5                               | R6 |
| (2) 都市計画街路の整備<br>都市部には、官公庁施設や避難施設、救急病院等の災害時に重要な役割を担う施設があり、人口密度等も高く、特に県内の都市部は海岸線に比較的近い区域に集中していることから、災害時の避難路として都市計画街路の整備を促進する。 |                                    |    |                                    |    |                                  |    |
| 指標   | 策定時                                |    | 中間見直し時                             |    | 目標                               |    |
| 街路整備密度   | 1.43 km/km <sup>2</sup><br>(H23年度) |    | 1.46 km/km <sup>2</sup><br>(H28年度) |    | 1.5 km/km <sup>2</sup><br>(R3年度) |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画                   |    |                           |    |                           |    |
|---|------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|----|
|   | H27~                   | R2 | R3                        | R4 | R5                        | R6 |
| <b>(3) 市町津波避難計画等策定の促進</b><br>県地震被害想定調査における津波浸水区域や地域の実情を踏まえ、「市町津波避難計画策定指針」を策定し、市町に対して「市町津波避難計画」の策定を促す。また、その計画に基づき、自主防災組織等の地域単位での地域津波避難計画の策定を促進する。特に、津波により大きな被害の発生が予想される宇和海沿岸においては、実践研修を実施し、主体的な計画の作成が進むよう支援する。 |                        |    |                           |    |                           |    |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>             |    | <b>中間見直し時</b>             |    | <b>目 標</b>                |    |
| 津波避難計画策定市町数<br>【平成28年度目標達成】   | 0市町<br>(0%)<br>(H26年度) |    | 14市町<br>(100%)<br>(H28年度) |    | 14市町<br>(100%)<br>(H29年度) |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) 県防災メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等による津波・避難情報の提供</b><br>津波・避難情報を、県防災メールやＬアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、ＳＮＳなど多様な伝達手段により、広く県民へ提供する体制を確保する。 |      |    |    |    |    |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 津波避難ビルの指定促進</b><br>津波からの避難は高台への避難が基本であるが、津波到達までの時間が短く避難が困難な地域や、避難行動要支援者、消防団等の避難が遅れた場合に備えて、避難することができる建物を確保する必要があるため、津波避難ビル指定を促進する。 |      |    |    |    |    |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                 |    |            |    |
|--|----------------|----|-----------------|----|------------|----|
|  | H27~           | R2 | R3              | R4 | R5         | R6 |
| <b>(6) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進</b><br>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県、市町及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。 |                |    |                 |    |            |    |
| <b>指 標</b>   | <b>策定時</b>     |    | <b>中間見直し時</b>   |    | <b>目 標</b> |    |
| 南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数   | 0回／年<br>(R元年度) |    | 1回／年<br>(R2年度～) |    |            |    |

## 施策 I－3－① 県民への防災意識の啓発

災害による被害を最小限に抑えるためには、県民一人ひとりが日頃から防災知識を習得し、自らの安全は自らで守る「自助」を実践することが重要である。このため、地震被害想定を踏まえ作成した南海トラフ巨大地震体験版DVDや防災リーフレット等を活用し、様々な機会を捉えて県民の防災意識の一層の醸成に努めるとともに、防災意識啓発講演や減災キャンペーンの実施等により、建物の耐震化や家具の転倒防止、津波からはとにかく逃げることなど、個人ができる日常防災の促進に取り組む。また、災害弱者である要配慮者や児童等の施設利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設における防災意識の啓発を図る。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画            |    |                 |    |                  |    |
|---|-----------------|----|-----------------|----|------------------|----|
|   | H27～            | R2 | R3              | R4 | R5               | R6 |
| (1) 「南海トラフ巨大地震体験版DVD」等を活用した周知啓発   |                 |    |                 |    |                  |    |
| 事業所等が実施する防災訓練等において、「南海トラフ巨大地震体験版DVD」や防災リーフレット等の貸出・配布や各種アドバイスを行うとともに、事業所等が主催する防災啓発番組への出演等により、県民の危機意識を高めるとともに、家庭でできる防災準備や避難方法など一般的な防災対策を周知し、県民自らによる防災への取り組みを促進する。 | →               |    |                 |    |                  |    |
| 指標  | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目標               |    |
| 民間企業等が主催する防災啓発番組への出演回数  | 2回／年<br>(H26年度) |    | 0回／年<br>(H30年度) |    | 2回／年<br>(H27年度～) |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                 |    |                   |    |
|--|------------------|----|-----------------|----|-------------------|----|
|  | H27～             | R2 | R3              | R4 | R5                | R6 |
| (2) 県政出前講座等による防災・減災に係る講演等の実施   |                  |    |                 |    |                   |    |
| 地域からの要望に応じ、県危機管理監が出向いて、一般県民を対象に大規模災害への備えや自主防災活動の重要性等を内容とする「防災意識啓発講演」を行う。 | →                |    |                 |    |                   |    |
| 指標   | 策定時              |    | 中間見直し時          |    | 目標                |    |
| 防災意識啓発講演の実施回数（小学校での防災意識啓発講演を除く。）   | 19回／年<br>(H25年度) |    | 8回／年<br>(H30年度) |    | 20回／年<br>(H27年度～) |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                |    |                 |    |
|--|----------------|----|----------------|----|-----------------|----|
|  | H27~           | R2 | R3             | R4 | R5              | R6 |
| (3) 減災キャンペーンの実施<br>12月17日～23日の「えひめ防災週間」に合わせ、市町や民間企業と連携して減災キャンペーンを実施し、地震体験コーナーの設置やパネル展示、減災対策関係資料の配布等により、地震のしくみや被害、家屋の耐震化や家具の転倒防止等の自助対策の具体的な方法を紹介する。 |                |    |                |    |                 |    |
| 指 標  | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目 標             |    |
| 減災キャンペーン実施市町の率   | 55%<br>(H26年度) |    | 65%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R元年度～) |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課、生きがい推進局子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課〕

| 施策内容  | 年次計画           |    |                 |    |                 |    |
|---|----------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|   | H27~           | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| (4) 社会福祉施設における防災意識の啓発<br>災害弱者である要配慮者や児童等の施設利用者等の安全を確保するため、指導監査、集団指導、実地指導、文書通知等により、施設防災計画の策定・掲示や同計画に基づく体制整備・避難訓練等について指導し、社会福祉施設における防災意識の啓発を図る。 |                |    |                 |    |                 |    |
| 指 標   | 策定時            |    | 中間見直し時          |    | 目 標             |    |
| 保育所における防災訓練実施率  | 95%<br>(H25年度) |    | 100%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R元年度～) |    |

## 施策 I－3－② 防災教育の充実

学校教育の各段階で児童生徒が地震等に対する正しい知識と行動に理解を深めることは、大規模地震や津波等あらゆる災害から児童生徒自身の身を守るだけでなく、その地域の防災力の向上にもつながることとなる。このため、発達段階に応じた防災教育を展開するとともに、教職員の指導力向上を図るなど、地域と連携しながら学校の総合的な防災力の強化を積極的に推進する。

〔教育委員会事務局管理部保健体育課、県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画            |                 |    |                   |    |    |
|---|-----------------|-----------------|----|-------------------|----|----|
|   | H27~            | R2              | R3 | R4                | R5 | R6 |
| <b>(1) 学校の総合的な防災力の強化</b><br>研修会等を通じ、全ての公立学校の防災教育を推進するとともに、防災体制の整備を図る。<br>・児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の展開<br>(避難訓練の実施、防災マップの作成、防災キャンプの実施、南海トラフ巨大地震体験版DVD(小学校低学年向け)の作成・配布、防災対策講演の実施等)<br>・教職員の防災リーダーの養成及び学校の防災体制の充実<br>(防災に関する研修会の実施、防災マニュアルの整備、防災士の養成等)<br>・学校と地域、関係機関との連携推進<br>(防災教育推進連絡協議会の実施等) | →               |                 |    |                   |    |    |
| 指標  | 策定時             | 中間見直し時          |    | 目標                |    |    |
| 予告なし避難訓練実施率   | 45%<br>(H25年度)  | 59%<br>(H30年度)  |    | 100%<br>(R元年度～)   |    |    |
| DVD等を活用した小学生を対象とする防災意識啓発講演回数  | 0校／年<br>(H26年度) | 2校／年<br>(H30年度) |    | 10校／年<br>(H28年度～) |    |    |
| 県立学校教職員の防災士資格取得者  | 11人<br>(H26年度)  | 526人<br>(H30年度) |    | 1,056人<br>(R3年度)  |    |    |

## 施策Ⅱ－1－① 救助・救急対策

県の地震被害想定調査結果では、建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）が18,516人と見込まれているなど、大規模災害発生時には多数の負傷者、要救助者が発生するため、迅速な救助・救急体制を確立する必要がある。このため、引き続き、消防防災ヘリコプターによる救急・救助活動、消防学校における消防職員及び消防団員の教育訓練、メディカルコントロール体制の運用を行うとともに、緊急消防援助隊の増隊や合同訓練の実施により運用体制の強化を図る。

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |                    |
|---|------|----|----|----|----|--------------------|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6                 |
| (1) 消防防災ヘリコプターによる救急・救助活動の実施<br>県下消防機関から隊員8名の派遣を受け、引き続き、消防防災ヘリコプター「えひめ21」を運航していたが、活動範囲の拡大と情報収集能力の向上を図るために、平成28年度に機体を更新し「Ehime21」を運航している。 |      |    |    |    |    | →<br>H28：新機による運航開始 |

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 消防学校等における教育訓練の充実強化<br>国の定める「消防学校の基準」に基づき、県消防学校において、県下市町及び消防機関の消防職団員を対象に教育訓練を実施する。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (3) メディカルコントロール体制の運用強化<br>県メディカルコントロール協議会を運営し、救急救命士の特定行為について認定するほか、東・中・南予の各地域メディカルコントロール協議会における傷病者搬送・受入の実施基準の調整や、措置範囲拡大への対応の検討等を行うとともに、救急救命士に対する追加講習を実施し、災害時の救急医療体制の強化を図る。 |      |    |    |    |    | →  |

## 〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容   | 年次計画           |    |                   |    |                |    |
|--|----------------|----|-------------------|----|----------------|----|
|  | H27~           | R2 | R3                | R4 | R5             | R6 |
| <b>(4) 緊急消防援助隊の運用体制の強化</b><br>国は、令和5年度末までに緊急消防援助隊を概ね6,600隊規模とすることを目標としており、本県の登録目標は95隊である。当該国の計画に基づき順次登録数の増加を図るなど、緊急消防援助隊の運用体制の強化を図る。また、県の緊急消防援助隊受援計画により県内の受援体制を確立する。 |                |    |                   |    |                |    |
| <b>指 標</b>   | <b>策定時</b>     |    | <b>中間見直し時</b>     |    | <b>目 標</b>     |    |
| 緊急消防援助隊愛媛県隊の登録隊数   | 69隊<br>(H26年度) |    | 92隊<br>(H31.4.1.) |    | 100隊<br>(R5年度) |    |

## 〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練等の実施</b><br>緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練は、大規模災害活動における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成8年度から全国6ブロックで毎年実施されており、引き続き、県下消防本部による緊急消防援助隊地上隊のほか、県消防防災航空隊が航空部隊の一員として参加する。 |      |    |    |    |    |    |

## 施策Ⅱ－1－② 医療対策

南海トラフ地震等の大規模災害時においては、建物倒壊や火災等により多数の負傷者が発生する一方で、電気・水道等ライフライン途絶により医療機関の機能が著しく低下することが予想される。このため、災害拠点病院の施設整備の促進や、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動支援、医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制の構築、災害医療コーディネータを軸とした医療救護活動体制の強化、県総合防災訓練等を通じたドクターヘリの活用に係る他機関の航空機や消防との連携強化など、大規模災害時における災害医療体制の充実強化を図る。また、災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう支援体制の強化を図る。

〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 災害拠点病院の施設整備の促進<br>大規模地震等の災害発生時に、医療機能を全県体制で維持・確保するため、国庫補助事業等を活用して災害拠点病院の施設整備を促進する。 |      |    |    |    |    | →  |

〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                  |    |                   |    |
|---|------------------|----|------------------|----|-------------------|----|
|   | H27~             | R2 | R3               | R4 | R5                | R6 |
| (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動支援<br>災害拠点病院をはじめ県内医療機関の災害時の医療救護体制の強化を図るため、DMATの活動経費に対する補助、傷害保険の加入、防災訓練等参加支援や、DMATの効果的な運用に向けた各種課題を検討するためのDMAT連絡協議会の運営等を実施する。 |                  |    |                  |    |                   | →  |
| 指 標   | 策定時              |    | 中間見直し時           |    | 目 標               |    |
| DMATの数  | 22チーム<br>(H26年度) |    | 25チーム<br>(H30年度) |    | 28チーム<br>(R2年度以降) |    |

〔保健福祉部健康衛生局薬務衛生課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (3) 医薬品・医療資機材の供給体制の充実<br>医薬品等の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時において、医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要があることから、医療の提供に向けた体制等を記載した「医療救護活動要領」のうち、医薬品等の供給等について具体的な活動手順等を記載するマニュアルの作成、見直しを行う。 |      |    |    |    |    | →  |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) 災害医療コーディネータを軸とした医療救護活動体制の強化</b><br>災害医療コーディネータの知識や技術の習得、維持・向上等を図るため、国が実施する研修へ参加するとともに、各圏域における災害医療体制を構築するため、国の研修内容を踏まえた研修を県内で実施する。 |      |    |    |    |    | →  |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容   | 年次計画 |     |     |     |     |            |
|--|------|-----|-----|-----|-----|------------|
|  | H27  | H28 | H29 | H30 | H31 | ~R6        |
| <b>(5-1) ドクターヘリ導入の検討</b><br>「ドクターヘリ導入検討委員会」を設置し、運航方法など、導入に向けた検討・協議を行うとともに、他県の情報収集等を図る。 | →    |     |     |     |     | H29年2月運航開始 |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容  | 年次計画  |    |    |    |    |    |
|---|-------|----|----|----|----|----|
|   | H29.2 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5-2) 災害時におけるドクターヘリの活用</b><br>平成29年2月に運航開始した愛媛県ドクターヘリについて、県総合防災訓練等への参加を通じて、災害時における他機関の航空機や消防など関係機関との連携強化を図る。 | →     |    |    |    |    |    |

## 〔保健福祉部健康衛生局健康増進課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                 |    |                |    |
|--|------------------|----|-----------------|----|----------------|----|
|  | H27~             | R2 | R3              | R4 | R5             | R6 |
| <b>(6) 慢性疾患者対策（難病患者対策）</b><br>主に平常時・災害時における保健所の役割り等について具体的に示した「支援者向けの手引き」を見直すとともに、日頃から、医療依存度の高い在宅患者の個別支援計画の策定及び要援護者リストマップや防災カードの作成等により、避難行動要支援者である難病患者を把握し、災害時でも迅速な対応ができるようとする。また、患者・家族及び関係者が、災害発生時に適切に行動できるようパンフレットや災害時医療支援マイカードの活用等により、防災意識の向上を図る。 | →                |    |                 |    |                |    |
| 指標   | 策定時              |    | 中間見直し時          |    | 目標             |    |
| 防災カード（緊急度1）作成率   | 72.1%<br>(H25年度) |    | 77.6%<br>(R元年度) |    | 100%<br>(R4年度) |    |

## 施策Ⅱ－1－③ 消火活動等

県の地震被害想定調査結果では、炎上出火家屋内からの逃げ遅れや逃げまどいにより、最悪の場合、1,585人の死者数が想定されている。南海トラフ地震等の大規模災害に備え、迅速な消火活動等を行う体制を強化するため、消防の広域化に向けた取組への支援や、「消防力の整備指針」を目標とした消火資機材の整備、耐震性貯水槽の整備、消防団員確保対策等を促進し、消防力の強化を図る。

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                  |    |                 |    |
|--|------------------|----|------------------|----|-----------------|----|
|  | H27～             | R2 | R3               | R4 | R5              | R6 |
| <b>(1) 市町消防の広域化の推進</b><br>消防本部の規模拡大によるスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図るため、平成20年9月に策定した「愛媛県消防広域化推進計画」により、広域化に向けた市町の主体的な取組みを支援する。 |                  |    |                  |    |                 |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時              |    | 中間見直し時           |    | 目 標             |    |
| 消防広域化重点地域の指定を受けた消防本部の数   | 0本部<br>(H26.4.1) |    | 0本部<br>(H31.4.1) |    | 3本部<br>(R6.4.1) |    |

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容   | 年次計画               |    |                |    |             |    |
|--|--------------------|----|----------------|----|-------------|----|
|  | H27～               | R2 | R3             | R4 | R5          | R6 |
| <b>(2) 消火資機材の保有の促進</b><br>各市町や消防事務組合は、国の定める「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した具体的な消防力整備を計画的に推進している。県においては、消防防災ヘリによる空中消火資機材の保有管理を行うとともに、各市町や事務組合が指針の基準を充足するよう、国の補助事業等を活用し消火資機材等の整備を支援する。 |                    |    |                |    |             |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時                |    | 中間見直し時         |    | 目 標         |    |
| 消防力の整備指針に基づく消火資機材(消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車等)の平均充足率  | 84.5%<br>(H27.4.1) |    | 国調査の結果<br>が未公表 |    | 100%<br>(一) |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画            |    |                 |    |                    |    |
|---|-----------------|----|-----------------|----|--------------------|----|
|   | H27～            | R2 | R3              | R4 | R5                 | R6 |
| <b>(3) 耐震性貯水槽の整備促進</b><br>支援制度等の更なる周知を図り、防火水槽と併せて、耐震性貯水槽の整備を促進することにより、消防力を向上させ、災害時に確実に活動できる体制を確立する。 |                 |    |                 |    |                    |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標                |    |
| 地震防災緊急事業五箇年計画(H28～R2)における整備箇所数  | 19箇所<br>(H25年度) |    | 46箇所<br>(H30年度) |    | 70箇所<br>(H28～R2年度) |    |

| 施策内容  | 年次計画            |    |                    |    |                |    |
|---|-----------------|----|--------------------|----|----------------|----|
|   | H27~            | R2 | R3                 | R4 | R5             | R6 |
| <b>(4) 消防団員確保対策の推進</b><br>地域防災の中核を担う消防団員を確保するため、各市町や関係団体との連携のもと、消防団への加入促進に向けた関係機関や事業所等への働き掛けや地域イベントでのPR活動等を行うほか、将来の消防団員である中高生への普及啓発や機能別消防団員制度導入のための市町訪問を行う等により、消防団活動に対する県民の理解促進と全県的な協力体制の構築を図る。 |                 |    |                    |    |                |    |
| <b>指標</b>   | 策定時             |    | 中間見直し時             |    | 目標             |    |
| 市町が条例で定める消防団員の定数に対する実人員の割合  | 94%<br>(H26年度)  |    | 93.3%<br>(H30.4.1) |    | 100%<br>(R6年度) |    |
| 消防団員に占める女性の割合   | 2.9%<br>(H26年度) |    | 3.1%<br>(H30.4.1)  |    | 5%<br>(R2年度)   |    |

| 施策内容  | 年次計画 |    |                |    |                 |    |
|---|------|----|----------------|----|-----------------|----|
|   | R元~  | R2 | R3             | R4 | R5              | R6 |
| <b>(5) 消防団広域協力体制構築の推進</b><br>今後の大規模災害を見据えた「愛媛県消防団広域相互応援協定」を踏まえた消防団合同訓練を東中南予ブロック内で実施することにより体制の構築を促す。 |      |    |                |    |                 |    |
| <b>指標</b>   | 策定時  |    | 中間見直し時         |    | 目標              |    |
| 消防団合同訓練の実施回数  | —    |    | 3回／年<br>(R元年度) |    | 3回／年<br>(R2年度～) |    |

## 施策Ⅱ－1－④ 地域防災力の向上

災害が大きくなればなるほど公的機関の活動が速やかに行き届くのは困難となり、「公助」の力が及ばない間は、発災直後の被災者救出、初期消火活動、避難誘導等は地域住民による「共助」が大きな役割を果たすことになる。このため、共助を担う自主防災組織の活動の活性化や、知識と判断力を備えた防災士等の地域防災リーダーの育成等に積極的に取組み、地域防災力の強化を図る。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画             |                  |                |    |    |    |
|---|------------------|------------------|----------------|----|----|----|
|   | H27~             | R2               | R3             | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 自主防災組織の結成・活動支援</b><br>県が作成した「自主防災組織活動マニュアル」を活用し、市町と連携して自主防災組織の結成・活動への支援を行う。また、地域によって自主防災組織の活動に温度差があることから、県レベルの組織の設置について検討し、県全体の自主防災組織の活動の活性化を図る。<br>なお、東予地域においては、地域と企業との連携による災害に強いまちづくり活動の推進、南予地域においては、津波避難行動計画の作成支援など、地域の特性にあった活動を支援する。 |                  |                  |                |    |    | →  |
| 指 標   | 策定時              | 中間見直し時           | 目 標            |    |    |    |
| 自主防災組織の組織率（消防庁調査）   | 90.6%<br>(H26年度) | 94%<br>(H31.4.1) | 100%<br>(R6年度) |    |    |    |
| 自主防災組織の訓練実施率  | 41%<br>(H25年度)   | 59.5%<br>(H30年度) | 100%<br>(R6年度) |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画                 |                   |                  |    |    |  |
|--|----------------------|-------------------|------------------|----|----|--|
|  | H27~                 | R2                | R3               | R4 | R5 | R6   |
| <b>(2) 地域防災リーダーの育成</b><br>自主防災組織の中心的な役割を担う防災士を1組織に1人以上配置すること等を目標に、防災士資格が取得できる講座を開催し、計画的に防災士を養成する。特に、女性防災士の育成に努め、女性の視点からの地域防災力の強化を図る。<br>また、情報の伝達や、災害時要配慮者の避難介助・搬送訓練等、実践的な実技訓練も行う「消防学校地域防災リーダー養成講座」を開催し、防災士のスキルアップ等に取り組み、地域防災の担い手を育成する。 |                      |                   |                  |    |    | →<br>H26～H27の2年間で1,300人の防災士を養成<br>(教職員を除く) |
| 指 標  | 策定時                  | 中間見直し時            | 目 標              |    |    |  |
| 県講座による防災士資格取得者（自主防災組織推薦分）  | 1,552人<br>(H25年度)    | 5,053人<br>(H30年度) | 8,185人<br>(R4年度) |    |    |  |
| 県講座による防災士資格取得者（自主防災組織推薦分）のうち女性の割合  | 11.7%<br>(H23～H25年度) | 28.8%<br>(H30年度)  | 30%<br>(R元～R4年度) |    |    |  |

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 女性防火クラブ・少年消防クラブ等の活動支援</b><br>県婦人防火クラブ連絡協議会の運営等を通じて、婦人(女性)防火クラブの育成強化に努めるとともに、顕彰等を通じて優良少年消防クラブの活動を支援する。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部県民生活局県民生活課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）の推進</b><br>一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）を活用し、一定地域の住民が地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備等の整備を促進する。 |      |    |    |    |    | →  |

## 施策Ⅱ－1－⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に、避難や救援・救助活動、物資等の輸送を支える緊急輸送機能を早期に確保する必要がある。このため、県道路啓開計画の実効性を高めるとともに、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進や、信号機の減灯防止対策、緊急輸送体制の整備等を促進する。

〔土木部道路都市局道路維持課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 実践的な愛媛県道路啓開計画への取り組み<br>道路の現況など「基本情報」、災害対策拠点、災害拠点病院などの「拠点情報」、橋梁耐震化対策状況等の「障害情報」、主要交差点名等の「位置情報」など様々な情報を盛り込んだサポートマップを作成しているが、災害時の実効性を高めるため、国、四国各県、市町と連携して、必要に応じて見直していく。 |      |    |    |    |    | →  |

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進<br>建築物の倒壊により緊急輸送道路等を閉塞することがないよう、緊急輸送道路等の沿道建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の必要性について周知を図り、必要に応じて、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく、指導、助言、指示を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔土木部河川港湾局港湾海岸課〕

| 施策内容   | 年次計画          |    |                 |    |                 |    |
|--|---------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|  | H27~          | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| (3) 重要港湾における港湾BCPの策定<br>大規模地震に備えて、緊急物資等の円滑な輸送や港湾機能の早期復旧を可能とするために、国土強靭化アクションプラン2014に基づき、県管理の重要港湾4港（三島川之江港、東予港、松山港、宇和島港）において、港湾BCPを策定する。 | →             |    |                 |    |                 |    |
| 指標   | 策定時           |    | 中間見直し時          |    | 目標              |    |
| 重要港湾における港湾BCP策定率<br>【平成28年度目標達成】   | 0%<br>(H25年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    |

| 施策内容  | 年次計画                      |    |                            |    |                          |    |
|---|---------------------------|----|----------------------------|----|--------------------------|----|
|   | H27~                      | R2 | R3                         | R4 | R5                       | R6 |
| (4) 信号機の滅灯対策<br>大規模災害の発生時等における信号機の滅灯防止対策として、県内の緊急交通路指定予定路線（24路線）の主要交差点に信号機電源附加装置等を整備する。 |                           |    |                            |    |                          |    |
| 指 標   | 策定時                       |    | 中間見直し時                     |    | 目 標                      |    |
| 信号機電源附加装置等の整備   | 60基<br>(53.1%)<br>(H26年度) |    | 100基<br>(88.5%)<br>(H30年度) |    | 113基<br>(100%)<br>(R6年度) |    |

〔企画振興部地域振興局交通対策課、経済労働部産業雇用局産業政策課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (5) 災害時の緊急輸送体制の整備<br>大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で災害時における輸送等に関する協定を締結しているところである。災害時において、協定を締結している団体が円滑に緊急輸送等の支援活動に従事できるよう情報共有に努めるとともに、適切な助言を行う。 |      |    |    |    |    |    |

## 施策Ⅱ－2－① 防災訓練の充実

南海トラフ地震等の大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、早期に初動体制を確立し、迅速に応急対応を行うことが重要である。このため、地域防災計画に定める災害応急対策について、関係機関が相互に連携して迅速かつ的確に実施できるよう、実地又は図上により実践的かつ効果的な訓練を定期的に実施し、役割分担や手順等を確認する。また、消防団や自主防災組織等と連携して防災訓練を実施することにより、地域防災力の強化と住民の防災意識の向上を図る。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画            |                       |                  |    |    |    |
|---|-----------------|-----------------------|------------------|----|----|----|
|   | H27～            | R2                    | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 総合防災訓練の実施</b><br>防災関係機関及び民間協力団体の連携に重点を置いた実践的な総合防災訓練を毎年実施し、防災体制の一層の充実強化、応急対策の機能向上を図る。 |                 |                       |                  |    |    | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時             | 中間見直し時                | 目 標              |    |    |    |
| 総合防災訓練実施回数  | 1回／年<br>(H26年度) | 豪雨災害により未実施<br>(H30年度) | 1回／年<br>(H27年度～) |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画            |                 |                  |    |    |    |
|---|-----------------|-----------------|------------------|----|----|----|
|   | H27～            | R2              | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 県・市町合同図上訓練等の実施</b><br>大規模災害発生時の県及び市町災害対策本部の機能強化や関係機関との連携強化を図るため、県・市町・消防・自衛隊等関係機関による実践的な図上訓練等を毎年1回実施する。 |                 |                 |                  |    |    | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時             | 中間見直し時          | 目 標              |    |    |    |
| 県・市町合同図上訓練実施回数  | 1回／年<br>(H26年度) | 1回／年<br>(H30年度) | 1回／年<br>(H27年度～) |    |    |    |
| 国・県合同訓練実施回数   | 1回／年<br>(H26年度) | 1回／年<br>(H30年度) | 1回／年<br>(H27年度～) |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画            |                 |                  |    |    |    |
|--|-----------------|-----------------|------------------|----|----|----|
|  | H27～            | R2              | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 防災訓練等における継続的な情報共有・伝達訓練の実施</b><br>各種の防災訓練等において、防災通信システム等による伝達訓練等を繰り返し実施し、職員の機器操作の習熟を図るとともに、関係機関相互の円滑な情報共有・伝達体制の確保に努める。 |                 |                 |                  |    |    | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時             | 中間見直し時          | 目 標              |    |    |    |
| 情報伝達訓練実施回数   | 6回／年<br>(H26年度) | 6回／年<br>(H30年度) | 6回／年<br>(H27年度～) |    |    |    |

| 施策内容           | 年次計画            |    |                 |    |                  |    |
|----------------|-----------------|----|-----------------|----|------------------|----|
|                | H27~            | R2 | R3              | R4 | R5               | R6 |
| (4) 土木部防災訓練の実施 |                 |    |                 |    |                  |    |
| 指 標            | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標              |    |
| 土木部防災訓練の実施回数   | 1回／年<br>(H26年度) |    | 1回／年<br>(H30年度) |    | 1回／年<br>(H27年度～) |    |

## 施策Ⅱ－2－② 災害情報の収集・共有

南海トラフ地震等の大規模災害時、的確な応急対策を講じるためには、迅速で正確な情報の収集・伝達・共有が必要である。このため、平成28年度から運用開始した防災通信システムについては、映像機能等の充実による収集機能の強化、回線の多重化による伝達機能の強化など耐災害性の高いシステムに更新整備したほか、災害情報システムについても、情報共有機能の強化等の高度化を図る。また、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHSS（災害時精神保健医療情報支援システム）の活用を促進し、災害時に迅速かつ的確な医療救護活動等を展開するための体制を整備する。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 県職員派遣用衛星携帯電話等の整備<br>大規模災害時に既存の通信手段が使用不能となった場合に備え、平成26年度までに、衛星携帯電話や3日間程度の活動に必要な資機材を持たせた県職員を派遣し情報収集する体制を確保しており、引き続き、本体制を維持するとともに、訓練等を通じて実効性の向上を図る。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |  |
|--|------|----|----|----|----|--|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6   |
| (2) 防災通信システムの映像機能、現地情報収集機能の強化<br>大規模災害時の初期段階において、被害の全体像を早期に把握し、的確な応急対策の実施を図るため、次期防災通信システムにおいて定点カメラの設置や可搬型通信設備の導入等により、映像機能や現地情報収集機能を強化する。 |      |    |    |    |    | →<br>H27～28：システム構築<br>H29～：運用<br>R元～：TV会議室システム拡充 |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |                               |
|---|------|----|----|----|----|-------------------------------|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6                            |
| (3) 防災通信システムの長期停電対策<br>大規模災害時において、長期に渡り停電した場合にも、人命救助に重要な3日間の通信を確保できるよう、既存防災通信システムの非常用電源を強化する。 |      |    |    |    |    | →<br>H27～28：システム構築<br>H29～：運用 |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |     |     |     |     |     |
|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|  | H27  | H28 | H29 | H30 | H31 | ～R6 |
| <b>(4-1) 災害情報システムの導入</b><br>時々刻々と変化する災害に対し、クラウドサービスを利用した災害情報システムを整備し、被害情報等の収集の迅速化を図るとともに、被害状況を地図上で集約し可視化するなど、情報共有機能の強化を図る。 |      |     |     |     |     | →   |

H27：システム構築  
H28～：運用

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4-2) 災害情報システムの強化</b><br>大規模災害時における確実な情報収集・共有・伝達体制を確保するため、市町の避難勧告等発令支援や、住民への地図表示による危険性情報提供機能、AI等を用いた県全体の被害概要の早期把握機能、広域支援を受けるための国等との情報連携機能など、システム強化を図る。 |      | →  |    |    |    |    |

R元：システム設計  
R2：構築  
R3～：運用

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 県防災メールによる県職員の安否確認</b><br>大規模災害時における迅速な初動体制の確保のため、平成20年度に県防災メールによる県職員の安否確認システムを整備しており、引き続き、本システムを維持するとともに、定期的に実施する訓練等を通じて実効性の向上を図る。 |      | →  |    |    |    |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局医療対策課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(6) EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用促進</b><br>大規模地震等の災害発生時に、迅速かつ的確な医療救護活動を展開するため、災害医療関係機関を対象とした操作研修等を行い、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用を促進する。 |      | →  |    |    |    |    |

## 〔保健福祉部健康衛生局健康増進課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(7) DMHISS（災害時精神保健医療情報支援システム）の活用</b><br>災害時にDMHISS（災害時精神保健医療情報支援システム）を活用し、災害時派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請や、派遣先割当機能、活動記録機能、集計機能を効果的に進めると、操作研修等によりシステムの活用体制を整備する。 |      | →  |    |    |    |    |

## 施策Ⅱ－2－③ 災害情報の提供

南海トラフ地震等の大規模災害時において、迅速かつ確実に県民へ緊急情報を提供するためには、従来の防災行政無線だけでなく、携帯電話やインターネット等あらゆる情報通信手段を活用する必要がある。このため、従来からのJ-ALERT、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール等の適切な運営に努めるとともに、県民に直接的に情報伝達が可能な戸別受信機等の整備の推進や、SNS等ＩＴ技術を活用した情報提供システムの活用等を図る。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) J-ALERTの円滑な運営管理の実施</b><br>津波情報、緊急地震速報等、危機事案が発生した際に、国が瞬時に必要な情報を伝達する「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」について、緊急時に住民へ迅速かつ確実に警報等を伝達できるよう、訓練等を通じて円滑な運営管理を行うとともに、市町に対して定期的な点検・整備について継続的に助言する。 |      |    |    |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画            |    |                 |    |                  |    |
|---|-----------------|----|-----------------|----|------------------|----|
|   | H27～            | R2 | R3              | R4 | R5               | R6 |
| <b>(2) 災害情報の住民への確実な伝達体制の確立</b><br>災害時に避難勧告等の災害情報を県下全ての住民に確実に伝達するため、市町と連携し、戸別受信機等の整備への支援や末端住民までの連絡網等の構築、情報伝達担当者の人材育成研修の実施等、ハード・ソフト両面での改善を図り、住民の安全確保と被害軽減を図る。 |                 |    |                 |    |                  |    |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>      |    | <b>中間見直し時</b>   |    | <b>目 標</b>       |    |
| 情報伝達訓練実施回数  | 0回／年<br>(H26年度) |    | 2回／年<br>(H30年度) |    | 2回／年<br>(H28年度～) |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) Lアラート（災害情報共有システム）の利用</b><br>大規模災害時に多様な手段で県民へ緊急情報を伝達する取組みの一つとして、平成25年度にLアラート（災害情報共有システム）を導入しており、引き続き、訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、マスコミ等情報提供機関の拡充を促進する。 |      |    |    |    |    |    |

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <p><b>(4) ポータルサイト・サーバー運営業者との連携による情報発信力の強化</b></p> <p>大規模災害時に多様な手段で県民へ緊急情報を伝達する取組みの一つとして、平成25年度に、ヤフーと協定を締結し、県ホームページのキャッシュサイトの提供をヤフーから受けるとともに、県内市町の避難所リストやJ-アラート（公共情報コモンズ）経由でヤフーへ提供する県内市町の避難情報を、ヤフーのポータルサイトに掲載し、引き続き、訓練等を通じた実効性の向上や提供する情報内容の充実を図る。</p> |      |    |    |    |    |    |

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <p><b>(5) SNSの活用も含めた多様な情報伝達手段の確保</b></p> <p>大規模災害時に多様な手段で県民に緊急情報を伝達する取組みの一つとして、次期防災通信システムにおいて、東日本大震災でも有効性が認められたSNS等の新たな伝達手段の活用を図る。</p> |      |    |    |    |    |    |

| 施策内容   | 年次計画               |    |                   |    |                   |    |
|--|--------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|
|  | H27~               | R2 | R3                | R4 | R5                | R6 |
| <b>(6) 各種情報提供手段の適切な運用体制</b>  |                    |    |                   |    |                   |    |
| 大規模災害時において、県防災メール、J-アラート（災害情報共有システム）等の各種情報提供手段が適切に運用されるよう、定期的な訓練等を通じて担当職員の操作習熟を図り、確実に県民へ緊急情報を提供できる体制を確保する。 | →                  |    |                   |    |                   |    |
| 指 標  | 策定時                |    | 中間見直し時            |    | 目 標               |    |
| 県防災メール等の登録者数   | 16,424人<br>(H26年度) |    | 29,942人<br>(H30年) |    | 55,442人<br>(R4年度) |    |

## 施策Ⅱ－2－④ 広域連携・応援体制の確立

大規模災害が発生した場合は、県内の広範囲で被害が発生し、被災自治体が単独で対応できる限界を超え、自衛隊等の防災関係機関、国・他県等から支援が必要となることが予想される。このため、人的・物的支援を滞りなく受け入れ、住民の避難所生活支援や生活再建支援等をスムーズに実施できる体制を構築するために市町が行う「市町受援計画」の策定を支援するとともに、物資拠点となる広域防災拠点の拡充を図るほか、引き続き、民間企業との災害時応援協定等の締結を推進し、広域連携・応援体制の強化に努める。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 他都道府県との広域応援体制の構築<br>自県のみで災害応急対策を実施することが困難な場合に備え、四国、中四国、全国規模で他県との応援協定を締結しており、他県と共同した広域防災訓練の実施等を通してこれらの応援協定の実効性の向上や見直し等の検討を行い、広域連携による防災対策の実施体制を構築する。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画                   |    |                           |    |                           |    |
|---|------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|----|
|   | H27～                   | R2 | R3                        | R4 | R5                        | R6 |
| (2) 広域防災拠点の整備<br>平成26年3月に選定した県内17箇所の広域防災拠点において、大規模災害発生時に人的・物的支援を円滑に受け入れるために必要な資機材（捜索（救助）用ボート、パレット、投光機、発電機、現地本部用テント等）を整備する。<br>なお、整備した資機材は地方局で管理し、管内で発生した災害対応時等に幅広く使用するほか、平時においても各種防災訓練等で積極的に活用する。 | →                      |    |                           |    |                           |    |
| 指標  | 策定時                    |    | 中間見直し時                    |    | 目標                        |    |
| 資機材整備施設<br>【平成29年度事業完了】   | O箇所<br>(0%)<br>(H26年度) |    | 17箇所<br>(100%)<br>(H29年度) |    | 17箇所<br>(100%)<br>(H29年度) |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (3) 広域防災拠点（物資拠点）の拡充<br>災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、広域防災拠点（物資拠点）を補完する「物資拠点候補施設」を民間施設も含めて選定し、広域防災拠点（物資拠点）の拡充を図る。 | →    |    |    |    |    |    |

## 〔土木部道路都市局都市整備課〕

| 施策内容  | 年次計画                            |    |                                 |    |                                |    |
|---|---------------------------------|----|---------------------------------|----|--------------------------------|----|
|   | H27~                            | R2 | R3                              | R4 | R5                             | R6 |
| <b>(4) 広域防災拠点の防災機能向上</b><br>平成26年3月に県営総合運動公園及び第3号南予レクリエーション都市公園が広域防災拠点に選定されたことから、公園施設の防災機能の向上のため、災害時に供用できる多目的広場等の整備や、耐震対策、長寿命化対策、老朽施設更新を行う。 | ➡                               |    |                                 |    |                                |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時                             |    | 中間見直し時                          |    | 目 標                            |    |
| 広域防災拠点活動の可能なオープンスペース面積（合計）  | 80,000m <sup>2</sup><br>(H26年度) |    | 93,000m <sup>2</sup><br>(H30年度) |    | 95,000m <sup>2</sup><br>(R元年度) |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画            |    |                 |    |                  |    |
|--|-----------------|----|-----------------|----|------------------|----|
|  | H27~            | R2 | R3              | R4 | R5               | R6 |
| <b>(5) 広域防災・減災対策検討協議会による関係機関との連携</b><br>南海トラフ地震等の大規模災害に備え、広域防災・減災対策検討協議会を定期的に開催し、市町や防災関係機関等と、広域防災連携や災害情報伝達・共有等に関する新たな政策課題の検討や意見交換・情報共有を行う。<br>また、地域における防災・減災対策を推進するため、地方局ごとに、管内市町や防災関係機関で組織する「地方局防災・減災対策連絡協議会」を設置し、防災上の地域課題の検討や意見交換等を行う。 | ➡               |    |                 |    |                  |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標              |    |
| 広域防災・減災対策検討協議会開催回数   | 1回／年<br>(H26年度) |    | 1回／年<br>(H30年度) |    | 2回／年<br>(H27年度～) |    |

## 〔関係各課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(6) 企業・団体との災害時応援協定の締結の促進</b><br>大規模災害発生時に民間企業のノウハウや能力を活用することは、被害軽減等のため極めて有効であることから、できる限り多くの企業・団体との間で、災害発生時の物資の確保や役務の供給等、様々なニーズに即応できる応援協定の締結を進める。 | ➡    |    |    |    |    |    |

[総務部総務管理局市町振興課]

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <p><b>(7) 県内市町間の人的支援に係るカウンターパート方式の推進</b></p> <p>大規模災害時に支援する市町を割り当てる「カウンターパート方式」が迅速な支援に効果的であることから、平時よりカウンターパート関係を設定する。またパートナー市町担当者間の交流や防災情報の共有等、相互支援の関係性を構築することにより、迅速かつ的確な支援を行うための体制整備を図る。</p> |      |    |    |    |    | →  |

[県民環境部防災局防災危機管理課]

| 施策内容  | 年次計画 |    |                        |    |                          |    |
|---|------|----|------------------------|----|--------------------------|----|
|   | H27~ | R2 | R3                     | R4 | R5                       | R6 |
| <p><b>(8) 市町受援計画の策定支援</b></p> <p>大規模災害発生時における、国の救援物資のプッシュ型支援や国及び他の地方公共団体等の人的支援を滞りなく受け入れ、住民の避難所生活支援や生活再建支援等をスムーズに実施できる体制を構築するため、市町の受援計画策定を強力に支援する。</p> | →    |    |                        |    |                          |    |
| 指 標   | 策定時  |    | 中間見直し時                 |    | 目 標                      |    |
| 受援計画策定市町数   |      |    | 0市町<br>(0%)<br>(H30年度) |    | 20市町<br>(100%)<br>(R2年度) |    |

## 施策Ⅱ－2－5 業務継続性の確保

大規模地震の発生により県・市町自体も被災し、業務遂行能力が低下した状況下でも、県・市町の責務を果たすため、非常時優先業務を適正に継続・再開・開始できるように事前に計画を定めておく必要がある。このため、地震被害想定調査の結果を踏まえ、県の業務継続計画の見直しを行うとともに、市町においても最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 業務継続計画の見直し<br>県が平成25年度に公表した地震被害想定調査の結果を踏まえ、現行の業務継続計画の見直しを行うとともに、見直し後はPDCAサイクルを通じ計画のプラッシュアップを図る。 |      |    |    |    |    |    |

〔企画振興部政策企画局情報政策課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 愛媛県ICT分野の業務継続計画の策定<br>全庁共通方針である「愛媛県ICT分野の業務継続計画」に基づき、非常時優先業務等で必要とする各情報通信システムにおいて、大規模災害発生時においても被害を受けにくいシステム構成に改めたり、発災時の初動対応の具体的手順を確立し「行動マニュアル」を整備しておくなど、システムに係る事前対策を物理的・技術的・人的の3面から継続的に行う。 |      |    |    |    |    |    |

〔庁舎所管課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (3) 非常用発電装置等の整備<br>災害時の防災拠点として重要な施設である県庁第一別館については、非常時優先業務を3日間継続するため、耐震改修工事に併せて非常用発電設備の改修工事を実施したが、他の庁舎についても耐震改修と併せて非常用発電装置等の整備を進める。 |      |    |    |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |                |    |                |    |                |
|---|------|----------------|----|----------------|----|----------------|
|   | H27～ | R2             | R3 | R4             | R5 | R6             |
| (4) 市町の業務継続計画の策定支援<br>策定率100%となるよう市町へ策定を呼び掛けるとともに、本県及び策定済市町のBCPや、内閣府作成の「地方公共団体の業務継続手引きとその解説」等を活用した講習会を開催する等、市町への計画策定の支援を行う。 |      |                |    |                |    |                |
| 指標  |      | 策定時            |    | 中間見直し時         |    | 目標             |
| 市町業務継続計画の策定率  |      | 30%<br>(H26.6) |    | 95%<br>(H30.3) |    | 100%<br>(R元年度) |

## 施策Ⅱ－2－⑥ 災害対策本部の機能強化

大規模災害発生時、県は災害対策本部を設置し、被害情報を収集しながら、防災関係機関と連携して迅速かつ的確に応急対策を行う必要がある。このため、円滑に災害対応を行うことのできる執務環境を整えるとともに、災害時行動計画の内容を検証・確認する訓練や、本部指名職員等への研修を実施するなど、本部体制の強化に取り組む。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 災害対策本部の充実・強化<br>災害対策本部が設置された場合に活動する場所や、使用できない場合の代替施設を確保するとともに、必要な資機材等を整備し、円滑に災害対応を行うことのできる執務環境を整える。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画            |    |                 |    |                  |    |
|--|-----------------|----|-----------------|----|------------------|----|
|  | H27~            | R2 | R3              | R4 | R5               | R6 |
| (2) 災害時行動計画検証訓練の実施<br>災害時行動計画の内容を検証・確認する訓練を実施し、災害対策本部の機能強化を図る。 |                 |    |                 |    |                  | →  |
| 指 標  | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標              |    |
| 災害対策本部活動訓練の実施回数  | 1回／年<br>(H25年度) |    | 1回／年<br>(H30年度) |    | 1回／年<br>(H27年度～) |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                 |    |                   |    |
|---|------------------|----|-----------------|----|-------------------|----|
|   | H27~             | R2 | R3              | R4 | R5                | R6 |
| (3) 防災従事職員の育成及び資質の向上<br>新たに県災害対策本部へ指名された職員や市町で防災対策に従事する職員等を対象に、行政が災害対応に当たるうえでの基本的認識や災害対策本部の活動等を学ぶ研修を実施する。 |                  |    |                 |    |                   | →  |
| 指 標   | 策定時              |    | 中間見直し時          |    | 目 標               |    |
| 研修の参加者数   | 77人／年<br>(H26年度) |    | 87人／年<br>(R元年度) |    | 240人／年<br>(R2年度～) |    |

| 施策内容  | 年次計画           |                 |    |                    |    |    |
|---|----------------|-----------------|----|--------------------|----|----|
|   | H27~           | R2              | R3 | R4                 | R5 | R6 |
| (4) 災害対策本部職員等の食料、トイレ等の確保  |                |                 |    |                    |    | →  |
| 災害時の人命救助の限界とされる72時間（3日間）は、庁舎に泊まり込み災害応急対策を行わなければならないと仮定し、災害対策本部職員の食料、飲料水及び生活必需品について、計画的に備蓄・更新する。 |                |                 |    |                    |    |    |
| 指 標   | 策定時            | 中間見直し時          |    | 目 標                |    |    |
| 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況（3日分）  | 40%<br>(H26年度) | 100%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(H30～R6年度) |    |    |

## 施策Ⅱ－3－① 食料、水、生活必需品等の物資の調達

大規模な災害が発生した際に必要な食料や飲料水、生活必需品等の物資を速やかに確保し、被災者の生活維持を図る必要があるが、県の地震被害想定調査結果では、最悪の場合、発災後3日間で、食料約199万食、飲料水約366万リットルの不足が見込まれている。このため、県民に対して、7日間程度（うち非常持出用として3日間程度）の家庭備蓄を呼びかけるとともに、県民自らの備蓄と市町の備蓄による応急的な対応を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資等の備蓄や、民間企業・団体との応援協定の締結による流通備蓄の確保を図る。

また、ガソリン等の燃料については、既存の協定の実効性の向上や事前の情報共有体制の確立等を図る。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画             |    |                  |    |                |    |
|---|------------------|----|------------------|----|----------------|----|
|   | H27~             | R2 | R3               | R4 | R5             | R6 |
| <b>(1) 家庭備蓄の重要性に係る啓発</b><br>平成25年度に実施した調査によると、災害に備えて食料や生活物資等を備蓄していると答えた県民は30.5%にとどまっている。このため、広報紙、えひめ防災ニュースレター、防災意識啓発講演、各種防災イベント等により、7日間程度（うち非常持出用として3日間程度）の家庭備蓄を呼びかけ、県民の防災意識の醸成を図る。 |                  |    |                  |    |                | →  |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>       |    | <b>中間見直し時</b>    |    | <b>目 標</b>     |    |
| 家庭で備蓄している県民の割合  | 30.5%<br>(H25年度) |    | 30.5%<br>(H25年度) |    | 100%<br>(R6年度) |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 備蓄物資の整備</b><br>県では、家庭での備蓄や市町による現物備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や特に需要のある物資を備蓄しており、定期的に必要な更新を行う。また、平成25年度に公表した地震被害想定調査結果等を踏まえ、備蓄のあり方にについて市町とともに検討を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔関係各課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 流通物資の調達に関する協定締結の促進</b><br>できる限り多くの企業・団体と、災害発生時の物資の優先供給等を内容とした災害時応援協定の積極的な締結に取組み、在庫品等を活用する流通備蓄の確保に努める。 |      |    |    |    |    | →  |

[経済労働部産業支援局経営支援課]

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) 災害時における自動車等の燃料供給体制の整備</b><br>県石油商業組合との間で、災害時における燃料の調達に関する協定を締結しているところであり、引き続き、緊急車両等への優先的な燃料供給の環境整備を推進する。 |      |    |    |    |    | →  |

[経済労働部産業支援局経営支援課]

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 災害時に必要な石油製品の備蓄管理</b><br>国が実施する石油製品の備蓄事業を活用し、災害発生時の緊急自動車等の活動に必要な燃料を確保する。 |      |    |    |    |    | →  |

[県民環境部防災局防災危機管理課]

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(6) 重要施設の設備等の情報共有の検討</b><br>石油連盟との間で、県内の重要施設に給油を行う際に必要となる情報を共有し、災害対応の円滑化を図る。 |      |    |    |    |    | →  |

## 施策Ⅱ－3－② 避難者等への対応

県の地震被害想定においては、最大約28万人（県民の約20%）もの避難所避難者が発生し、避難所生活の継続を余儀なくされることが見込まれている。東日本大震災での教訓等を踏まえ、避難所における良好な生活環境の確保に努めるため、避難所への資機材整備を順次進めるとともに、避難所運営が円滑に行われるよう核となる人材の育成を行う。また、要配慮者対策として、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援を行うための個別計画の策定、福祉避難所の指定促進及び運営体制の支援、保健・福祉の専門的な人材に係る広域応援体制の構築等を推進する。さらに、観光客の帰宅困難者等の対策の推進や避難所での生活を早期に解消するため、応急仮設住宅等の供給体制を整備する。

「農民環境部防災局防災危機管理課」

| 施策内容  | 年次計画          |                |                |    |    |    |
|---|---------------|----------------|----------------|----|----|----|
|   | H27~          | R2             | R3             | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 避難所の環境整備</b><br>市町が指定する指定避難所等の資機材整備費用の一部を県が補助することにより、整備率を全国平均まで引き上げ、県民が良好な避難所生活を送ることができる環境を整える。さらに、この取り組みを通じて市町や地域の防災意識を高め、自主的な整備が促進されるよう誘導する。 |               |                | →              |    |    |    |
| 指 標   | 策定時           | 中間見直し時         | 目 標            |    |    |    |
| 指定避難所への資機材の整備率<br>【平成28年度事業完了】  | 0%<br>(H25年度) | 49%<br>(H28年度) | 44%<br>(H28年度) |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画          |    |                   |    |                   |    |
|--|---------------|----|-------------------|----|-------------------|----|
|  | H27~          | R2 | R3                | R4 | R5                | R6 |
| <b>(2) 様々なニーズに配慮した避難所運営への対応</b><br>地域の特性や避難者のニーズを踏まえ、発災時に避難所における良好な生活環境が確保されるよう、市町への適切な助言に努めるとともに、災害時における避難所運営体制の強化を図るため、市町と連携してリーダーとなる人材の育成研修を実施する。 |               |    |                   |    |                   |    |
| <b>指標</b>  | <b>策定時</b>    |    | <b>中間見直し時</b>     |    | <b>目標</b>         |    |
| 避難所運営リーダー育成研修の受講者数<br>【平成29年度事業完了】   | 0人<br>(H26年度) |    | 1,251人<br>(H29年度) |    | 1,000人<br>(H29年度) |    |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課、保健福祉部関係各課〕

| 施策内容   | 年次計画 |                        |                          |    |    |    |
|--|------|------------------------|--------------------------|----|----|----|
|  | H27~ | R2                     | R3                       | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 避難行動要支援者の避難支援対策</b><br>市町における避難行動要支援者名簿の作成・更新や、避難支援等関係者への情報提供が円滑に進むよう適切な助言に努めるとともに、一人ひとりの要支援者に対して実効性のある避難支援等を行うための個別計画の策定を促進する。 |      |                        |                          |    |    | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時  | 中間見直し時                 | 目 標                      |    |    |    |
| 個別計画策定市町   | -    | 3町<br>(15%)<br>(H30年度) | 20市町<br>(100%)<br>(R6年度) |    |    |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課〕

| 施策内容  | 年次計画            |                 |                  |    |    |    |
|---|-----------------|-----------------|------------------|----|----|----|
|   | H27~            | R2              | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援</b><br>要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう市町に対し福祉避難所マニュアルや災害時障害者支援の手引き等の情報提供を行い、福祉避難所の追加指定を促すとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市町が開設する福祉避難所の実施体制の充実について支援する。 |                 |                 |                  |    |    | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時             | 中間見直し時          | 目 標              |    |    |    |
| 指定状況の把握、情報提供等   | 1回／年<br>(H25年度) | 1回／年<br>(H30年度) | 1回／年<br>(H27年度～) |    |    |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 保健衛生活動に係る人的広域応援体制の構築</b><br>保健衛生活動においては、県が作成した「愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用して、市町と連携しながら災害時の保健衛生活動の応援体制を整備することとしている。<br>また、大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等による運用体制を強化する。 |      |    |    |    |    | →  |
|  | H27~ |    |    |    |    |    |
|  | H28~ |    |    |    |    |    |
|  | H30~ |    |    |    |    |    |

H27~ : 保健師を中心とした応援体制の整備  
H28~ : 他職種（医師、歯科医師、栄養士、歯科衛生士等）も含めた公衆衛生専門職の応援体制の整備  
H30~ : 災害対応人材育成研修の開催

## 〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課〕

| 施策内容   | 年次計画 |                |                 |    |    |    |
|--|------|----------------|-----------------|----|----|----|
|  | H27~ | R2             | R3              | R4 | R5 | R6 |
| <b>(6) 災害時要配慮者支援チーム等の体制整備</b><br>災害時における要配慮者の支援体制の構築に向け、各種団体で構成する「愛媛県災害時福祉支援連携協議会」を通じて、課題の抽出や対策の検討を行うとともに、医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じた「災害時福祉避難所等人的支援体制」の構築を進めるほか、体制整備に必要な財源の確保や大規模災害時の全国的な応援体制の構築についても、国の支援を求めていく。 |      |                |                 |    |    |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時  | 中間見直し時         | 目 標             |    |    |    |
| 愛媛県災害時福祉支援連携協議会の開催回数   | -    | 2回／年<br>(R元年度) | 2回／年<br>(R2年度～) |    |    |    |
| 災害時要配慮者支援チーム登録者数   | -    | 104人<br>(R元年度) | 224人<br>(R5年度)  |    |    |    |

## 〔保健福祉部健康衛生局健康増進課〕

| 施策内容  | 年次計画            |                 |                  |    |    |    |
|---|-----------------|-----------------|------------------|----|----|----|
|   | H27~            | R2              | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(7) 愛媛県D P A T の体制整備</b><br>愛媛県D P A T 活動要領に基づき、関係機関と連携しながら、災害・事故等の緊急時に活動することができる緊急支援チームの体制を整備し、活動への支援を行うとともに、対応能力を向上させるための研修の実施、活動体制の検討、活動内容の評価等ができる運営委員会を設置し、運営する。 |                 |                 |                  |    |    |    |
| <b>指 標</b>  | 策定時             | 中間見直し時          | 目 標              |    |    |    |
| 愛媛県D P A T 運営委員会開催数   | 3回／年<br>(H25年度) | 1回／年<br>(H30年度) | 2回／年<br>(H29年度～) |    |    |    |
| 愛媛県D P A T の登録者数  | 0人<br>(H25年度)   | 258人<br>(H30年度) | 300人<br>(R5年度)   |    |    |    |

## 〔企画振興部政策企画局情報政策課〕

| 施策内容   | 年次計画             |                  |                |    |    |    |
|--|------------------|------------------|----------------|----|----|----|
|  | H27~             | R2               | R3             | R4 | R5 | R6 |
| <b>(8) 避難所等における公衆無線L A N環境の整備</b><br>大規模災害発生時において、音声通話以外の通信手段の充実・改善を図るため、避難所及び県・市町庁舎へ民設民営による公衆無線L A N環境整備を推進する。（平成25年度、通信事業者と協定を締結し、828施設へ機器設置。今後は、技術的要因により整備できなかった施設への環境整備に向けて、他事業者へ働きかけを行う。） |                  |                  |                |    |    |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時              | 中間見直し時           | 目 標            |    |    |    |
| 市町が希望する避難所及び県・市町庁舎における環境整備率  | 57.1%<br>(H26年度) | 51.1%<br>(H30年度) | 100%<br>(R3年度) |    |    |    |

## 〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課、土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(9) 応急仮設住宅の整備</b><br>応急仮設住宅の建設及び民間借上げに関する災害協定を締結し、災害時の体制整備を図るとともに、あらかじめ建設予定地を選定する等、事前準備を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

## 〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(10) 県営住宅の被災者への提供</b><br>被災者の生活が安定するまでの居住の確保を図るため、被災者に対して既設県営住宅の空き住戸を一時的に提供する体制を整備する。 |      |    |    |    |    | →  |

## 〔保健福祉部健康衛生局薬務衛生課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |   |
|---|------|----|----|----|----|---|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6  |
| <b>(11) ペット対策</b><br>「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」に基づき、さらに詳細な手順等を示した対応マニュアルを策定し、ペット同行可能な避難所の体制整備等を促進する。また、被災動物の支援を円滑に行うために、必要物資の備蓄内容等の検討を行うとともに、動物救護本部（動物愛護センターに設置）の体制充実を図る。 |      |    |    |    |    | →<br>H27：対応マニュアル整備の検討、市町等と協議<br>H28～H29：対応マニュアル作成<br>H30～：ガイドライン及びマニュアルに基づく体制整備 |

## 〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(12) 観光客の帰宅困難者対策</b><br>道後温泉地区の観光客の災害時における帰宅困難者対策として、道後温泉旅館協同組合や宿泊施設が対応する方向性を示した「宿泊客災害時対応指針」を平成25年度に策定したが、同組合がこの指針に沿って具体的な対応内容を「対応計画」として定めることとしているため、早期に策定できるよう支援する。また、道後温泉地区の取組みを県内の宿泊施設に紹介し、県下全域の宿泊施設における災害時の適切な対応を促進する。 |      |    |    |    |    | →  |

## 施策Ⅱ－3－③ 保健衛生・防疫・遺体対策

大規模災害が発生した場合、衛生状態の悪化や避難所での集団生活の長期化により、感染症の拡大・伝播のリスクが高まるとともに、避難所等で急増するし尿を適切に処理する必要がある。このため、感染症の早期把握及びまん延を防止するための体制を整備するとともに、し尿処理対策を盛り込んだ災害廃棄物処理計画に基づき適切な処理を実施する。また、最悪の場合を想定し、迅速かつ円滑な広域火葬を実施する体制を構築する。

〔保健福祉部健康衛生局健康増進課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 感染症のまん延防止等の体制整備</b><br>市町が行う消毒等の感染症まん延防止対策事業に対する支援や避難所等における感染症の発生状況を迅速に把握するサーベイランス体制の整備、さらに感染症危機管理研修会等への保健所職員（医師）の派遣等による災害発生時の指導的役割を担う人材の育成等により、感染症の発生を早期に把握するシステムを構築し、感染症のまん延防止に向けた体制整備を図る。 |      |    |    |    |    |    |

〔保健福祉部健康衛生局薬務衛生課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 広域火葬計画の策定及び四国各県の支援体制の強化</b><br>南海トラフ地震等では、四国各県において多くの死者が出ることが予想されるため、四国各県で策定されている広域火葬計画に基づき、四国における広域火葬体制の構築や支援体制の強化のための施策について検討を進める。 |      |    |    |    |    |    |

〔県民環境部環境局循環型社会推進課〕

| 施策内容   | 年次計画 |                        |    |                          |    |                          |  |
|--|------|------------------------|----|--------------------------|----|--------------------------|--|
|  | H27～ | R2                     | R3 | R4                       | R5 | R6                       |  |
| <b>(3) し尿処理対策</b><br>被災市町の避難所等でのし尿処理を適切に行うため、国の指針に基づき、し尿処理対策を盛り込んだ県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、令和元年度までに、県内全市町において国の指針に基づく処理計画が策定できるよう、市町に対し助言を行う。 |      |                        |    |                          |    |                          |  |
| <b>指標</b>  |      | <b>策定期</b>             |    | <b>中間見直し時</b>            |    | <b>目標</b>                |  |
| 国の指針（H26.3）に基づく処理計画策定市町数<br>【令和元年度目標達成】  |      | 0市町<br>(0%)<br>(H26年度) |    | 20市町<br>(100%)<br>(R元年度) |    | 20市町<br>(100%)<br>(R元年度) |  |

## 施策Ⅱ－3－④ 孤立可能性の高い集落への対応

地震や津波被害等により、道路等が寸断され孤立地区が発生した場合、通信手段や道路等の断絶により長時間にわたって、被害や住民の安否の確認のほか、救援物資の輸送もできないなど防災対策上大きな課題がある。このため、電力、水道、通信、道路等が寸断された場合でも情報伝達や救援物資の輸送、住民の搬送等が迅速・円滑に実施できるよう、多様な通信手段やヘリコプターの離着陸場所等の確保を促進するとともに、孤立地区対策訓練を継続的に実施する。

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画           |                |               |    |    |    |
|--|----------------|----------------|---------------|----|----|----|
|  | H27～           | R2             | R3            | R4 | R5 | R6 |
| <b>(1) 多様な通信手段の確保</b><br>道路等が寸断され孤立する可能性のある集落において、電力、通信等のライフラインが断絶された場合でも被害や住民の安否確認ができるよう、市町に対して衛星携帯電話等の多様な通信手段の確保を促進する。 |                |                |               |    |    | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時            | 中間見直し時         | 目 標           |    |    |    |
| 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合  | 59%<br>(H25年度) | 59%<br>(H25年度) | 70%<br>(R6年度) |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容  | 年次計画             |                  |                |    |    |    |
|---|------------------|------------------|----------------|----|----|----|
|   | H27～             | R2               | R3             | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) ヘリコプターの離着陸場所の確保</b><br>道路等の寸断により孤立する可能性のある集落において、電力、水道等のライフラインが断絶された場合、救援物資の輸送や住民の搬送ができるよう、ヘリコプターの離着陸場所やホイスト等が可能な場所の確保を促進する。 |                  |                  |                |    |    | →  |
| <b>指 標</b>  | 策定時              | 中間見直し時           | 目 標            |    |    |    |
| 孤立する可能性がある集落のうちヘリコプターでのホイスト等が可能な場所を確保している割合   | 73.3%<br>(H25年度) | 73.3%<br>(H25年度) | 100%<br>(R6年度) |    |    |    |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画            |                       |                  |    |    |    |
|--|-----------------|-----------------------|------------------|----|----|----|
|  | H27～            | R2                    | R3               | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 孤立地区対策訓練の実施</b><br>総合防災訓練等において、自衛隊等の防災関係機関と連携して、孤立地区における被災者や救援物資の搬送等の訓練を継続的に実施する。 |                 |                       |                  |    |    | →  |
| <b>指 標</b>   | 策定時             | 中間見直し時                | 目 標              |    |    |    |
| 孤立地区対策訓練実施回数   | 1回／年<br>(H26年度) | 豪雨災害により未実施<br>(H30年度) | 1回／年<br>(H27年度～) |    |    |    |

## 施策Ⅱ－3－⑤ ボランティアとの連携

災害が発生した場合、救援活動や避難所の運営等の災害対策を円滑に実施するためには、県内外のボランティアの能力が効果的に発揮されることが重要である。このため、県社会福祉協議会と連携し、同協議会が行う災害ボランティアセンターの運営を支援するとともに、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努める。また、災害時の被災者の要望やニーズの掘り起こしと、きめ細かな支援に繋げるため、平時から、行政・社協・NPO等が連携し、災害ボランティア活動に関する情報共有等を図る場づくりとネットワーク化を進める。

〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 災害ボランティアに関する3者（行政・社協・NPO）<br><b>連携体制の整備</b><br>災害時に、行政・社協・NPO等の3者が連携し、被災者の要望やニーズの掘り起こしと、きめ細かな支援に繋げるため、平時から、関係機関による災害ボランティア活動に関する情報共有等を図る場づくりとネットワーク化を進めるとともに、研修会や訓練等を通じて体制強化を図る。 |      |    |    |    |    |    |

〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課〕

| 施策内容   | 年次計画 |                 |    |                 |    |                  |  |
|--|------|-----------------|----|-----------------|----|------------------|--|
|  | H27～ | R2              | R3 | R4              | R5 | R6               |  |
| (2) 災害ボランティアセンターの設置や運営に係る支援<br>災害発生時には、県社会福祉協議会に県災害救援ボランティア支援本部が設置され、各市町社会福祉協議会に設置された「災害ボランティアセンター」を支援することとなる。このため、ボランティアセンターが円滑に開設されるよう、県社会福祉協議会が平時から取り組んでいる災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を支援する。 |      |                 |    |                 |    |                  |  |
| <b>指 標</b>   |      | <b>策定時</b>      |    | <b>中間見直し時</b>   |    | <b>目 標</b>       |  |
| 災害時対応訓練の実施   |      | 1回／年<br>(H25年度) |    | 1回／年<br>(H30年度) |    | 1回／年<br>(H27年度～) |  |

〔保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課〕

| 施策内容  | 年次計画 |                     |    |                 |    |                    |  |
|---|------|---------------------|----|-----------------|----|--------------------|--|
|   | H27～ | R2                  | R3 | R4              | R5 | R6                 |  |
| (3) 災害ボランティアコーディネーター等の育成支援<br>ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、県社会福祉協議会が平時から取り組んでいる災害ボランティア人材育成研修会等を支援し、災害ボランティアコーディネーター及び災害ボランティアの育成に努める。 |      |                     |    |                 |    |                    |  |
| <b>指 標</b>  |      | <b>策定時</b>          |    | <b>中間見直し時</b>   |    | <b>目 標</b>         |  |
| 災害ボランティアコーディネーター研修会参加者数   |      | 275人<br>(H22～H25年度) |    | 0人／年<br>(H30年度) |    | 100人／年<br>(H27年度～) |  |

## 施策Ⅱ－4－① 原子力事業所等の安全確保

原子力発電所の安全規制については、国が法令に基づき一元的に行うこととなっているが、四国で唯一の原子力発電所である伊方発電所で大規模災害により異常等が発生すれば、県民の生命、身体及び財産に極めて重大な影響を及ぼすこととなる。このため、県においても、安全対策の確認、環境放射線等の常時監視を行うとともに、地域防災計画や広域避難計画の充実、計画に基づいた実践的な訓練の実施、オフサイトセンターや防災資機材の整備等の防災対策を積極的に展開し、原子力事業所の安全確保と原子力防災対策の充実強化を図ることとしている。

〔県民環境部防災局原子力安全対策課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 伊方発電所の安全対策の強化<br>有識者及び地元の代表者等で構成される伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び同原子力安全専門部会を開催し、伊方発電所の安全対策の実施状況等について慎重に確認を行っていくとともに、必要な安全確保対策について、適宜事業者に対応を求めていく。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局原子力安全対策課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (2) 環境放射線の監視及び発電所への立入調査等による安全確認<br>環境放射線等の監視については、東京電力(株)福島第一原発事故の知見等を踏まえ、平成25年度から調査範囲を原子力発電所から概ね30km圏に拡大するなど監視を強化している。また、原子力センターを中心に原子力発電所への立入調査等を実施し、現地における的確な安全確認を行う。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局原子力安全対策課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (3) 異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供<br>伊方発電所での異常時の対応については、正常状態以外の全ての事象を県に報告させ、県が住民に分かりやすくランク分けて公表するという、「えひめ方式」と呼ばれる全国的にも例のない通報連絡公表体制を構築しているが、引き続き厳格な異常時通報連絡の徹底を四国電力(株)に求めていく。また、それらの情報は県ホームページでも公表しているが、より手軽に情報を入手できるよう、全国初の試みとしてスマートフォン用アプリを運用しているところであり、今後も迅速な情報提供に努めていく。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局原子力安全対策課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(4) 愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）及び愛媛県広域避難計画の改定</b><br>防災対策の基本方針となる県の地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画について、国の指針改定や訓練での検証結果等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、住民の避難対策をはじめとした原子力防災対策の更なる実効性向上のための修正を行っていく。 |      |    |    |    |    |    |

〔県民環境部防災局原子力安全対策課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(5) 原子力防災施設及び資機材等の整備</b><br>愛媛県オフサイトセンターについて、原子力災害対策特別措置法の改正に基づき、平成27年8月に西予市宇和町（原子力発電所から24km）へ西予土木事務所との合築により移転整備しており、応急対策に必要な防災資機材等を重点区域等へ配備していく。 |      |    |    |    |    |    |

〔県民環境部防災局原子力安全対策課〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                |    |                |    |
|--|------------------|----|----------------|----|----------------|----|
|  | H27~             | R2 | R3             | R4 | R5             | R6 |
| <b>(6) 実践的な防災訓練の実施による防災対策の充実強化</b><br>県地域防災計画（原子力災害対策編）及び県広域避難計画を踏まえ、住民避難など防災対策上の課題に重点を置いたより実践的な原子力防災訓練を実施し、伊方発電所で万一事故が発生した場合に備え、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図る。 |                  |    |                |    |                |    |
| <b>指 標</b>   | 策定時              |    | 中間見直し時         |    | 目 標            |    |
| 原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合   | 92.5%<br>(H26年度) |    | 97%<br>(H30年度) |    | 100%<br>(R6年度) |    |

## 施策Ⅱ－4－② 石油コンビナート等特別防災区域等の安全確保

本県内には、新居浜、波方、菊間及び松山の4つの石油コンビナート等特別防災区域が存在し、各地区には化学工業、LPガス貯蔵、原油貯蔵、石油化学製品製造、化学繊維製造等の事業所が集積しており、危険物、高圧ガス、毒劇物等が大量に貯蔵、取り扱われているため、一旦災害が発生すると、その規模・態様は広範かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。このため、県や市町等の関係機関は、県石油コンビナート等防災計画等に基づき、防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施など、特別防災区域における防災対策を推進していく。

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画              |                       |                    |       |      |    |
|---|-------------------|-----------------------|--------------------|-------|------|----|
|   | H27～              | R2                    | R3                 | R4    | R5   | R6 |
| (1) 防災訓練の実施<br>県石油コンビナート等防災本部では、毎年1回、県下4箇所の特別防災区域を巡回して、県石油コンビナート等防災訓練を実施する。 | 波方地区              | 松山地区                  | 菊間地区               | 新居浜地区 | 松山地区 | →  |
| 指 標   | 策定時               |                       | 中間見直し時             | 目 標   |      |    |
| 県石油コンビナート等防災訓練参加者数  | 200人／年<br>(H25年度) | 豪雨災害により未実施<br>(H30年度) | 400人／年<br>(H27年度～) |       |      |    |

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画            |                 |                  |     |    |    |
|---|-----------------|-----------------|------------------|-----|----|----|
|   | H27～            | R2              | R3               | R4  | R5 | R6 |
| (2) 各事業所における防災対策の強化促進<br>各事業者に対して、危険物タンクの耐震性強化や防災資機材の整備、津波対策としての従業員等の避難計画の作成や津波到達までにできる被害を軽減するための緊急措置の検討などを促すとともに、県としても、各特別防災区域に泡消火薬剤やオイルフェンスなどの防災資機材を整備しており、その維持管理及び更新を行う。 | →               |                 |                  |     |    |    |
| 指 標   | 策定時             |                 | 中間見直し時           | 目 標 |    |    |
| 事故件数  | 1件／年<br>(H25年度) | 4件／年<br>(H30年度) | 0件／年<br>(H27年度～) |     |    |    |

〔県民環境部防災局消防防災安全課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (3) 県石油コンビナート等防災アセスメントの活用<br>平成25年度に県石油コンビナート等防災アセスメントを実施し、東日本大震災の教訓を踏まえた愛媛県石油コンビナート等防災計画の修正を行った。今後は、県石油コンビナート等防災訓練において、アセスメント結果を活用して近隣住民への広報や避難訓練を実施するなど、各種取組みに活用する。 | →    |    |    |    |    |    |

## 施策Ⅱ－4－③ 民間企業等の事業継続性の確保

大規模地震などの緊急事態に備え、事業活動の早期復旧対策等を定めるBCP（事業継続計画）の策定は、企業活動の維持はもとより、企業の信頼性を高める経営戦略としても、極めて有効であることから、応急対策や復旧・復興対策を担う建設業をはじめ、県内企業の大多数を占める中小企業のBCP策定を促進する。また、地域の中核的な組織である農業協同組合、漁業協同組合が、災害発生後にいち早く事業を再開できるよう、組合における防災意識の醸成などを進める。

〔土木部土木管理局土木管理課技術企画室〕

| 施策内容   | 年次計画             |    |                  |    |               |    |
|--|------------------|----|------------------|----|---------------|----|
|  | H27～             | R2 | R3               | R4 | R5            | R6 |
| <b>(1) 建設業BCPの普及促進</b><br>大規模災害発生時において、各地域の人命救助や応急対策、その後の復旧・復興には、地元の建設業者が必要不可欠であるが、建設業者自身も被災し業務の継続が困難となる可能性があることから、被災しても速やかに事業再開するために建設業BCP(事業継続計画)の策定の普及・啓発を行う。 |                  |    |                  |    |               | →  |
| 指 標  | 策定時              |    | 中間見直し時           |    | 目 標           |    |
| 建設業BCPの認定率   | 50.8%<br>(H25年度) |    | 67.6%<br>(H30年度) |    | 80%<br>(R6年度) |    |

〔経済労働部産業支援局経営支援課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(2) 企業等における業務継続計画（BCP）策定の促進</b><br>県内経済を下支えするものづくり企業が、災害時に早期に業務復旧を図ることができるよう、愛媛県中小企業団体中央会が実施するBCP作成セミナーを支援し、BCP策定を促進する。 |      |    |    |    |    | →  |

〔農林水産部農政企画局農業経済課、水産局漁政課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| <b>(3) 農業協同組合、漁業協同組合の防災対策の促進</b><br>信用事業や共済事業など多種多様な事業を展開している農業協同組合、漁業協同組合は、地域の中核的な組織であり、被災時に組合員のみならず地域住民への支援を実施するためにも、災害発生後にいち早く事業を再開することが求められている。このため、検査や指導などの機会を通じて、組合における防災意識の醸成などを進める。 |      |    |    |    |    | →  |

## 施策Ⅲ－1－① ライフラインの復旧対策

大規模地震による水道、下水道、工業用水道等のライフライン機能の停止は、被災者の飲料水や生活用水の確保、公衆衛生面において影響を及ぼすだけでなく、救助活動や経済活動など、社会生活全般に多大な機能低下をもたらすこととなる。このため、ライフライン施設が被災した場合でも、速やかに機能を維持・回復することができるよう、実践的な訓練の実施等により、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の復旧体制の充実を図る。

〔県民環境部環境局環境政策課〕

| 施策内容  | 年次計画                     |    |                          |    |                          |    |
|---|--------------------------|----|--------------------------|----|--------------------------|----|
|   | H27~                     | R2 | R3                       | R4 | R5                       | R6 |
| <b>(1) 水道の復旧体制の充実</b><br>県では、平成15年12月に愛媛県管工事協同組合連合会と「災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書」を締結し、被害が生じた水道施設の復旧作業に関し、被災自治体の協力要請に早急に対応できる体制を整えている。<br>また、県内12市町においても県と同様、地元の管工事協同組合と応急活動に関する協定を結び復旧体制の強化に取り組んでいるが、残りの8市町は取組みが遅れているため、全市町における復旧体制の強化を目指す。 | ➡                        |    |                          |    |                          |    |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>               |    | <b>中間見直し時</b>            |    | <b>目 標</b>               |    |
| 災害時における応急対策等に関する協定の締結市町数<br>【令和元年度目標達成】   | 12市町<br>(60%)<br>(H26年度) |    | 20市町<br>(100%)<br>(R元年度) |    | 20市町<br>(100%)<br>(R元年度) |    |

〔土木部道路都市局都市整備課〕

| 施策内容  | 年次計画          |    |                 |    |                 |    |
|---|---------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|   | H27~          | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| <b>(2) 下水道施設の復旧体制の充実</b><br>早期に下水道BCPを策定し、下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することができるようにする。 | ➡             |    |                 |    |                 |    |
| <b>指 標</b>  | <b>策定時</b>    |    | <b>中間見直し時</b>   |    | <b>目 標</b>      |    |
| 下水道BCPの策定率<br>【平成28年度目標達成】  | 6%<br>(H25年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    |

## 〔公営企業管理局発電工水課〕

| 施策内容   | 年次計画          |    |                 |    |                 |    |
|--|---------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
|  | H27~          | R2 | R3              | R4 | R5              | R6 |
| (3) 工業用水道管路の応急復旧用資材備蓄<br>工業用水道管路の被害発生箇所数の想定調査結果に基づき、必要数の応急復旧資材を平成26年度から平成28年度までの3年間で備蓄し、被災時の早期復旧を図る。 | ➡             |    |                 |    |                 |    |
| 指 標  | 策定時           |    | 中間見直し時          |    | 目 標             |    |
| 資材備蓄率<br>【平成28年度目標達成】  | 0%<br>(H25年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    | 100%<br>(H28年度) |    |

## 〔公営企業管理局発電工水課〕

| 施策内容   | 年次計画          |    |              |    |                     |    |
|--|---------------|----|--------------|----|---------------------|----|
|  | H27~          | R2 | R3           | R4 | R5                  | R6 |
| (4) 工業用水道被災時の相互応援の推進<br>「四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定」に基づき、被災県への職員派遣や備蓄物資、資機材の提供等、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、4県合同で実践的な訓練を実施するとともに、資材備蓄状況などの情報共有を行う。 | ➡             |    |              |    |                     |    |
| 指 標  | 策定時           |    | 中間見直し時       |    | 目 標                 |    |
| 四国4県合同訓練（工業用水道）の参加者  | 4名<br>(H25年度) |    | 2名<br>(R元年度) |    | 毎年度2名以上<br>(H25年度～) |    |

## 施策Ⅲ－1－② 被災者の生活再建支援

被災者の生活を早期に再建するためには、避難所や応急仮設住宅での生活を解消し、生活基盤となる住宅を確保することが重要である。また、地震等により宅地や家屋が被災した場合、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒など二次的災害の発生が懸念され、建築物の危険性及び継続使用可否をできる限り速やかに判定し、県民に情報提供することは、人命にかかる二次的災害を防止するうえで極めて重要である。このため、関係機関と住宅復興に向けた協力に係る協定を締結し、被災者の生活再建を支援するための体制を整備するとともに、各種講習会を開催し、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。また、円滑かつ迅速な復興を図るために、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容  | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|---|------|----|----|----|----|----|
|   | H27～ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (1) 住宅復興に向けた協力に係る協定<br>被災した住宅の応急修理、民間住宅の媒介、住宅相談窓口の設置等により、被災者の住宅の確保を支援するため、関係機関と協定を締結し体制整備を図る。 |      |    |    |    |    |    |

〔土木部道路都市局都市計画課〕

| 施策内容   | 年次計画                |    |                   |    |                           |    |
|--|---------------------|----|-------------------|----|---------------------------|----|
|  | H27～                | R2 | R3                | R4 | R5                        | R6 |
| (2) 被災宅地危険度判定士の養成<br>被災宅地危険度判定士養成講習会の開催により、有資格者判定士の更新及び新規養成を行うとともに、危険度判定実地訓練を実施する。 |                     |    |                   |    |                           |    |
| 指 標  | 策定時                 |    | 中間見直し時            |    | 目 標                       |    |
| 被災宅地危険度判定士の人数  | 1,074人<br>(H26.4.1) |    | 1,461人<br>(H30年度) |    | 1,500人<br>以上維持<br>(R2年度～) |    |

〔土木部道路都市局建築住宅課〕

| 施策内容   | 年次計画            |    |                 |    |               |    |
|--|-----------------|----|-----------------|----|---------------|----|
|  | H27～            | R2 | R3              | R4 | R5            | R6 |
| (3) 被災建築物応急危険度判定士の養成<br>地震被災建築物応急危険度判定士を養成する講習会の開催により、資格者の新規養成を行う。 |                 |    |                 |    |               |    |
| 指 標  | 策定時             |    | 中間見直し時          |    | 目 標           |    |
| 被災建築物応急危険度判定士県内養成総数  | 700人<br>(H25年度) |    | 846人<br>(H30年度) |    | 1,000人<br>(一) |    |

〔関係各課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (4) 復興に向けた事前の取組み<br>円滑かつ迅速な復興を図るために、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、被害が想定される地域において、災害後の復興を考える取組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。 |      |    |    |    |    | →  |

〔県民環境部防災局防災危機管理課〕

| 施策内容   | 年次計画 |    |    |    |    |    |
|--|------|----|----|----|----|----|
|  | H27~ | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| (5) 被災者支援連携システムの県・市町共同導入・運用<br>南海トラフ地震等に備え、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のための電子システムを、県と市町が共同で導入のうえ合同で操作研修を実施する等、県と市町が連携して、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。 |      |    |    |    |    | →  |

### 施策Ⅲ－1－③ 災害廃棄物等の処理対策

県の地震被害想定調査結果では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が約1,734万トン、津波堆積物が約323～686万トン発生すると見込まれ、県及び市町において、実効ある災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時には当該処理計画による柔軟な対応が必要となる。このため、平成26年3月に国が東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえて策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、県及び市町が災害廃棄物処理計画を策定することにより、被害の抑止・軽減を図る。

〔県民環境部環境局循環型社会推進課〕

| 施策内容  | 年次計画                   |                          |  |    |    |    |
|---|------------------------|--------------------------|--|----|----|----|
|   | H27～                   | R2                       | R3   | R4 | R5 | R6 |
| (1) 県災害廃棄物処理計画の策定、市町計画策定に係る助言<br>国の指針に基づく県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、令和元年度までに、県内全市町において国の指針に基づく処理計画が策定できるよう、市町に対し助言を行う。 |                        |                          |  |    |    |    |
|   |                        |                          | H27～H28：県処理計画の策定<br>H28～R元：市町計画策定の策定支援<br>R元～：実効性のある災害廃棄物処理体制の構築 |    |    |    |
| 指 標   | 策定時                    | 中間見直し時                   | 目 標  |    |    |    |
| 国の指針（H26.3）に基づく処理計画策定市町数<br>【令和元年度目標達成】   | 0市町<br>(0%)<br>(H26年度) | 20市町<br>(100%)<br>(R元年度) | 20市町<br>(100%)<br>(R元年度)   |    |    |    |



## (参考) 減災効果例

愛媛県地震被害想定調査では、人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震において、仮に次の対策を講じた場合、どの程度の減災効果が見込まれるか試算している。

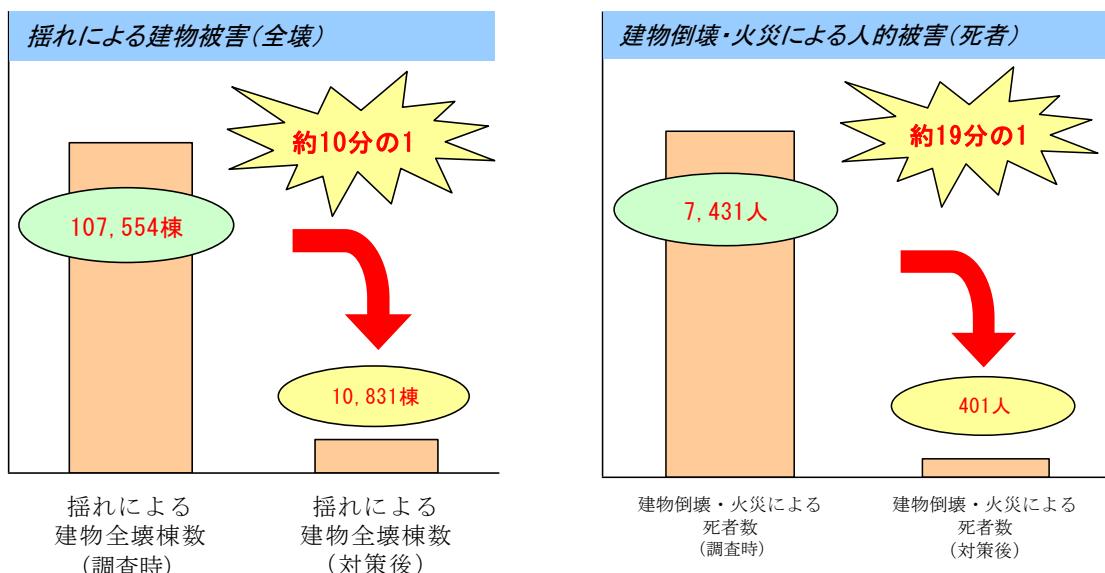
- ・建物の耐震化率の向上 71.4%（調査時） → 100%
- ・家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上 26.2%（調査時） → 100%
- ・津波からの早期避難率の向上 20%（仮定） → 100%

なお、想定は、人的被害を冬・深夜・強風、人的被害以外を冬・18時・強風とした。

### ①建物の耐震性の強化

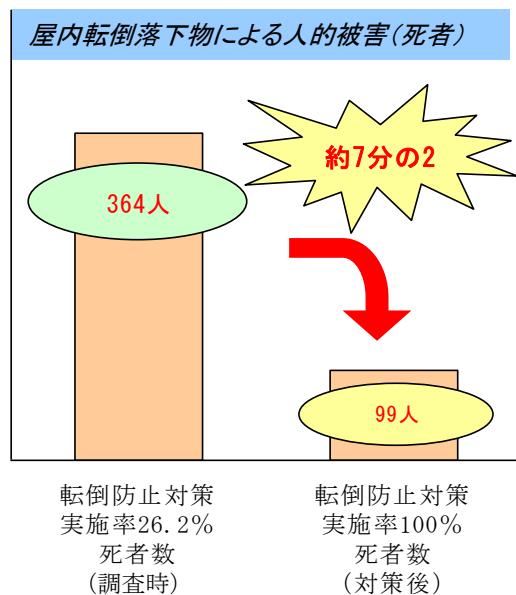
県内の住宅の耐震化率は、調査時（平成20年度時点）で71.4%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、建物の全壊棟数は約10分の1に軽減できる。

さらに、住宅の耐震化を行えば、建物倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、建物が倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難とすることも防ぐことができ、揺れ・火災による死者数は約19分の1に軽減できる。



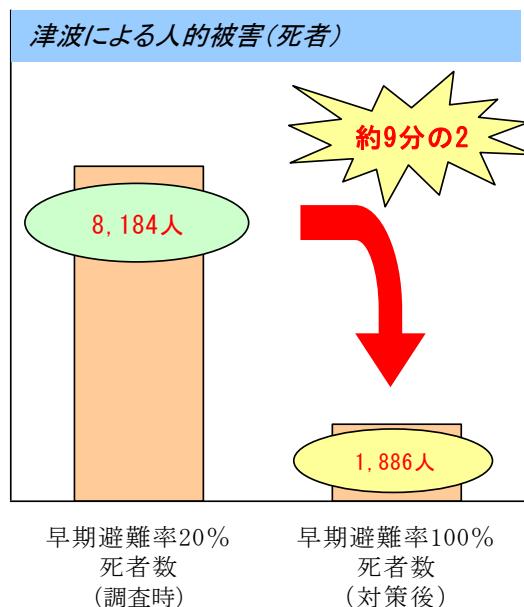
## ②家具等の転倒・落下防止対策の強化

全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率約26.2%を基に被害を想定した。この実施率を100%にすることで、死者数は約7分の2に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



## ③津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約9分の2に軽減できる。



#### ④試算結果

建物の耐震化率を100%、家具等の転倒・落下防止対策実施率を100%、津波からの早期避難率を100%まで向上させた場合、死者数が16,032人から2,439人まで軽減される結果となった。(減少率84.8%)

